

第2次【2018-2027】

安曇野市環境基本計画



【表紙絵：れんげ田と常念岳】

征矢野 久 氏 (洋画家)

- ・安曇野市穂高有明在住
- ・師：芸術院会員 石井柏亭
- ・日本水彩画会理事・審査員

安曇野の環境を未来に引き継ぐために

安曇野市は、雄大な北アルプス、澄んだ空気、清冽な湧水、豊かな田園・緑など、四季の変化に富んだ美しい自然環境に恵まれています。また、世界かんがい施設遺産の拾ヶ堰をはじめ多くの堰や屋敷林、道祖神などの先人から受け継いだ歴史・文化遺産は、私たちの日々の生活を豊かにしてくれています。

この恵まれた自然・生活環境は、安曇野に暮らす私たち共有の貴重な財産であり、将来の世代に引き継いでいくことが大切です。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展や過剰な消費行動により、地球温暖化などのさまざまな環境問題が生じ、生物多様性をはじめとした豊かな自然環境や安全・安心な生活環境が脅かされつつあり、早急な対応が求められています。

このような状況の中、本市は安曇野市環境基本条例に基づき、2008年3月に第1次安曇野市環境基本計画を策定し、安曇野市環境宣言をもとに望ましい環境像を定め、市民・事業者・行政の連携・協働により環境への取り組みを推進してまいりました。

第1次計画の策定から10年が経過した本年、市民・事業者の皆様からのご意見をもとにこれまでの取り組みを検証し、抽出された課題や社会情勢の変化に対応するため、第2次安曇野市環境基本計画を策定しました。

この新しい環境基本計画は、第2次安曇野市総合計画に掲げる将来都市像「北アルプスに生まれ共に響き合う 田園産業都市 安曇野」での環境面で目指すべきまちの姿「自然環境を大切にすまちなち」を実現するために、私たちが今後どのようなことを具体的に取組みばよいかを示しています。

多様化する環境問題に対処し、望ましい環境を保全・創造していくためには、市民・事業者・滞在者・市が互いに協力しあいながら環境施策を推進していくことが何より大切です。ぜひ、この計画をご一読いただき、ご自身の環境への取り組みにつなげていただくとともに、今後とも本市が推進する環境施策に対し、より一層の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました環境審議会、環境基本計画推進会議の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民・事業者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

2018（平成30）年 3月

安曇野市長 宮澤 宗弘



第2次安曇野市環境基本計画の構成

第1章 環境基本計画の基本事項

環境基本計画策定の背景

- 環境基本計画とは
 - ・「安曇野市環境宣言」を基本理念とする行動指針
- 安曇野市の動向
 - ・環境基本計画、環境行動計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）などの策定
- 第1次計画策定後の社会情勢
 - ・持続可能な社会を実現するための4つの社会
 - ・東日本大震災の発生による社会情勢の変化
 - ・世界的に取り組みが進みつつある地球温暖化対策
 - ・エネルギー対策の方向性の提示

第1次環境基本計画の評価

- 市民・事業者の環境に対する評価
- 数値目標の達成率・取り組みの成果による評価
[数値目標に対する達成率、主な取り組みの成果、市民による環境の評価（満足度）]

第2次環境基本計画の基本的事項

- 計画の目的と位置付け
(安曇野市環境基本条例第9条に基づく計画)
- 計画の期間（2018～2027年度の10年間）
- 計画の対象とする地域と環境の範囲
- 計画の推進主体（市民・事業者・滞在者・市）

第2章 安曇野市の環境の現状

安曇野市の概況

- 位置
- 気象
- 地形・地質
- 人口・世帯数
- 産業
- 土地利用

自然環境

- 山岳
- 森林・里山
- 里地
- 河川
- 動植物
- 緑・公園・人と自然とのふれあいの場
- 景観・歴史文化

生活環境

- 水環境
- 大気環境
- その他環境

資源循環・地球環境

- ごみ・リサイクル
- 地球温暖化
- エネルギー
- 交通

参加・協働

- 環境情報
- 環境教育・環境学習
- 環境保全活動

第3章 安曇野市がめざす環境のすがた

安曇野市の環境づくりに向けて

環境指標

基本目標・個別目標ごとに2022年度の目標値を設定

望ましい環境像・基本目標

- 共存・共生をはかるべきもの [豊かな自然と快適な生活空間]
- 安全・安心な暮らしを支えるもの [きれいな水と空気、安全な生活環境]
- 循環型・低炭素社会をつくるもの [ごみ減量、省エネルギー・新エネルギー]
- 参加と協働 [自ら学び・考え・行動する市民]

計画の体系

- 基本目標（4項目）
- 個別目標（15項目）
- 主要施策（47項目）

第4章 望ましい環境をつくるための取り組み

取り組みの基本的な考え方

- 取り組みの検討について
- 重点取り組みについて

取り組みの推進

- 環境の現状と課題（「第2章 安曇野市の環境の現状」および事前アンケート調査結果）
- 市の推進する取り組み・重点取り組み
- 市民・事業者・滞在者が取り組めること

共存・共生をはかるべきもの

- 1 山岳地をまもる
- 2 里山をまもる
- 3 里地をまもる
- 4 川や水辺をまもる
- 5 生きものをまもる
- 6 身近な自然とふれあう
- 7 景観や歴史・文化を大切にす

安全・安心な暮らしを支えるもの

- 8 豊富できれいな水の環境をまもる
- 9 きれいな空気と静かな環境をまもる
- 10 公害、化学物質などの問題をなくす

循環型・低炭素社会をつくるもの

- 11 ごみを少なくする
- 12 地球温暖化に対応する

参加と協働

- 13 環境情報を充実させる
- 14 環境について学ぶ・体験する
- 15 環境保全活動を活発にする

重点取り組みの推進

第5章 計画の推進体制と進行管理

推進体制

- 推進体制の概要
- 各主体（市民・事業者・滞在者・市）の役割
- 推進組織（環境基本計画庁内調整会議・環境審議会・安曇野環境市民ネットワーク）の役割

進行管理

- 進行管理の書類の作成・運用（行動計画・実施計画書・年次報告書）
- 進行管理のフロー（計画、実行、点検・評価、改善のPDCAサイクル）

その他の計画推進方法

- 計画の周知
- 予算措置
- 個別計画との調整
- 広域的な連携・協力

目次

第1章 環境基本計画の基本事項	1
第1節 環境基本計画策定の背景	2
第2節 第1次環境基本計画の評価	5
第3節 第2次環境基本計画の基本的事項	15
第2章 安曇野市の環境の現状	19
第1節 安曇野市の概況	20
第2節 自然環境	25
第3節 生活環境	40
第4節 資源循環・地球環境	45
第5節 参加・協働	52
第3章 安曇野市がめざす環境のすがた	57
第1節 安曇野市の環境づくりに向けて	58
第2節 望ましい環境像・基本目標	59
第3節 環境指標	62
第4節 計画の体系	64
第4章 望ましい環境をつくるための取り組み	65
第1節 取り組みの基本的な考え方	66
第2節 取り組みの推進	67
第3節 重点取り組みの推進	99
第5章 計画の推進体制と進行管理	103
第1節 推進体制	104
第2節 進行管理	107
第3節 その他の計画推進方法	111
付録	113

コラム目次

○ 安曇野市総合計画とは	15
○ 各分野における基本計画・環境に関する個別計画の概要	16
○ 環境に関する協働の取り組み事例	18
○ 松枯れの発生要因	26
○ 新たな「注意すべき外来・在来生物」(オオハングソウ / アライグマ / マダニ) ..	36
○ 中房温泉の膠状珪酸および珪華	39
○ 臭気指数とは	42
○ 問題がある空き家などの対応状況	43
○ 注意が必要な環境汚染物質(ダイオキシン類 / 微小粒子状物質(PM2.5) / アスベスト) ..	44
○ 近年のさまざまな気象現象(気温上昇とリンゴ生育適地の将来予測 / 集中豪雨) ..	47
○ デマンド交通「あづみん」の利用案内	51
○ 登山のマナー	69
○ 野生鳥獣問題(高病原性鳥インフルエンザ / ツキノワグマの大量出没 / カワウによる被害) ..	74
○ 黒沢洞合自然公園	79
○ 安曇野市景観条例および屋外広告物条例	81
○ 野焼きについて	87
○ 地球温暖化対策としての緩和策と適応策	93
○ 環境活動促進に向けた新たな取り組み (自然体験交流センター「せせらぎ」の活用 / 生きものマップの作成)	95
○ 信州やまほいく(信州型自然保育)	97
○ 生物多様性とは	102

第1章

環境基本計画の基本事項



田淵行男 [北アルプス連山 (中央に常念岳) /光城山 1963年]
田淵行男記念館所蔵

田淵 行男 氏
(ナチュラリスト)

- ・安曇野市名誉市民
- ・高山蝶などの生態研究のほか山岳写真を数多く撮影
- ・1976年 環境庁長官 自然保護思想普及功労賞 受賞

第1節 環境基本計画策定の背景

1-1 環境基本計画とは

■安曇野の豊かな環境の保全と創造のために

安曇野市は、2008（平成20）年に「安曇野市環境宣言」を制定しました。この「安曇野市環境宣言」を基本理念とし、より良い安曇野の環境を実現するための行動指針を示したものが「安曇野市環境基本計画」です。

私たち市民一人ひとりが、安曇野に住むことに誇りを持ち、この計画に基づき安曇野らしい景観や環境を守るために何をするべきかを考え、行動していくことが必要です。

■環境基本計画に示してあること

「安曇野市環境基本計画」は、安曇野市の環境に関する最も基本的な計画として位置付けられています。この計画は、安曇野市の環境をより良くしていくために、市民・事業者・滞在者・市がそれぞれのようなことに取り組むべきかを具体的に示したものです。

今後実施される事業は、この計画に盛り込まれた「より良い安曇野市の環境をつくっていく」という基本理念に従って進められなければなりません。

■始まりは、一人ひとりの行動から

どんなに小さな芽でも、それがいずれは大きな木になることを信じて、一人ひとりが力を合わせて地道に取り組んでいきましょう。

環境に関するさまざまな問題は、簡単に解決するようなものではありません。しかし、それぞれの立場で、できることから着実に取り組むことが、結果として地域全体、ひいては地球全体の環境をより良くしていくことにつながります。

安曇野市環境宣言（基本理念）

私たちが住んでいるこの美しい地球に、そしてこの安曇野にも危機が訪れています。これまでの無秩序な開発や社会経済活動、過剰なまでの消費生活などにより、公害や地球温暖化などの現象をもたらし、自然環境や生活環境をおびやかしています。

古代以来、人の生活とともに築かれてきたこの安曇野の環境を未来へ引き継いでいくには、今までの私たちの暮らしを見直し、そして社会のあり方を考えていかなければなりません。それは、経済効率優先の社会から、多少の不便さも良しとする社会への価値観の転換を意味しています。

私たちは、「地域」、「世代間」、「市民・事業者・行政」が連携することによって、より良い安曇野の環境をつくっていきます。

人と自然が調和した生活環境をつくり、将来を担う子どもたちに引き継いでいくために、以下の行動を実践することをここに宣言します。

- 豊かな自然と農業を育み、人と自然が共存・共生する社会を目指します。
- 水と空気を守り、快適で安全・安心な暮らしを目指します。
- 身近な暮らしと社会を見つめ直し、資源やエネルギーを大切にした循環型社会を築きます。
- 環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます。



平成20年3月17日

1-2 安曇野市の動向

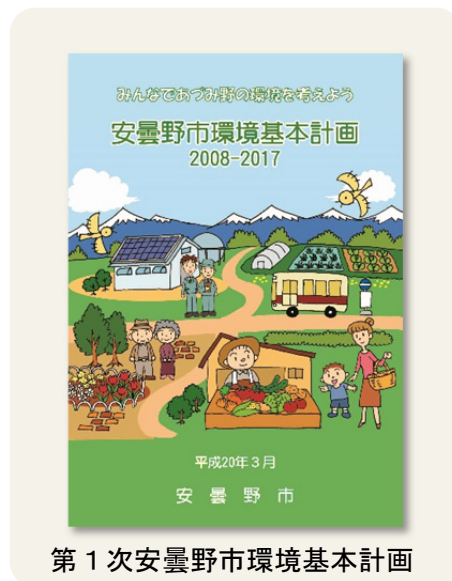
■安曇野市環境基本計画の策定

安曇野市では「安曇野市環境基本条例」に基づき、2008（平成20）年3月に「安曇野市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画では、安曇野市環境宣言（基本理念）をもとに、次の4つが実現された「まち」を望ましい環境像として掲げ、さまざまな環境施策に取り組んできました。

■第1次計画の望ましい環境像

- 豊かな自然と快適な生活空間
- きれいな水と空気、安全な生活環境
- 循環型の社会（ごみ減量、省・自然エネルギー）
- 自ら学び 考え 行動する市民



第1次安曇野市環境基本計画

また、第1次計画の策定から5年目となる2012（平成24）年度に中間見直しを行い、その時点での情勢や環境に対する価値観に沿ったものとするため、取り組み内容などいくつかの修正を実施しました。

【安曇野市環境行動計画の策定】

第1次計画における望ましい環境像の実現に向け、計画に盛り込まれた取り組みのうち、特に重点的・優先的に行う必要のある項目をまとめた「安曇野市環境行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定しました。行動計画は、第1次計画の前半にあたる2008（平成20）年度～2013（平成25）年度を「第1次行動計画」、後半にあたる2014（平成26）年度～2018（平成30）年度を「第2次行動計画」として、取り組みを進めてきました。

【安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）などの策定】

安曇野市全域を対象とした地球温暖化対策の実行計画として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2012（平成24）年3月に策定しました。

この計画は、安曇野市域の市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関する全ての事項を対象とし、温室効果ガスの排出量を2020年度までに2008（平成20）年度と比較して25%以上削減することを目標としています。

このほかにも、環境に関わる計画として、2011（平成23）年3月に「国土利用計画（安曇野市計画）」や「安曇野市景観計画」、2015（平成27）年3月に「安曇野市里山再生計画」、2017（平成29）年3月に「安曇野市水環境基本計画」、2017（平成29）年7月に「安曇野市緑の基本計画」を策定しました。



国土利用計画



景観計画



里山再生計画



水環境基本計画

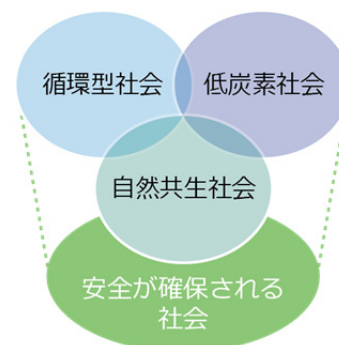


緑の基本計画

1-3 第1次計画策定後の社会情勢

■持続可能な社会を実現するための4つの社会

国は環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定めた「第四次環境基本計画」を2012（平成24）年4月に閣議決定しました。この計画では、持続可能な社会を目指すために「自然共生社会」・「循環型社会」・「低炭素社会」の3つの社会の構築に加え、これらの社会の基盤として「安全が確保される社会」が掲げられています。また、環境保全を国の活力向上と結び合わせ「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション*1の推進」「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置付けて取り組みを進めることとしています。



目指すべき持続可能な社会

■東日本大震災の発生による社会情勢の変化

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、生活環境に対する人々の関心が高まり、安全・安心の確保の重要性が国民の間で再認識されました。また、原子力発電所の運転停止によってエネルギー供給が一時的に不安定となり、社会経済にも大きな影響を与えました。このように、東日本大震災の発生は環境やエネルギーに対する国民の価値観や意識に大きな変化を与えました。

■世界的に取り組みが進みつつある地球温暖化対策

2013（平成25）年11月、政府は、京都議定書に代わる新たな温室効果ガス排出量の削減目標として「2020年までに2005年度比3.8%削減」をCOP19で発表しました。さらに、2015（平成27）年7月には、2030年の削減目標として「2013（平成25）年度比26%減」を決定しました。

また、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が2015（平成27）年12月にCOP21で採択されたことを受け、温室効果ガスの26%削減に向けた新たな「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定しました。

なお、パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本は11月8日に批准しました。このように、ここ数年で地球温暖化対策は大きく進展しました。

■エネルギー対策の方向性の提示

東日本大震災を契機として、国内のエネルギーを取り巻く状況は大きく変化しています。そのような中、政府は日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示し、個々のエネルギー政策の基となる新たな「エネルギー基本計画」を2014（平成26）年4月に閣議決定しました。計画の中では、再生可能エネルギー（以下「新エネルギー」という。）の導入を最大限加速し、積極的に推進していくことなどが示されました。

長野県は、2015（平成27）年3月に「長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」を策定しました。この計画では、「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」という基本目標を設定し、新エネルギー導入量および新エネルギー発電設備容量のそれぞれについて目標を定め「エネルギー自立地域」の実現を目指して取り組みを進めています。

【用語解説】

*1 グリーン・イノベーション…エネルギーや環境分野においてこれまでとは全く違った新たな考え方や取り組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

第2節 第1次環境基本計画の評価

第1次計画では、望ましい環境像を実現するために設定された4つの基本目標（①共存・共生をはかるべきもの、②安全・安心な暮らしを支えるもの、③循環型社会をつくるもの、④参加と協働）それぞれに個別項目や具体項目を掲げ、取り組みを行ってきました。

第2次安曇野市環境基本計画（以下「本計画」という。）の策定に当たり、目標の設定や施策の検討の参考資料として、第1次計画の数値目標の達成率や取り組みの成果および課題を検証した結果を以下に示します。

2-1 市民・事業者の環境に対する評価

本計画の策定に当たり、安曇野市の市民および事業者の環境に対する意識を把握することを目的として、2016（平成28）年12月に事前アンケート調査^{注）}を実施しました。

注）市民については市内在住の市民を対象として2,500人を、事業者については市内に所在地のある事業所を対象として1,000社をそれぞれ無作為抽出して実施し、市民1,060人（42.4%）、事業者357社（35.7%）から回答をいただきました。

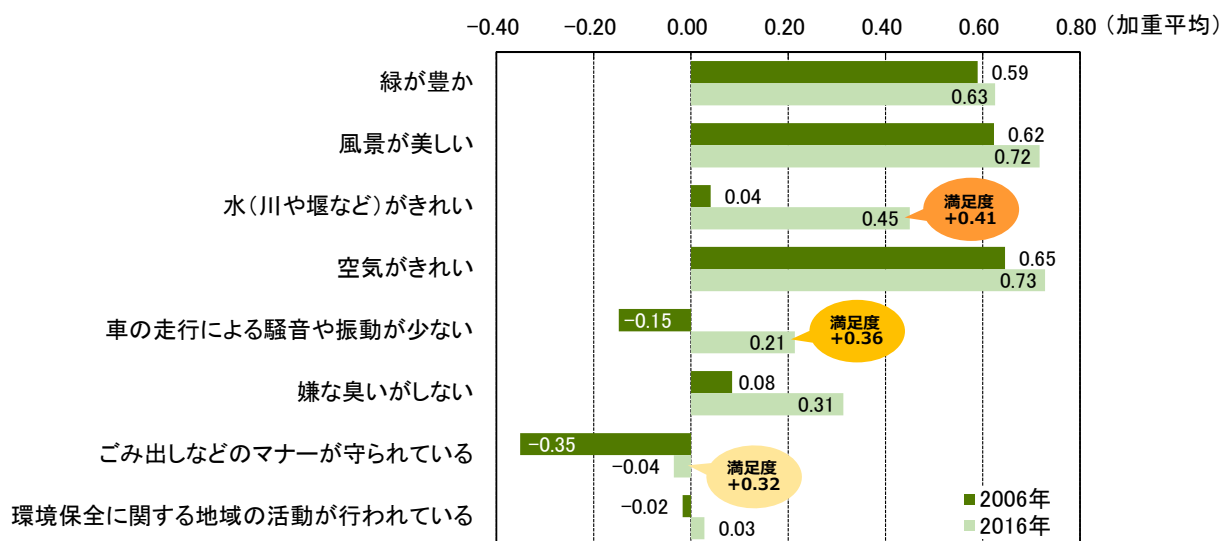
■第1次計画策定時よりも環境に対する満足度は向上

市民への事前アンケートの結果、安曇野市の環境に対する満足度は、第1次計画策定時の2006（平成18）年度に実施したアンケート結果と比較して、比較可能な項目全てで満足度が向上していました。

▶環境に対する満足度は、比較可能な項目全てで10年前よりも向上

▶満足度の向上の幅が大きかった上位3項目

- 1 水（川や堰など）がきれい（+0.41）
- 2 車の走行による騒音や振動が少ない（+0.36）
- 3 ごみ出しなどのマナーが守られている（+0.32）



市民の環境に対する満足度の比較（2006年度・2016年度）

注1）加重平均とは、選択肢によって点数の重み付けをして平均した数値のことです。
安曇野市の環境への満足度は、項目ごとに5段階で評価いただき、その結果について以下のように点数を割り振って算出しています。
「満足（1点）」「やや満足（0.5点）」「どちらともいえない（0点）」「やや不満（-0.5点）」「不満（-1点）」

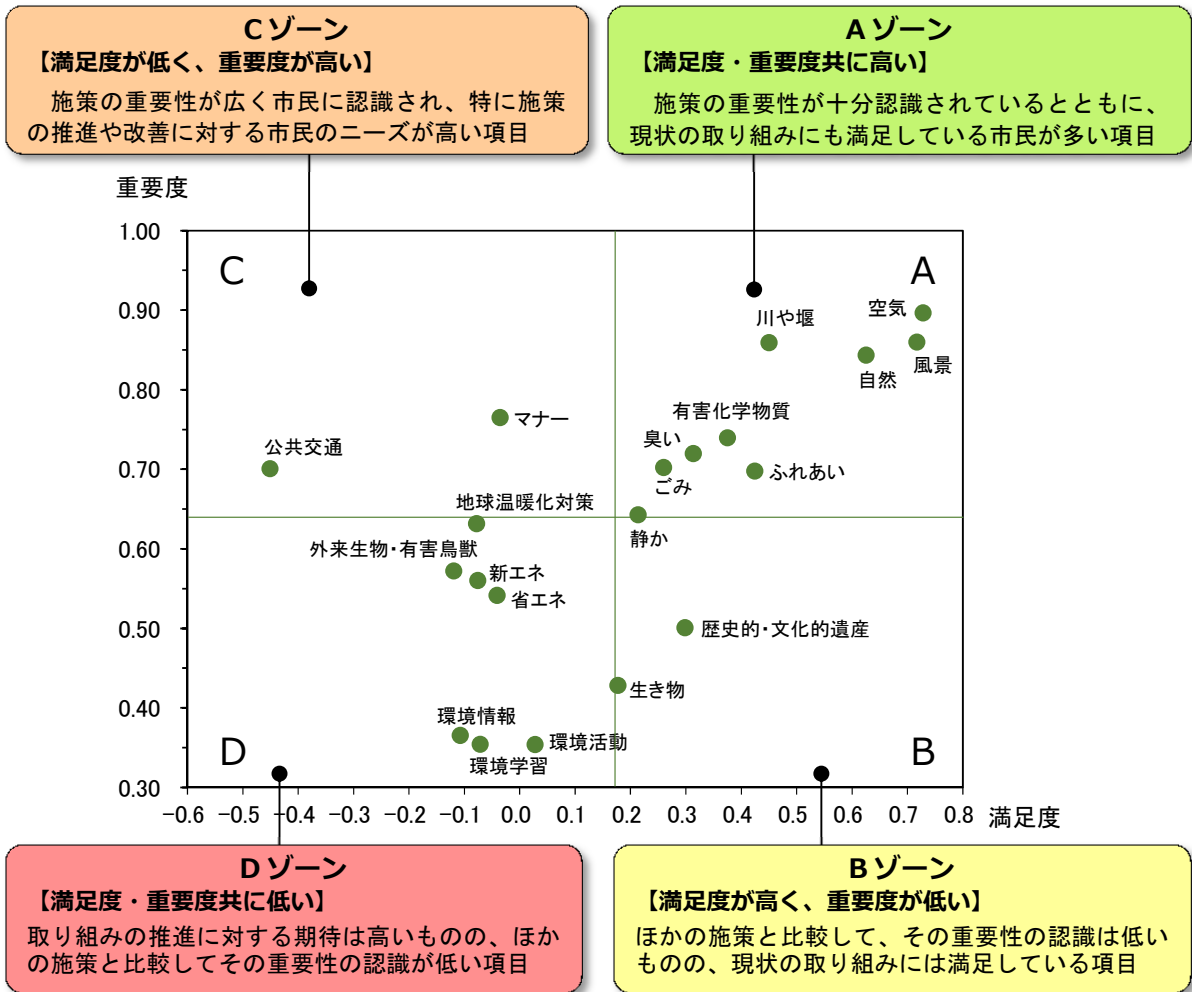
注2）2006年と2016年の加重平均値の差は、端数の四捨五入により合計値と合わない場合があります。

【資料：第1次計画および本計画に関する事前アンケート調査（2006年度・2016年度）】

■環境に対する満足度が高い項目ほど重要度も高い

市民への事前アンケート結果をもとに、環境に対する満足度と重要度それぞれの平均値（満足度の平均値 0.18、重要度の平均値 0.64）を境として4つのゾーンに分類し、相互関係を整理した結果、満足度が高い項目は重要度も高く、満足度の低い項目は重要度も低いという傾向にありました。

- ▶ 満足度・重要度共に高い：「空気がきれい」「風景が美しい」「緑が豊か」など
(Aゾーン) 受動的な環境については、現状に満足している
- ▶ 満足度・重要度共に低い：「環境学習の機会がある」「環境保全に関する地域の活動が行われている」「環境情報が得やすい」など
(Dゾーン) 自らが主体的に取り組む内容への意欲は低い
- ▶ 満足度が高く重要度が低い：「歴史的・文化的遺産」
(Bゾーン) 現状維持に向けて関心を高める取り組みが求められている
- ▶ 重要度が高く満足度が低い：「公共交通機関が利用しやすい」「ごみ出しやポイ捨てなどのマナーが守られている」など
(Cゾーン) 改善に向けての重点的な取り組みが求められている



市民の環境に対する満足度と重要度の相互関係（2016年度）

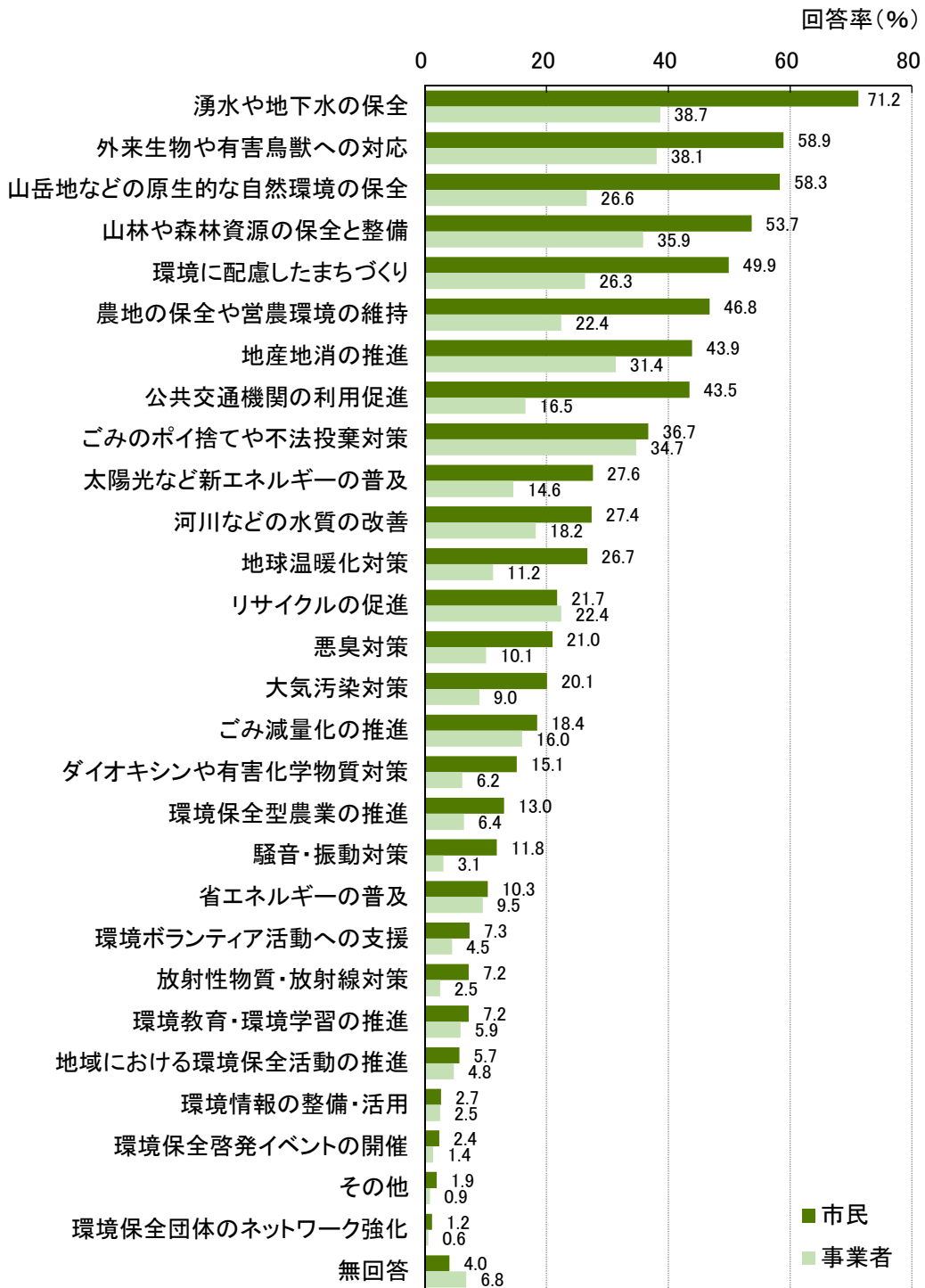
注) 安曇野市の環境に対する今後の重要度は、満足度同様に5段階で評価いただき、以下のように点数を割り振って算出しています。
 「重要（1点）」「やや重要（0.5点）」「どちらともいえない（0点）」「あまり重要ではない（-0.5点）」
 「重要ではない（-1点）」

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】

■水環境の保全、外来生物や有害鳥獣対策の推進に期待

市民および事業者が行政に期待する環境施策として、市民では「湧水や地下水の保全」「外来生物や有害鳥獣への対応」「山岳地などの原生的な自然環境の保全」の順に多く、事業者では「湧水や地下水の保全」「外来生物や有害鳥獣への対応」「山林や森林資源の保全と整備」の順に多い結果となりました。

▶市民・事業者共に、「湧水・地下水などの水環境の保全」「外来生物・有害鳥獣への対応」に関する取り組みへの期待が高い



行政に期待する環境施策（2016年度）

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】

2-2 数値目標の達成率・取り組みの成果による評価

第1次計画の基本目標における個別目標ごとに、①数値目標に対する達成率、②主な取り組みの成果、③市民による環境の評価（P5～6参照）について整理しました。

第1次計画の数値目標は、第1次安曇野市総合計画に記載された項目から選定したものです。

なお、数値目標が設定されていない個別目標については、関連する環境基準などを指標としました。

基本目標 ① 共存・共生をはかるべきもの

①数値目標に対する達成率

「間伐目標面積」「生きもの調査の実施」「担い手への農用地利用集積率」は目標を達成していますが「あづみん利用者数」「集落営農組織数」は達成率が80%程度にとどまっています。

注1) 「目標」は、2012（平成24）年度の計画見直し時に、2017（平成29）年度の数値として設定したものです。
注2) 「達成率」は、2016（平成28）年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。

●自然環境（具体項目：山岳、森林、里山、里地、動植物）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
林内路網	20.9m/ha	30.0m/ha	31.5m/ha	95.2%
間伐目標面積	150ha/年	1,002ha/年	220ha/年	455.5%
「生きもの調査」の実施	1回	1回	5年おき	100.0%

→ 林内路網は、2017（平成29）年4月1日に策定した森林整備変更計画書に基づき、2022年度に31.7m/haとする新たな目標値を設定しています。

→ 間伐面積は、松くい虫による松枯れの被害の拡大に伴い、更新伐による森林整備を行ったため大幅に増加しています。

→ 市民参加による「生きもの調査」を5年ごとに実施しています。次回は2018（平成30）年度に行います。

●快適な空間（具体項目：公園・緑化・花壇、まちなみ・まちづくり、眺望と田園景観）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
景観育成（形成）住民協定締結数	24カ所	25カ所	28カ所	89.3%
公園整備面積（1人当たり）	13.36m ² /人	23.13 m ² /人	23.46 m ² /人	98.6%
「あづみん」利用者数	—	85,365人/年	102,900人/年	83.0%

→ 景観育成住民協定締結数は、県内では168件が認定されており、市町村別では安曇野市が最多となっています。

→ 国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高地区）は2016（平成28）年に全域開園になり約100haとなりました。

→ デマンド交通「あづみん」の利用者数は直近の3年間で若干減少傾向にあります。

●農業（具体項目：農業をとりまく環境、環境保全型農業*2・資源循環型農業、地産地消と食育）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
認定農業者数	275経営体	267経営体	305経営体	87.5%
集落営農組織数 （共同販売経理を行う組織数）	13組織	27組織	33組織	81.8%
担い手への農用地利用集積率	35.4%	56.9%	56.4%	100.9%

→ 近年、認定農業者数の推移は横ばいです。

→ 経営の効率化のために集落営農組織の組織化は、地域事情を考慮して支援しています。

→ 担い手への集積面積は、直近の5年間の増加は約100haであり、今後も微増していく見込みです。

【用語解説】

*2環境保全型農業…農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土作りなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

②主な取り組みの成果

「里山再生計画の策定」「安曇野市版レッドデータブックの作成」「安曇野市生物多様性アドバイザー制度の施行」「『生きもの調査』の定期的な実施」「全市一斉での外来植物駆除活動の実施」「景観行政団体への移行」などを行いました。

【里山再生計画の策定】

豊かな自然資源を供給する場所であるとともに、災害の少ない安全安心な暮らしの維持には不可欠な里山について、市民・事業者・市が、その重要性和現状を再認識しながら、里山を守るためにどのような活動をしていくかを示した「安曇野市里山再生計画」を2015（平成27）年3月に策定しました。

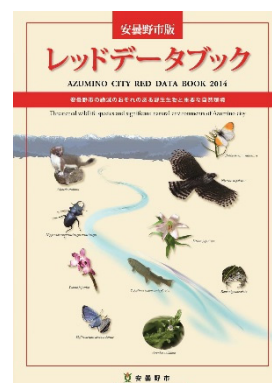
この計画では、里山をあるべき姿に再生し、元気な里山を取り戻すことを目指して、里山資源の利用や里山での活動推進および松枯れや鳥獣被害の減少に向けた取り組み（松枯れ木のくん蒸処理や更新伐、獣害防護柵の設置など）を進めています。



里山の未来像
（安曇野市里山再生計画より）

【安曇野市版レッドデータブックの作成】

安曇野市の変化に富んだ貴重な自然環境を保全し、次の世代に引き継いでいくための基礎資料として、希少な動植物や保全すべき自然環境についてまとめた「安曇野市版レッドデータブック」を2014（平成26）年3月に刊行しました。安曇野市版レッドデータブックの作成に当たっては、市内における自然環境やそこに棲む野生生物の現状や課題を明らかにするため、3カ年にわたり現地調査などを実施しました。



安曇野市版
レッドデータブック

【安曇野市生物多様性アドバイザー制度の施行】

「安曇野市版レッドデータブック」の作成を機に、2017（平成29）年4月に安曇野市生物多様性アドバイザー制度を施行しました。市内外の有識者を安曇野市生物多様性アドバイザーとして委嘱し、専門的な見地から希少生物の保護および重要な自然環境の保全などについて助言を得ながら取り組みを推進しています。

注）生物多様性の詳細については、102ページのコラム内を参照。

【『生きもの調査』の定期的な実施】

安曇野市の自然環境の現状把握の一環として、市民参加による「生きもの調査」を定期的に行いました。第1次計画の期間中は、第1次計画の策定年度と同じ2007（平成19）年度のほか、中間見直しを行った2012（平成24）年度の計2回実施しました。

【全市一斉での外来植物駆除活動の実施】

安曇野市内には多数の外来植物が生育しています。その中でも河川敷を中心に繁茂しているアレチウリを対象に、2012（平成24）年度から全市一斉の駆除活動を実施しています。駆除活動は、毎年7月～9月にかけて実施され、2016（平成28）年度には延べ7,644人が参加しました。また、市ではアレチウリの生育場所の情報を収集し、駆除活動の実施に反映させています。



アレチウリ駆除活動の様子

【景観行政団体への移行】

市民・事業者・市などが一体となって、次世代に誇れる景観づくりの推進を図り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現に資することを目的として、景観計画の策定および行為の規制のほか景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めた「安曇野市景観条例」を2010（平成22）年9月30日に制定し、同年11月1日に景観行政団体に移行しました。2011（平成23）年3月に景観法に基づく「安曇野市景観計画」を策定し、2011（平成23）年4月から運用しています。

③市民による環境の評価（満足度）

満足度は「緑が豊か」「風景が美しい」は高いものの「外来生物や有害鳥獣の影響が少ない」は低くなっています。

満足度の項目	市民の満足度（加重平均）		
	2006年	2016年	差
緑が豊か	0.59	0.63	+0.04
身近に感じられる生きものが多い	—	0.18	—
外来生物や有害鳥獣の影響が少ない	—	-0.12	—
自然と触れ合える場所が多い	—	0.42	—
風景が美しい	0.62	0.72	+0.10
歴史的・文化的遺産がある	—	0.30	—

注3) ：満足度が高いもの（0.5以上） ：満足度が低いもの（0未満）

注4) 2016年度結果の詳細は、6ページを参照。

基本目標 ② 安全・安心な暮らしを支えるもの

①数値目標に対する達成率

「窒素酸化物測定値」「ダイオキシン類測定値」は目標を達成しており、ほかの項目についてもおおむね目標値に近づいています。

注1) 「目標」は、2012（平成24）年度の計画見直し時に、2017（平成29）年度の数値として設定したものです。

注2) 「達成率」は、2016（平成28）年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。

●水（具体項目：水質・水量、水資源の有効利用）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
上水道普及率	98.9%	99.0%	99.3%	99.7%
公共下水道整備率	72.2%	83.7%	90.0%	93.0%
公共下水道水洗化率	73.4%	81.5%	94.0%	86.7%

→ 給水区域内のほぼ全域に水道水を供給しており、井戸利用者に切り替えを呼びかけています。

→ 公共下水道整備は、2018（平成30）年度におおむね完了する見込みです。

●空気・土壌（具体項目：空気・土壌）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年)	達成率
窒素酸化物測定値	環境基準以下	環境基準以下	環境基準以下	—
ダイオキシン類測定値	環境基準以下	環境基準以下	環境基準以下	—

→ 豊科地域の4地点において毎月行っている大気中の窒素酸化物の濃度調査では、2007（平成19）年以降全ての地点で環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下<日平均値>）を満たしています。

→ 市内6地点において毎年行っている大気中のダイオキシン類調査では、2007（平成19）年以降全ての地点で環境基準値（0.6pg-TEQ/m³以下<年平均値>）を満たしています。

●安全・安心な生活環境（具体項目：公害）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年)	達成率
自動車交通騒音	環境基準 2地点超過	環境基準 1地点超過	環境基準 以下	-

→ 毎年1回、市内9地点において自動車交通騒音測定調査を実施しています。2007（平成19）年度実施した調査では、環境基準（昼60dB以下、夜55dB以下）を超えた地点が2地点でしたが、2016（平成28）年度調査では、環境基準を超えた地点は1地点でした。

②主な取り組みの成果

「安曇野市地下水の保全・^{かんよう}涵養及び適正利用に関する条例の制定」「水環境基本計画の策定」などを行いました。

【安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例の制定】

地下水問題の発生を未然に防ぎ、健全な地下水環境を創出することを目指して、2012（平成24）年に「安曇野市地下水資源強化・活用指針」が策定され、2013（平成25）年度には「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」が施行されました。



安曇野わさび田湧水群

【水環境基本計画の策定】

水循環基本法（2014〈平成26〉年施行）や水循環基本計画（2015〈平成27〉年閣議決定）を受け、2017（平成29）年3月に「安曇野市水環境基本計画」を策定しました。今後は、市民・事業者・市がそれぞれの役割に基づき、目指す将来像に向けて主体的に取り組むことが期待されます。

③市民による環境の評価（満足度）

満足度は「空気がきれい」が高くなっています。

過去と比較すると「水（川や堰など）がきれい」「車の走行による騒音や振動が少ない」の満足度は大きく向上しています。

満足度の項目	市民の満足度（加重平均）		
	2006年	2016年	差
水（川や堰など）がきれい	0.04	0.45	+0.41
空気がきれい	0.65	0.73	+0.08
嫌な臭いがしない	0.08	0.31	+0.23
車の走行による騒音や振動が少ない	-0.15	0.21	+0.36
有害化学物質の問題がない	-	0.38	-

注3) : 満足度が高いもの（0.5以上） : 満足度が低いもの（0未満）

 : 過去と比べて大きく向上したもの（+0.3以上）

注4) 2016年度結果の詳細は、6ページを参照。

基本目標 ③ 循環型社会をつくるもの

① 数値目標に対する達成率

「廃食用油回収事業（石けん）」は目標を達成していますが「資源物排出量（1人1日当たり）」「リサイクル数量」は達成率が60%程度にとどまっています。

注1) 「目標」は、2012（平成24）年度の計画見直し時に、2017（平成29）年度の数値として設定したものです。
注2) 「達成率」は、2016（平成28）年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。

●モノの循環（具体項目：ごみの3R^{*3}をすすめる）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
燃えるごみ排出量（1人1日当たり）	380g/人・日	373g/人・日	346g/人・日	92.8%
資源物排出量（1人1日当たり）	173g/人・日	92g/人・日	153g/人・日	60.1%
リサイクル数量	6,272t/年	3,299t/年	5,673t/年	58.2%
廃食用油回収事業（石けん）	1,132t/年	4,719t/年	4,200t/年	112.4%

- 家庭系ごみは減少傾向にあります。
- 資源物排出量とリサイクル数量の減少は、民間事業者による資源回収が主な要因と考えられます。
- 廃食用油の回収を年間通して実施するよう変更したことにより、目標を超える回収量で推移しています。

●エネルギーの有効利用（具体項目：省エネルギー、エネルギーの地産地消）

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
太陽光発電システム設置戸数（累計）	404戸	2,822戸	3,000戸	94.1%
環境マネジメントシステム取得事業所数	18事業所	25事業所	35事業所	71.4%

- 太陽光発電システム設置戸数は、目標値を達成する見込みです。
- 2017（平成29）年1月に市役所本庁舎がエコアクション21に認証・登録されました。

② 主な取り組みの成果

「安曇野市地球温暖化対策実行計画の策定」「新エネルギー設備などへの助成」「市役所におけるEMS（エコアクション21）の導入」などの取り組みを行いました。

【安曇野市地球温暖化対策実行計画の策定】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「安曇野市地球温暖化対策実行計画」を2012（平成24）年3月に策定しました。この計画では、①温室効果ガスの削減目標、②各主体（市民・事業者・市）が取り組むべき項目、③その取り組みによりどのくらいの削減効果があるか、の3点について記しています。

なお、安曇野市では2009（平成21）年3月に市役所の取り組みとして「安曇野市地球温暖化防止実行計画」を策定し、2016（平成28）年9月には、第2次計画を策定しており、この2つの計画で市内における地球温暖化対策を推進しています。



地球温暖化対策実行計画

【用語解説】

^{*3} 3R（スリーアール）…循環型社会の推進に重要なキーワードとなる、リデュース（Reduce：ごみを減らす）、リユース（Reuse：何度も使う）、リサイクル（Recycle：再資源化する）の総称。

【新エネルギー設備などへの助成】

地球温暖化対策を推進するため、住宅用太陽光発電システムおよび住宅用太陽熱高度利用システムの設置に対する助成を行っています。太陽光発電システム設置への助成は2001（平成13）年度、太陽熱高度利用システムへの助成は2012（平成24）年度から始まり、2016（平成28）年度時点で、太陽光発電システム2,822件、太陽熱高度利用システム29件の助成を行いました。



屋根に設置された太陽光パネル

【市役所における EMS*4（エコアクション 21*5）の導入】

安曇野市では、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などの取り組みを推進するため、環境マネジメントシステム（EMS）の一つである「エコアクション21」に2015（平成27）年から取り組み、2017（平成29）年1月31日に市役所本庁舎が認証・登録されました。2016（平成28）年度からは、対象を支所や認定こども園、幼稚園へ拡大し、2017（平成29）年度からは、小中学校や生涯学習施設なども対象としています。

③市民による環境の評価（満足度）

満足度は、「ごみ出しなどのマナーが守られている」「地球温暖化対策が進んでいる」「新エネルギーが導入されている」「省エネルギーが進んでいる」「公共交通機関が利用しやすい」が低くなっています。

過去と比較すると「ごみ出しなどのマナーが守られている」の満足度は大きく向上しています。

満足度の項目	市民の満足度（加重平均）		
	2006年	2016年	差
ごみ減量やリサイクルが進んでいる	—	0.26	—
ごみ出しなどのマナーが守られている	-0.35	-0.04	+0.32
地球温暖化対策が進んでいる	—	-0.08	—
新エネルギーが導入されている	—	-0.08	—
省エネルギーが進んでいる	—	-0.04	—
公共交通機関が利用しやすい	—	-0.45	—

注3) ：満足度が低いもの（0未満） ：過去と比べて大きく向上したもの（+0.3以上）

注4) 2016年度結果の詳細は、6ページを参照。

注5) 2006年と2016年の加重平均値の差は、端数の四捨五入により合計値と合わない場合あり。

【用語解説】

*4 **環境マネジメントシステム（EMS）**・・・企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを実施し、更にこの手順を繰り返すことによって取り組みを高めていこうとするもの。

*5 **エコアクション 21**・・・中小事業者の環境への取り組みを促進するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が策定し、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが2004（平成16）年10月より「エコアクション21認証・登録制度」を開始し、現在は一般財団法人持続性推進機構が登録事業を継承している。

基本目標 ④ 参加と協働

① 数値目標に対する達成率

「環境学習プログラムなどによる環境学習の実施」は目標を達成していますが「安曇野環境市民ネットワークなどによる環境学習プログラムの提供数」は達成率が70%弱にとどまっています。

注1) 「目標」は、2012(平成24)年度の計画見直し時に、2017(平成29)年度の数値として設定したものです。
注2) 「達成率」は、2016(平成28)年度時点の現状値に基づき算出しており、参考値です。

● 環境学習の推進 (具体項目: さまざまな世代の環境学習の仕組みづくり、自然にふれる・体験する・学ぶ)

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
安曇野環境市民ネットワークなどによる環境学習プログラムの提供数	—	24	35	68.6%
環境学習プログラムなどによる環境学習の実施	—	14回/年	10回/年	140.0%

- 個々の団体などの実情に合わせて環境学習プログラムが提供されています。
- 行動計画により、環境学習の実施を推進しました。

● 地域主体の環境保全活動 (具体項目: 地域主体の環境保全活動)

指標	基準(2007年)	現状(2016年)	目標(2017年) ^{注1)}	達成率 ^{注2)}
環境美化活動団体数	85団体	103団体	115団体	89.6%
環境美化活動参加者数	15,000人/年	17,280人/年	19,000人/年	90.9%

- 市内一斉清掃を年2回実施するほか、職場や学校での環境美化の取り組みを推進しています。

② 主な取り組みの成果

「安曇野環境フェアの継続的な開催」「安曇野環境市民ネットワークの結成と環境学習プログラムの提供」などの取り組みを行いました。

【安曇野環境フェアの継続的な開催】

安曇野市の環境全般に関する普及啓発を目的として、「安曇野環境フェア」を毎年1回開催しています。2008(平成20)年2月に初開催して以降、2009(平成21)年からは秋を開催時期として、2017(平成29)年まで計10回開催しています。

【安曇野環境市民ネットワークの結成と環境学習プログラムの提供】

第1次計画の全市的な取り組みを推進するため、「安曇野環境市民ネットワーク」が2009(平成21)年9月に設立されました。「安曇野環境市民ネットワーク」に参加している団体・個人は、安曇野市内外で積極的な環境保全活動を実施しています。これらの団体・個人により、さまざまな分野における環境学習プログラムが提供され、学校での環境学習や公民館講座などで活用されています。

③ 市民による環境の評価(満足度)

「環境学習の機会がある」「環境情報が得やすい」は満足度が低くなっています。

満足度の項目	市民の満足度(加重平均)		
	2006年	2016年	差
環境学習の機会がある	—	-0.07	—
環境保全に関する地域の活動が行われている	-0.02	0.03	+0.05
環境情報が得やすい	—	-0.11	—

注3) : 満足度が低いもの(0未満)
注4) 2016年度の結果の詳細は、6ページを参照。

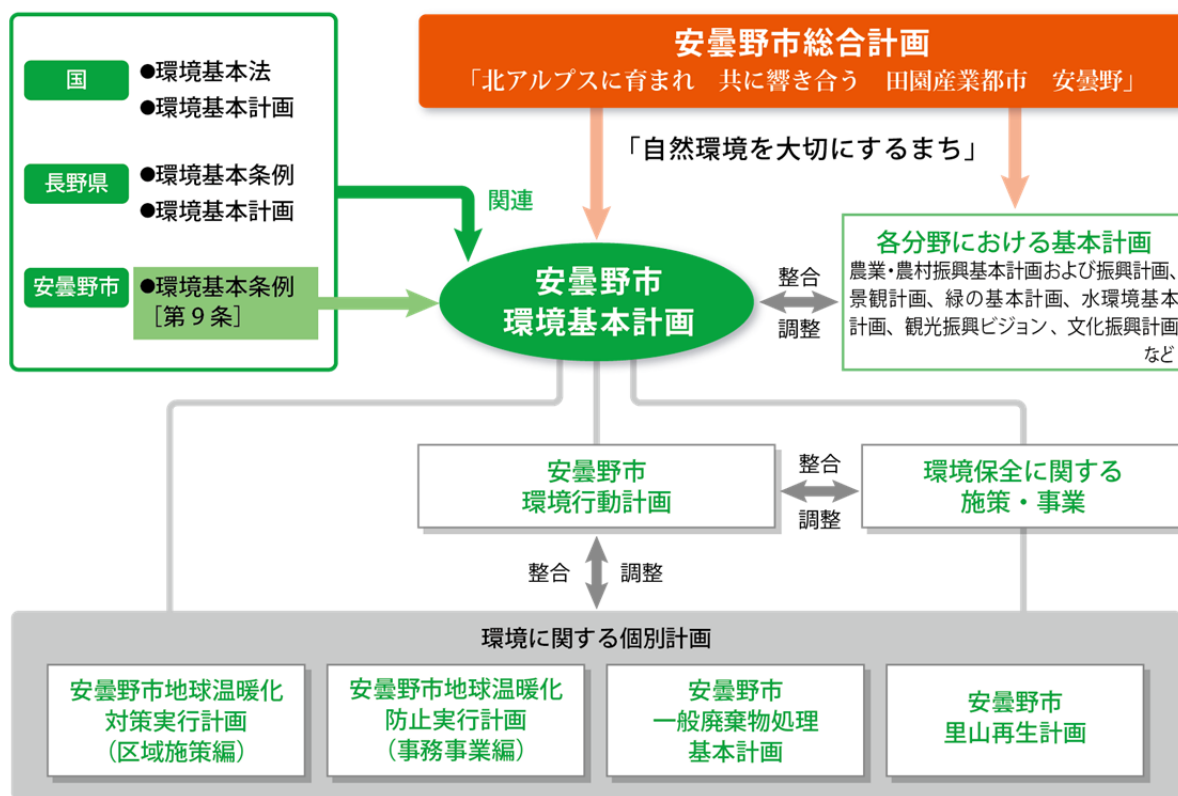
第 3 節 第 2 次環境基本計画の基本的事項

3-1 計画の目的と位置付け

本計画は、安曇野市環境基本条例第 9 条に基づいて策定するものです。環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性などを示すことを目的とします。

また、安曇野市の最上位計画である「第 2 次安曇野市総合計画」（計画期間：2018〈平成 30〉年度～2027 年度）を環境面から推進することにより、総合計画に掲げる安曇野市の将来像の実現を目指す役割を担っています。

さらに、地球温暖化対策、省エネルギー・新エネルギー施策を積極的かつ効率的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「安曇野市地球温暖化対策実行計画」および他の関連計画と連携するものとします。



計画の位置付け

コラム：安曇野市総合計画とは

安曇野市の自治に関する最高規範である自治基本条例（平成 29 年安曇野市条例第 4 号）において策定が規定された市政運営の根幹となる計画であり、各種計画の最上位に位置し、分野別の個別計画の策定時には、総合計画との整合が図られます。まちづくりの基本的方向を示した基本構想（2018～2027）と基本的な諸施策を体系別に示した基本計画（前期 2018～2022、後期 2023～2027）、諸施策に関わる具体的な事業を示した実施計画（3 カ年）で構成されます。

コラム：各分野における基本計画・環境に関する個別計画の概要



【各分野における基本計画】

■ 安曇野市農業・農村振興基本計画および振興計画

安曇野市の地域特性を十分に踏まえた上で、農業・農村の抱える課題解決と着実な活性化を実現する戦略を示した計画として、2017（平成29）年3月に策定されました。

■ 安曇野市景観計画

「山岳と田園の育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有できるまち」を実現するために、景観づくりの視点から、市民・事業者・市が協働で取り組むべき内容を取りまとめた計画として、2011（平成23）年3月に策定されました。景観計画では区域を定め、届け出が必要となる行為の基準を示しています。

■ 安曇野市緑の基本計画

緑地の保全と緑化の推進を計画的に実施し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする総合的な計画として、2017（平成29）年7月に策定されました。まちを囲む農地や山林も含めた安曇野市内の緑全般に関する総合的な方針を定めています。

■ 安曇野市水環境基本計画

「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」に基づき、安曇野市の地下水資源が持続的なものとなることを目指し、市民・事業者・市それぞれが主体的に取り組む内容を示した計画として、2017（平成29）年3月に策定されました。

■ 安曇野市観光振興ビジョン

安曇野らしい観光を展開していくため、大切にしてきた自然や農村景観、歴史・文化、コミュニティを来訪者に伝えていくことを目的として、2013（平成25）年3月に策定されました。

■ 安曇野市文化振興計画

「学ぶ心が育ち、文化のかおるまち」を基本理念に掲げ、今後の安曇野市の文化芸術を振興する上での目標とその実現に向けた取り組みの方向性を示す計画として、第2次計画が2018（平成30）年3月に策定されました。

【環境に関する個別計画】

■ 安曇野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく計画であり、安曇野市全域から排出される温室効果ガスについて、2020年度までに2008（平成20）年度比25%以上の削減を目標としています。

■ 安曇野市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく、地方自治体に策定と取り組み状況の公表が義務付けられた計画です。市の事務事業から発生する温室効果ガスについて、2016（平成28）年度～2020年度までの毎年度、二酸化炭素排出量を前年度比1%以上の削減を目標としています。

■ 安曇野市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき策定するものであり、市民および事業者との協働によるごみの減量、資源化および適正処理を推進し、循環型社会の実現を目指す計画です。市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量を2020年度までに2009（平成21）年度比11.5%の削減などの目標を掲げています。

■ 安曇野市里山再生計画

松くい虫被害や鳥獣被害などさまざまな問題が生じている里山の問題解決に向け、私たちの暮らしを守り、豊かにしてくれる里山の再生に向けた取り組みを、市民・森林所有者・事業者・市が一緒に進めていくための計画です。「里山のあるべき姿に再生し、元気な里山を取り戻す」ことを目指しています。

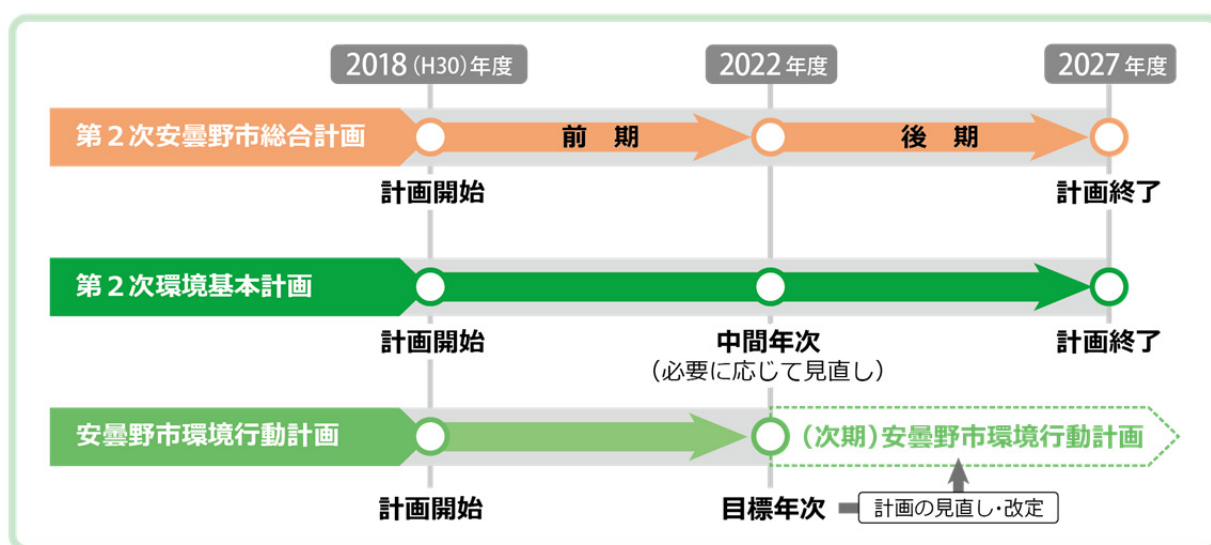
3-2 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度～2027年度までの10年間とし、中間年次となる5年目の2022年度には、必要に応じて計画の修正（見直し）を行います。

なお、本計画の期間および見直し時期は、上位計画である「第2次安曇野市総合計画」（基本構想、基本計画）と合わせて設定しており、数値目標の目標年次は総合計画の前期基本計画の目標年次である5年後（2022年度）としています。

また、本計画期間と同時進行で行動計画によって取り組みを推進します。行動計画は、本計画で示されている取り組みのうち、特に重点的・優先的に行う必要がある項目をまとめ、その実現を図るための5カ年計画です。

このほか、新たに発生する環境上の課題や社会経済情勢などの急激な変化に応じて、計画の見直しの必要が生じた場合には、柔軟に対応するものとします。



本計画および行動計画の計画期間

3-3 計画の対象とする地域と環境の範囲

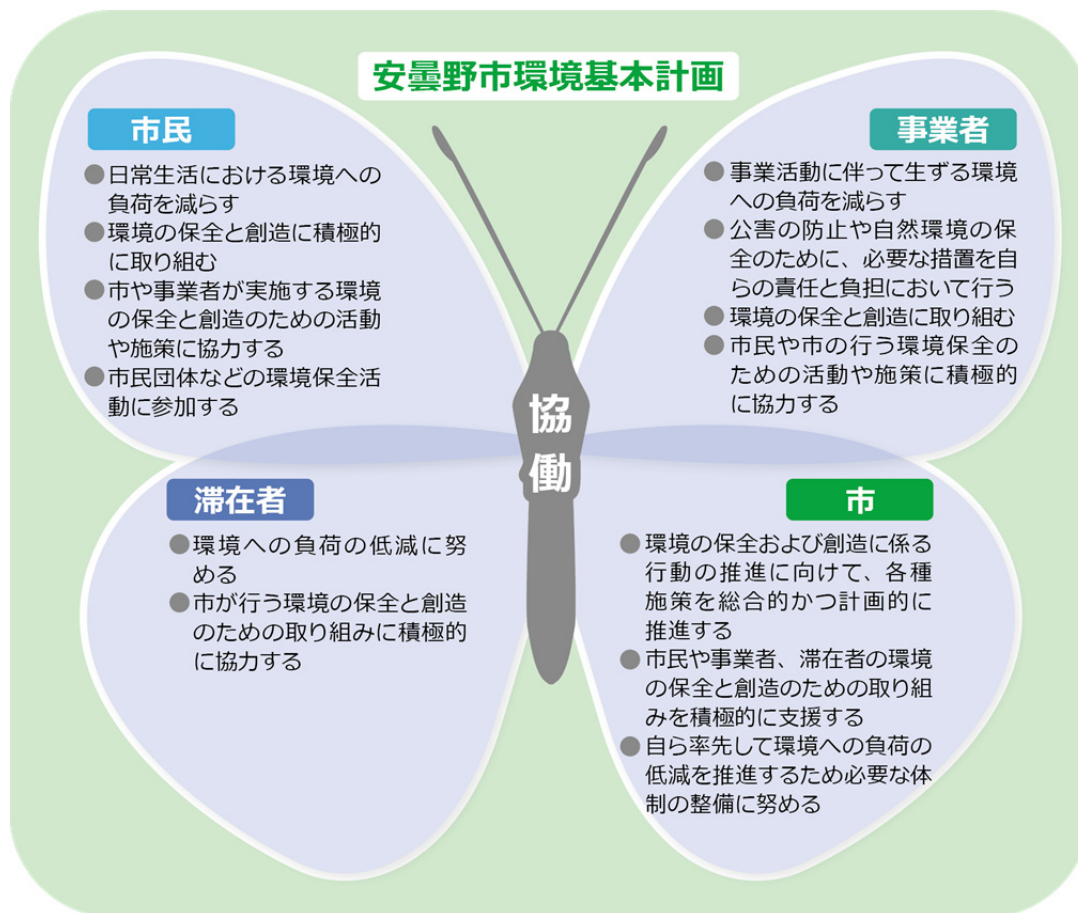
本計画の対象地域は、原則として安曇野市全域とし、対象とする環境は以下のとおりとします。

<p>自然環境</p> <p>山岳、森林・里山、里地 河川、動植物 緑・公園・人と自然とのふれあいの場 景観・歴史文化</p> 	<p>生活環境</p> <p>水環境、大気環境 その他環境</p> 	<p>資源循環・地球環境</p> <p>ごみ・リサイクル 地球温暖化 エネルギー、交通</p> 	<p>参加・協働</p> <p>環境情報 環境教育・環境学習 環境保全活動</p> 
--	--	---	--

3-4 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民・事業者・滞在者および市とします。

各主体は、安曇野市環境基本条例に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて「協働」していくことが必要です。



計画の推進体制

コラム：環境に関する協働の取り組み事例

安曇野市の環境分野における協働事例の一つとして、「安曇野環境フェア」とその実施主体である「安曇野環境フェア実行委員会」が挙げられます。

「安曇野環境フェア実行委員会」は、「安曇野市環境基本計画」および「環境行動計画」についての取り組みを市民に広く紹介しながら、より良い安曇野市の環境を創出していくための活動を行っている個人・団体・企業が、情報交換・交流を図る場として「安曇野環境フェア」を開催することを目的としています。

この実行委員会は、「安曇野環境市民ネットワーク」参加団体に所属する市民や、その趣旨への賛同者によって組織され、2008（平成20）年2月の初開催から10年以上にわたり、環境フェアの企画・運営を市とともに担ってきました。

市が単独で事業を実施するのではなく、実行委員会を通じて多くの市民・事業者の参加を得ることで、最新情報や活動内容の共有を図り、市民活動団体などのネットワークが広がるとともに、市民・事業者に対し広く参加を呼びかけることができます。また、市民・事業者・市の三者の相互理解が深まり、信頼関係構築の一助となります。

このほかにも、協働には多くのメリットがあり、環境への取り組みを効果的に推進する上で欠かせないものになっており、安曇野市の環境をより良くしていくために、今後も活発な活動が期待されます。



安曇野環境フェア実行委員会

第2章

安曇野市の環境の現状



田淵行男 [ワサビ田の初夏/穂高御法田 1972年]
田淵行男記念館所蔵

第1節 安曇野市の概況

1-1 位置

■長野県のほぼ中央に位置する安曇野市

安曇野市は長野県のほぼ中央部に位置し、北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接しています。

行政区域は、東西約25.9km、南北約21.0kmで面積は331.78km²であり、2017（平成29）年時点で、県内では9番目の規模です。



安曇野市の位置

1-2 気象

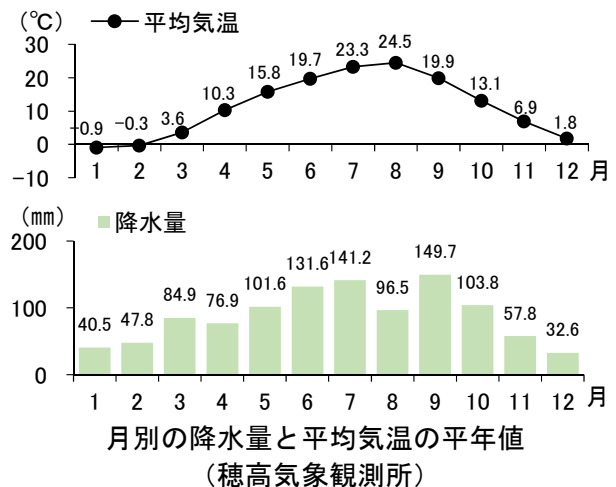
■気温の年較差が大きく雨の少ない気象

安曇野市は盆地に位置するため内陸性気候で、気温の年較差が大きいという特徴があります。

年平均気温は約11.5℃、8月の平均気温は24.5℃の一方、1月の平均気温は-0.9℃まで下がり、寒暖の年較差が大きくなっています。また、全般に湿度が低く、真夏でもしのぎやすい気候です。

降水量の平年値は1,100mm前後で、国内でも雨の少ない地域に当たります。特に冬季の降水量は少なく、太平洋側の特徴を示しています。

市の西側は標高3,000m近い山岳地帯であり、気温は平地よりも低く、山頂や尾根付近では秋から翌年夏にかけて、長い期間積雪がみられます。



【資料:気象庁】

穂高気象観測所の平年値 (1981年～2010年の平均値)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 (mm)	40.5	47.8	84.9	76.9	101.6	131.6	141.2	96.5	149.7	103.8	57.8	32.6	1,064.8
平均気温 (°C)	-0.9	-0.3	3.6	10.3	15.8	19.7	23.3	24.5	19.9	13.1	6.9	1.8	11.5
最高気温 (°C)	4.2	5.3	9.9	17.8	22.9	25.7	29.1	30.8	25.4	19.2	13.3	7.4	17.6
最低気温 (°C)	-5.7	-5.3	-1.8	3.6	9.6	14.9	19.0	19.9	15.7	8.3	1.8	-2.9	6.4

【資料:気象庁】

■霧の発生

安曇野市の気象現象の特徴の一つに霧の発生があります。その多くは内陸の盆地で発生しやすいとされる放射霧によるものですが、犀川、高瀬川、乳川、梓川などでは、10月～12月にかけて蒸発霧（川霧）の発生もみられ、特に市内では用水路からも水蒸気により霧が発生します。

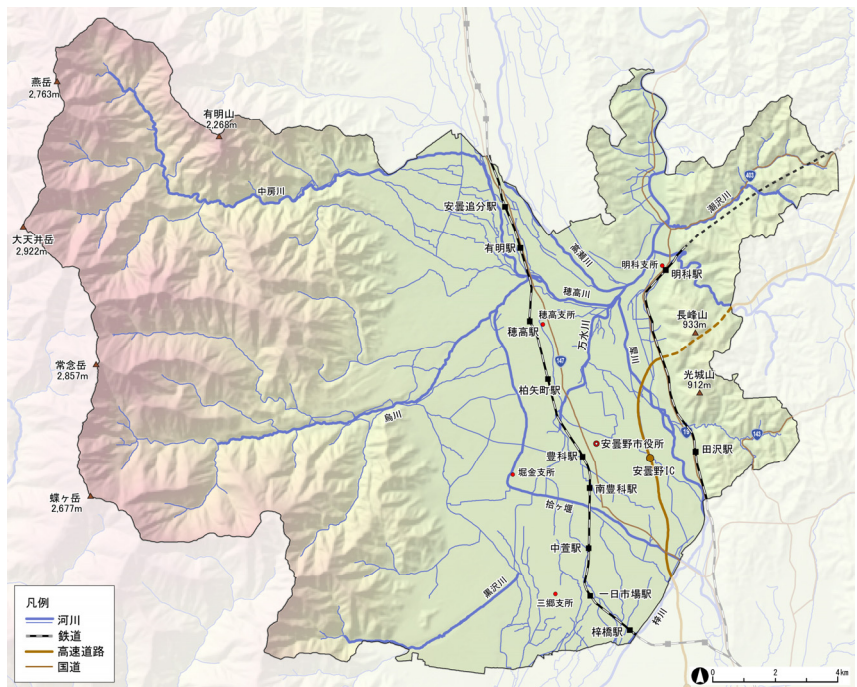
1-3 地形・地質

■常念山脈と筑摩山地に囲まれた松本盆地

安曇野市の西側は北アルプスの一支脈である常念山脈がそびえ、東側にはなだらかな山容の筑摩山地（通称東山）が連なります。その間に広がっているのが松本盆地です。

松本盆地の西側では扇状地が発達し、梓川、黒沢川、烏川、中房川では複合扇状地を形成しています。それら河川は全て、下流域にある犀川、高瀬川、穂高川の合流部（以下「三川合流部」という。）へとつながっています。

松本盆地の東側には活断層の松本盆地東縁断層が通過しており、山地は急斜面となって盆地に接しています。小さな沢の出口には小規模な扇状地が形成されています。



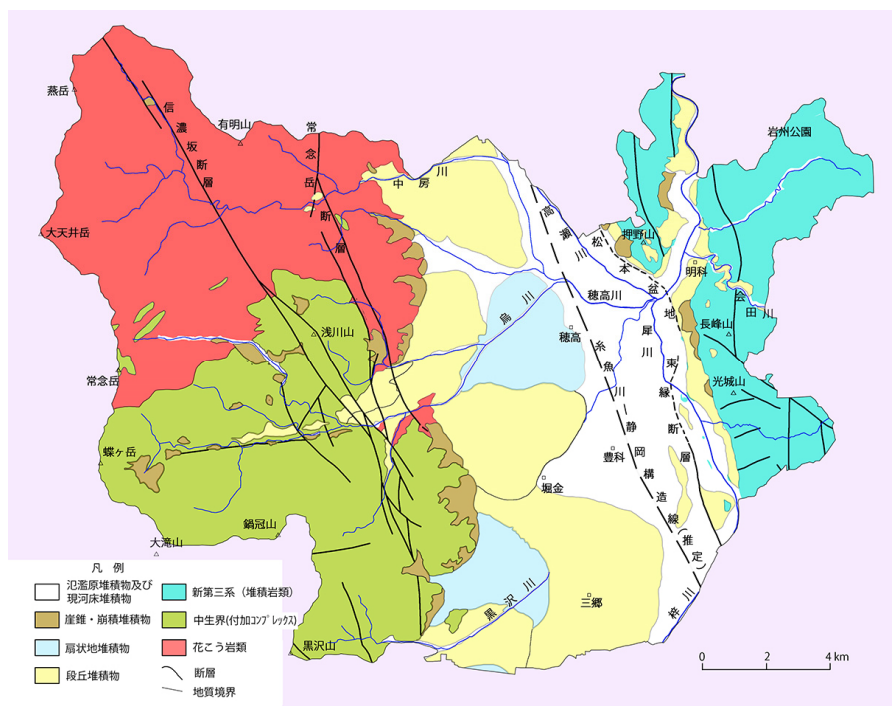
安曇野市の地形

【資料：国土数値情報(国土交通省)】

■糸魚川－静岡構造線で大きく二分される地質

安曇野市の基盤地質は、松本盆地の中央部を通るとされる糸魚川－静岡構造線で大きく二つに分けられます。糸魚川－静岡構造線の西側は、主に砂岩・泥岩・チャートなどの岩石からなる付加コンプレックスと花こう岩類で構成されています。一方、東側はフォッサマグナ地域に属する新第三紀以降の堆積岩類から構成されています。

扇状地堆積物・段丘堆積物は、主に松本盆地の西側に広く分布しています。大きな河川を通じて北アルプス側から供給された大量の砂礫は松本盆地に厚く堆積していて、その厚さは松本盆地東縁断層の西側付近で最大となり、400～500mと推定されています。この厚い砂礫層は地下水の帯水層となっていて、湧水地帯の地下水の供給源となっています。



安曇野市の地質

【資料：安曇野市版レッドデータブック】

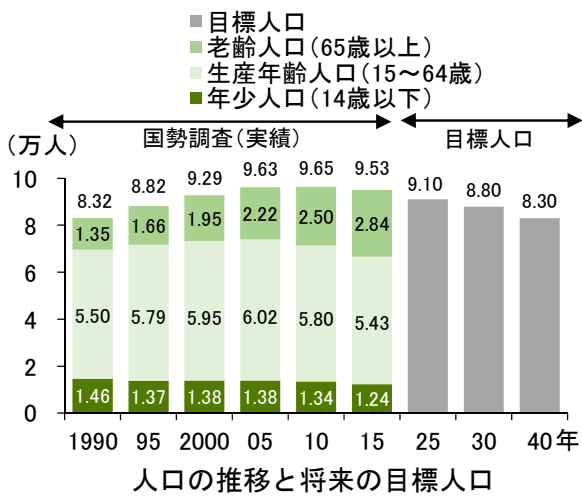
1-4 人口・世帯数

■人口減少と少子高齢化の進行

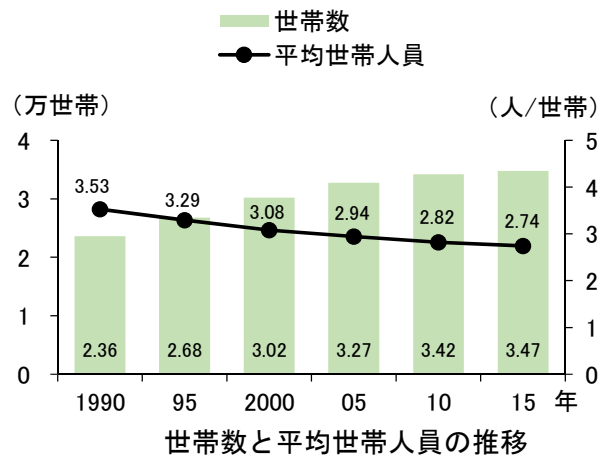
安曇野市の人口・世帯数は、2015（平成27）年の国勢調査で95,282人、34,732世帯です。国勢調査の推移では、人口は1980（昭和55）年から増加傾向でしたが、2010（平成22）年の96,479人をピークに、2015（平成27）年にはわずかながら減少しました。

2015（平成27）年の年齢3区分別の人口構成割合は、年少人口（14歳以下）が13.0%、高齢人口（65歳以上）が29.9%となっており、25年前の1990（平成2）年と比較しても、少子高齢化の傾向が顕著になっています。また、1世帯当たりの人員数も2.74人と減少しており、核家族化の傾向にあります。

なお、2015（平成27）年に策定した「安曇野市人口ビジョン」では、今後、人口減少がより一層進むと推計されています。市では2025年度の目標人口を91,000人として、地方創生に関する施策を推進しています。



注) 端数の四捨五入により内訳値と合計値が合わない場合があります
【資料：国勢調査（1990～2015）、安曇野市人口ビジョン（2025～2040）】



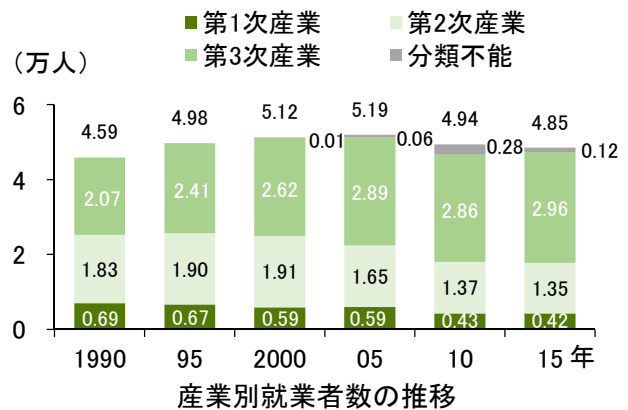
【資料：国勢調査】

1-5 産業

■約6割を占める第3次産業就業者数【産業別人口】

2015（平成27）年国勢調査の結果、就業者総数48,503人のうち、第1次産業（農林水産業）就業者が4,239人、第2次産業（鉱工業・建設業）が13,529人、第3次産業（商業・サービス業など）が29,560人、分類不能が1,175人となっています。

2005（平成17）年～2015（平成27）年までの過去10年間では、第1次産業、第2次産業が減少傾向、第3次産業はやや増加しており、割合としては、第3次産業の比率が就業者総数の約6割を占めています。

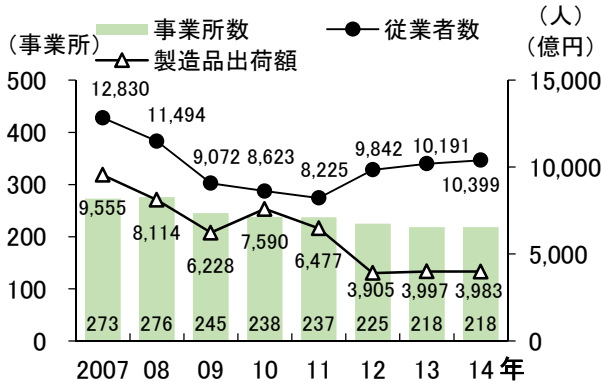


注) 端数の四捨五入により内訳値と合計値が合わない場合があります
【資料：国勢調査】

■減少傾向にある事業所数と製造品出荷額【工業】

2014（平成26）年の事業所数は218、従業者数は10,399人、製造品出荷額などは3,983億円となっており、事業所数と製造品出荷額などは減少傾向ですが、従業者数はここ数年、増加傾向にあります。

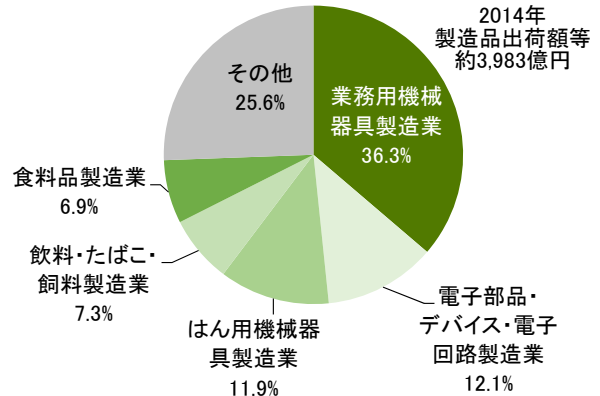
また、製造品出荷額等に占める割合が上位を占めるものは、業務用機械（36.3%）、電子（12.1%）、はん用機械（11.9%）などです。



事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

注）製造品出荷額は、2012年に集計方法が変更されたことにより大幅に減少

【資料：工業統計調査】

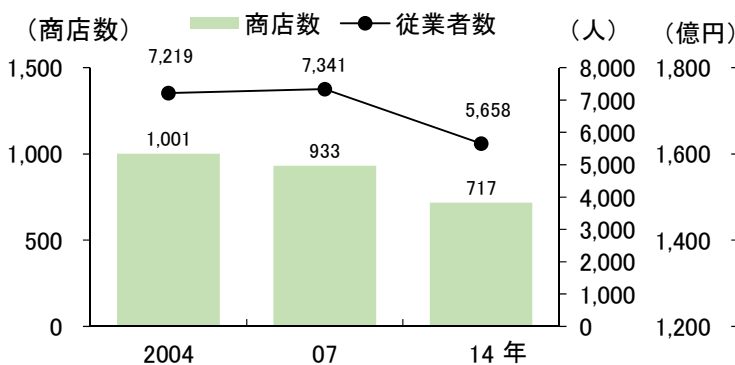


2014年度製造品出荷額等の割合

【資料：工業統計調査】

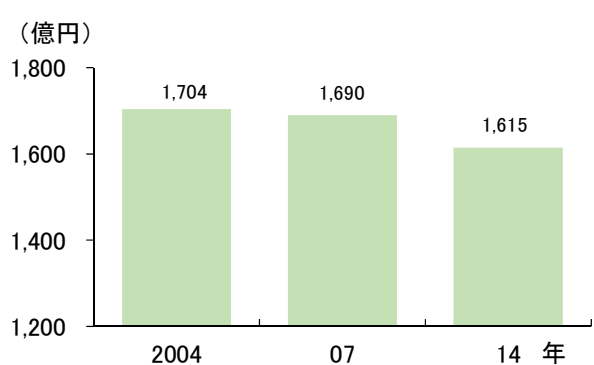
■減少傾向にある商店数や年間商品販売額【商業】

2014（平成26）年の商店数は717、従業者数は5,658人、年間商品販売額は1,615億円となっており、いずれも減少傾向にあります。



商店数・従業者数の推移

【資料：商業統計調査】



年間商品販売額の推移

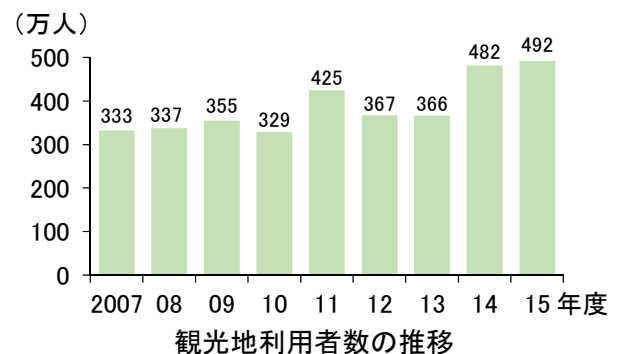
【資料：商業統計調査】

■増加傾向にある観光地利用者数【観光】

安曇野市は「安曇野」として全国的に知られる観光地であり、湧水などの豊かな自然環境、美しい農村環境、歴史や文化、芸術など、豊富な地域資源に恵まれています。

西に連なる北アルプスは、登山を中心とした山岳観光が盛んであり、その麓には、自然と触れ合える国営アルプスあづみの公園や県営烏川溪谷緑地があります。また、日帰り温泉施設や温泉宿泊施設が市内各所に整備されています。

市内の観光地利用者数は近年増加傾向にあり、2015（平成27）年度は約492万人でした。



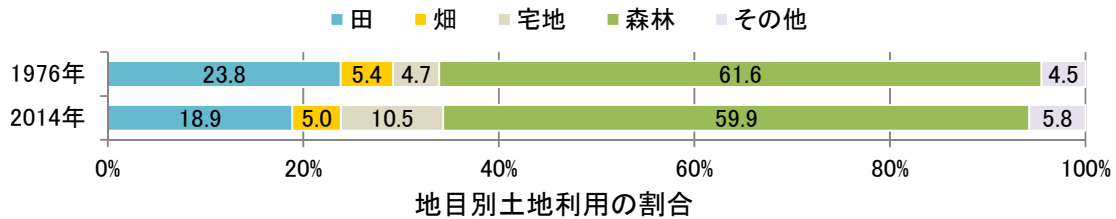
観光地利用者数の推移

【資料：安曇野市の統計】

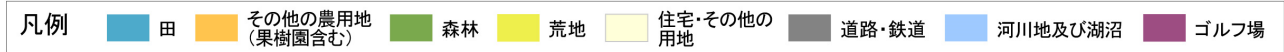
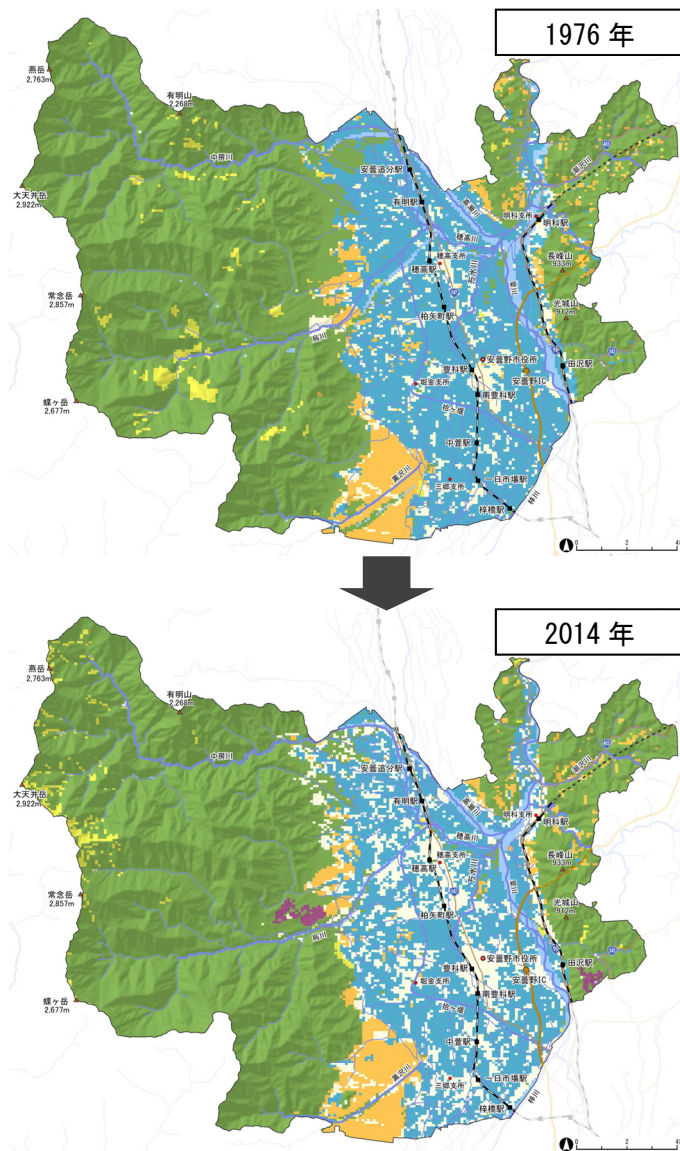
1-6 土地利用

■減少する農地と増加する宅地

安曇野市の総面積 331.78km²のうち、2014（平成26）年1月1日時点の土地利用の内訳（地目別面積）は、森林が最も多く、約60%を占めています。田と畑を合わせた農地は約24%、宅地10.5%となっています。2014（平成26）年の土地利用を1976（昭和51）年と比較すると、農地が減少した一方、宅地の増加がみられます。



【資料：国土数値情報(国土交通省)】



安曇野市の土地利用の変遷

【資料：国土数値情報(国土交通省)】

第2節 自然環境

2-1 山岳

■3,000m級の山々が連なる北アルプス

安曇野市の西側は、燕岳・大天井岳・常念岳などの海拔 3,000m 級の山々がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯で、貴重な動植物が生息・生育しています。東側は 900m 前後の丘陵地帯が広がっています。



長峰山から望む北アルプス

■多くの登山者が訪れる山岳地

安曇野市内には3つの登山口（中房、一ノ沢、三股）があり、パノラマ銀座（燕岳ー常念岳ー蝶ヶ岳）や表銀座（燕岳ー大天井岳ー槍ヶ岳）への登山の拠点として、毎年多くの登山者が訪れています。また、その麓や東側の丘陵地帯では、山々の眺望や里山の自然に触れることができるウォーキング・トレッキングコースが整備されています。

■山岳地の環境変化

近年、動植物の生息・生育環境の変化や気候変動などにより、ニホンジカ、キツネ、カラスなどの人里の動物が高山帯まで分布を広げ、高山性動植物の採食や捕食問題が生じています。特にライチョウについては、最近では、ヒナがニホンザルに捕食される様子が目撃されるなど新たな状況も生じており、個体数への影響が懸念されています。

2-2 森林・里山

■市面積の約6割を占める森林面積

安曇野市の森林面積は 202.5km² であり、市の総面積の約 60% を占めています。所有区分別の割合は、国有林が約 47.7%、民有林が約 52.3% となっています。

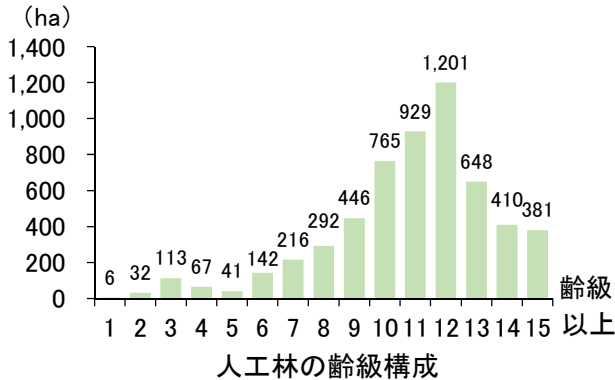
■間伐の必要性が増す人工林

民有林のうち人工林は約 39.3% で、県平均の 50.0% を下回っています。人工林の樹種はアカマツ、カラマツなどの針葉樹が多くなっています。

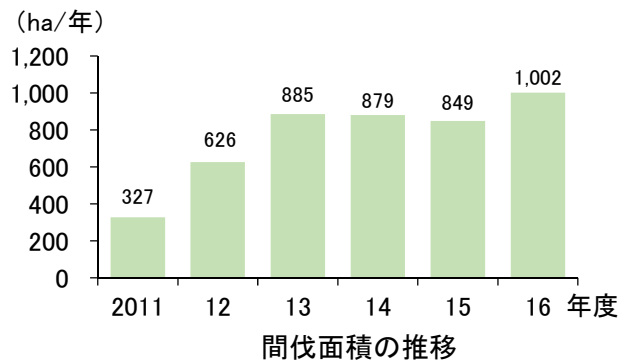
また、2017（平成 29）年 4 月 1 日時点の人工林の齢級構成を見ると、間伐が必要とされる 60 年生以下の 7～12 齢級（31～60 年生）が全体の約 7 割を占め、特に 10～12 齢級（46～60 年生）の森林が多く

なっています。

なお、2016（平成28）年度の間伐面積は1,002ha/年で、2011（平成23）年度の3倍以上に増加しています。



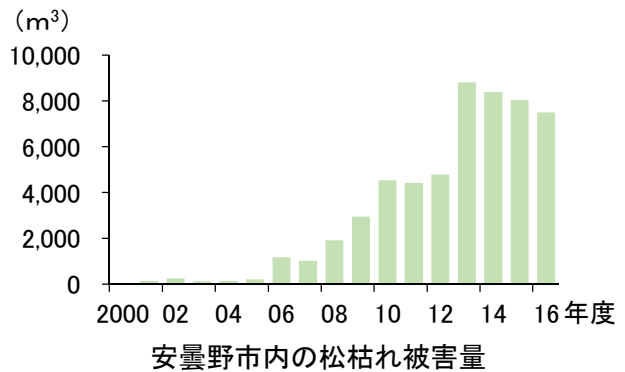
【資料：安曇野市森林整備計画】



【資料：耕地林務課】

■松くい虫によるアカマツ林の被害

安曇野市内の森林の多くの面積を占めるアカマツ林では、松くい虫（マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウ）による被害が発生しています。特に市東側の明科地域では被害が甚大であるため、主伐（更新伐）を実施しています。被害が発生している森林は個人所有ですが、地区実施委員会を設置し、地域ぐるみで取り組みを進めています。



【資料：耕地林務課】

■里山の荒廃によるさまざまな影響

安曇野市の平地に近い山、いわゆる里山は、かつては燃料（薪など）や肥料、そして馬や牛などの家畜の餌を採取するための重要な場所であり、人々が日常的に利用していました。里山は人々の利用と自然のバランスによって成り立っていました。しかし、1960年代以降、燃料は薪から石油やガスへ、肥料は化学肥料へと変化する中で里山の利用が急激に減少し、放置されるようになりました。その結果、里山の自然のバランスが崩れ、野生生物が里地に下りてきて農作物への被害を発生させたり、生物多様性の損失が続いているほか、土砂災害の発生するリスクが高まるなどの影響が生じています。

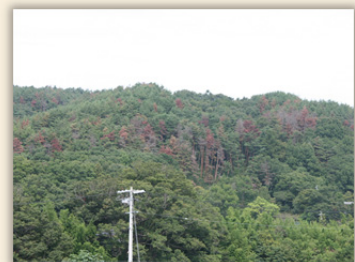
このような状況の中、市では2015（平成27）年度に「里山再生計画」を策定し、里山をあるべき姿に再生するための取り組みを進めています。

コラム：松枯れの発生要因

松枯れは、「マツノマダラカミキリ」（カミキリムシの一種）が運ぶ「マツノザイセンチュウ」という病原体（線虫）が、松の中に侵入して松が枯れる「マツ材線虫病」といわれる伝染性の樹木病害です。

マツノマダラカミキリは、もともと国内に生息していた昆虫ですが、マツノザイセンチュウは、本来は国内に生息しておらず、海外から入ってきたとされています。

かつて里山資源を活発に利用していた時代には、松枯れが発生してもすぐにアカマツを伐採して薪などに利用したため、今のように被害は拡大しなかったと考えられます。現在では、積極的にアカマツが伐採されることが少なく、山全体が松枯れするケースもあります。



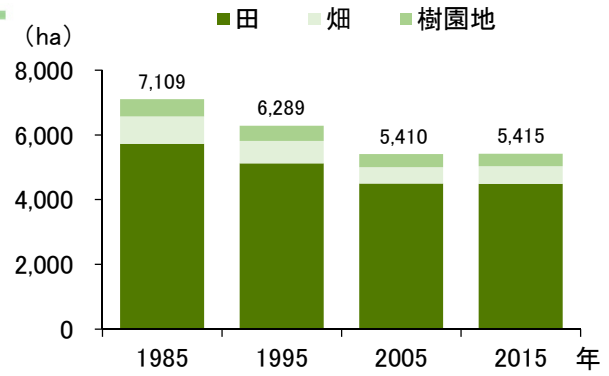
安曇野市内の松枯れの様子

2-3 里地

■経営耕地面積の推移

水田・畑などの農地は、安曇野市の環境を特徴付ける大きな要素です。

市内における経営耕地（農林業経営体が経営している耕地）面積は、2015（平成27）年時点で5,415haとなっています。経営耕地面積は、この30年間を比較すると減少傾向にあります。この10年は横ばいとなっています。



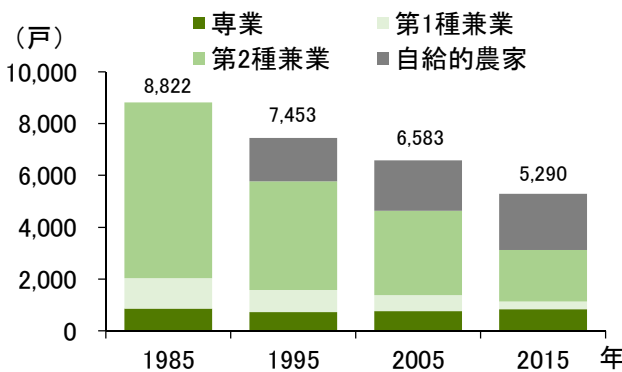
経営耕地面積の推移
【資料：安曇野市の統計、農林業センサス】

■荒廃農地の減少

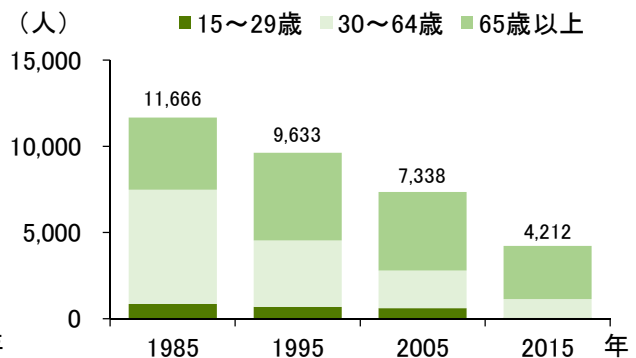
中山間地などの耕作条件の悪い農地が荒廃農地となるケースがありますが、近年は減少傾向にあります。2016（平成28）年の荒廃農地面積は約40haで、これは安曇野市内の経営耕地面積の約0.7%になります。

■農家の高齢化と担い手への農地集積

2015（平成27）年の農家数および農業就業人口は、1985（昭和60）年と比較して、いずれも大きく減少しており、年齢別では65歳以上の占める割合が増加しています。しかし、新規に就農される方もおり、専業農家数はわずかながら増加傾向にあります。また、農家数が減少する反面、担い手農家への農地集積が進み、農家1戸当たりの経営面積は拡大しています。



農家数の推移
【資料：安曇野市の統計、農林業センサス】



年齢別農業就業人口の推移
注) 自営農業に主として従事した世帯員数
【資料：安曇野市の統計、農林業センサス】

■農地の多面的機能

農地は国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成などの多面的機能を有しています。しかしながら、近年、農村地域の高齢化や人口減少などが進んでおり、地域の共同活動などによって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、安曇野市では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき「安曇野市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（促進計画）」を策定しました。この促進計画に基づき、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払が実施され、多面的機能の確保、地域の活性化を支援しています。

■環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業を「環境保全型農業」といいます。安曇野市は県と連携し、エコファーマー*6の普及や環境保全型農業の講座開催などを行っています。

■地産地消の促進

学校などの給食では、地域の自然や文化、産業などに関する理解を深めるとともに、それらの生産などに携わる人の努力や「食」への感謝の気持ちを育むことができるよう、地域農産物をできるだけ使用する取り組みを行っています。その一つとして、現在、市立の認定こども園や幼稚園、小学校および中学校までの全ての給食に、安曇野市産の米を使用しています。

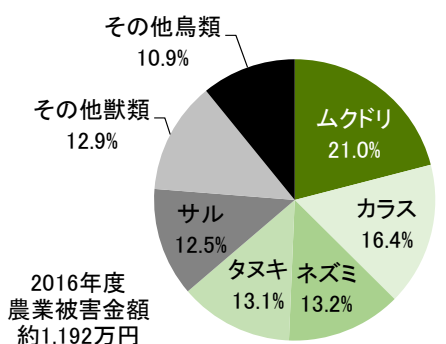
また、地産地消をさらに活性化するため、地域製品のブランド化や市外への販路拡充も併せて取り組みを進めています。

■野生鳥獣による被害

山麓部の集落や農耕地を中心に、野生鳥獣による農作物などへの被害が発生しています。2016（平成28）年度は農作物への被害額が安曇野市内全域で約1,192万円に上り、特にリンゴなどの果樹に対する被害額が大きくなっています。被害を発生させている鳥獣としては、ムクドリやカラス、ネズミ、タヌキ、ニホンザルが多く、江戸時代に移入されたとみられるハクビシンによる被害も発生しています。市では、鳥獣被害を減らすため、カラスやニホンザル、近年急激に生息数が増加しているニホンジカなどについても捕獲を行っています。また、市内ではツキノワグマも毎年出没しており、2014（平成26）年度には放獣が25件、捕殺が53件に上り、近年では特に多い結果となりました。

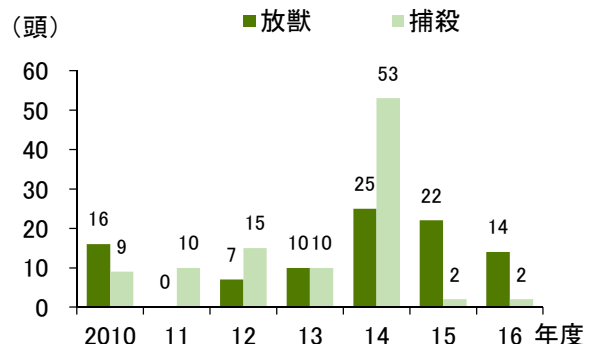


鳥獣によるトウモロコシ被害



鳥獣別の農業被害額割合

【資料：農政課】



ツキノワグマ捕獲数

【資料：耕地林務課】

【用語解説】

*6エコファーマー…「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者が「土作りと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、知事によって計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）のこと。

2-4 河川

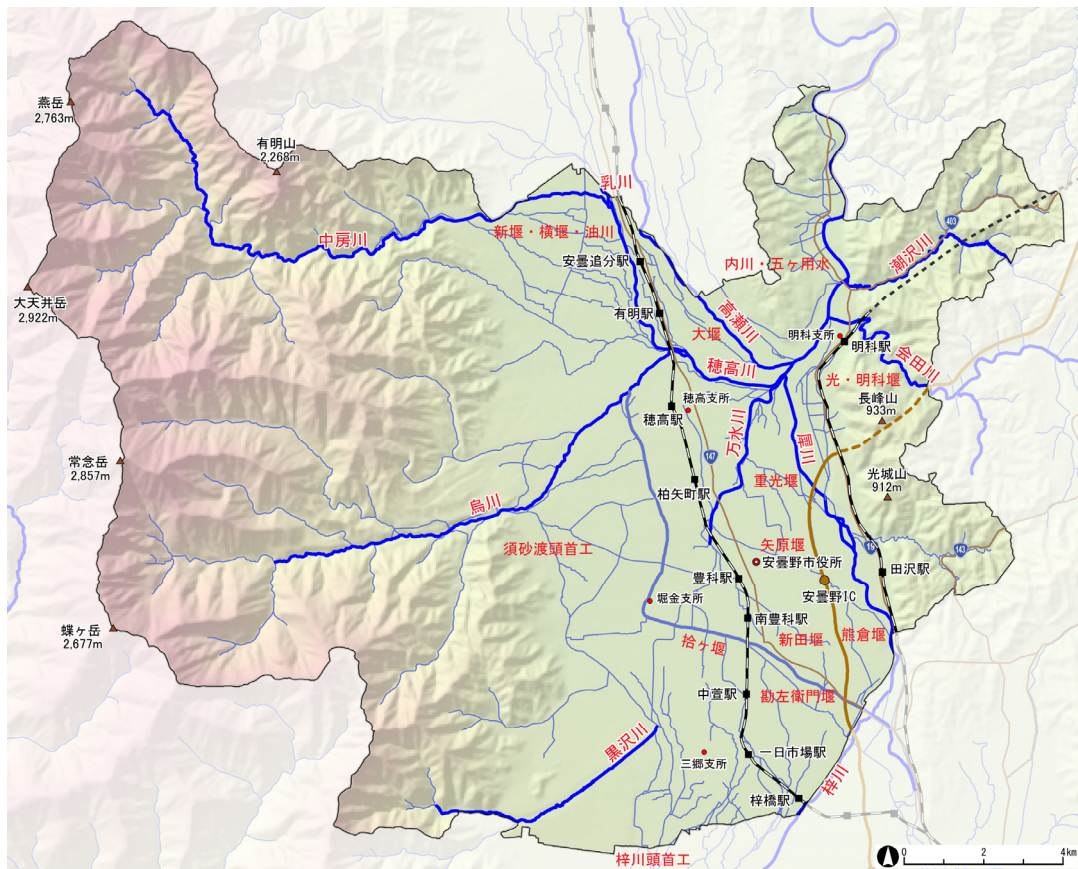
■ 犀川で合流する北アルプスと筑摩山地を源流とする河川

安曇野市を流れる河川は、北アルプスを源流とする河川と、筑摩山地を源流とする河川に大きく分けられ、全ての河川は犀川と合流して日本海へ向かって流れています。

北アルプスを源流とする河川は、南から梓川、烏川、中房川、乳川、高瀬川があります。また、筑摩山地を源流とする河川は、小規模な河川が多く、会田川や潮沢川などがあります。



三川合流部
(犀川、高瀬川、穂高川の合流部)



安曇野市の水系図

【資料：安曇野市版レッドデータブック】

■ 水不足の解消のために造られた多くの堰（農業用水路）

北アルプスから流れる河川の多くは、扇状地の途中で伏流するため、河川の中流から下流にかけては、稲作に適さない地域が広がっていました。水不足を解消するため、南から勘左衛門堰（豊科・堀金地域）、拾ヶ堰（豊科・穂高・堀金地域）、新田堰（豊科地域）、矢原堰（豊科・穂高地域）、五ヶ用水（明科地域）などをはじめとした堰（農業用水路）が造られてきました。

2016（平成28）年には、開削200年を迎えた拾ヶ堰が、世界かんがい施設遺産に登録されました。



拾ヶ堰

2-5 動植物

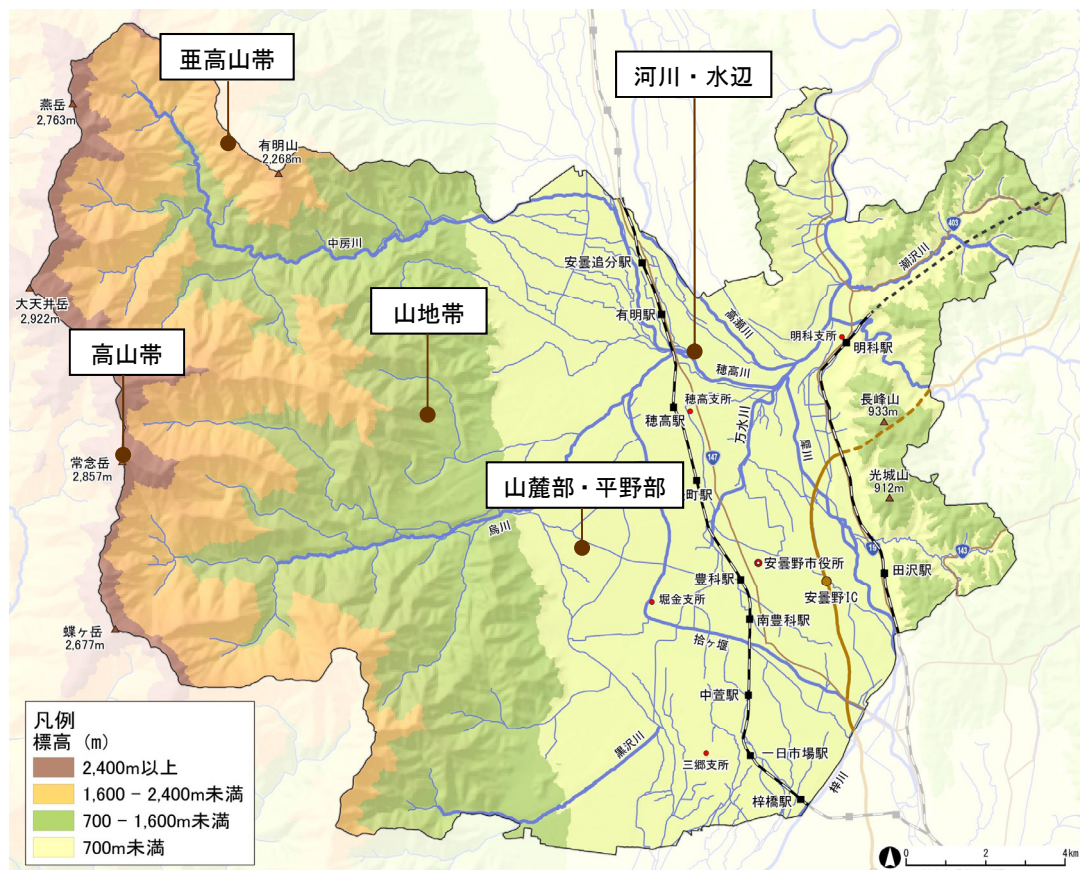
安曇野市には、北アルプスの高山帯から平野部の湧水地にいたる多様な自然環境のもと、さまざまな野生生物が生息・生育しています。これまでに市内で確認されている動植物について「安曇野市版レッドデータブック」（2014〈平成26〉年作成）をもとに紹介します。

■2,500種以上の植物が生育

安曇野市内の標高は、明科地域の睦橋下流（497m）から大天井岳（2,922m）まで、その差約2,400mに及び、盆地の低所には湧水地帯が広がるなど、変化に富んだ自然環境に囲まれています。このように多様な自然環境がみられることから、長野県内で記録のある維管束植物（シダ植物・種子植物）3,257種（長野県植物誌, 1997）のうち、2,500種余りが市内で記録されています。

植物は、種ごとに生育に適した環境条件があり、市内の植物群落の分布は、標高や環境により、高山帯*7、亜高山帯、山地帯、山麓部・平野部に分けることができます。この植物群落の分布は、多くの生物の生息・生育基盤となり、動物の分布にも影響を与えています。

なお、「安曇野市版レッドデータブック」では、高山帯を標高2,400m以上、亜高山帯を標高1,600～2,400m未満、山地帯を標高700～1,600m未満、山麓部・平野部を標高700m未満としています。



標高区分図

【資料：自然環境保全基礎調査(1984年度調査) 環境省】

〔用語解説〕

*7 高山帯・・・森林限界以上・万年雪が積もる地帯以下のエリアを示す、植物の垂直分布帯の一つ。ハイマツなどの低木群落が優占し、コケモモなどの小低木も多く生育する。森林限界は、地域の緯度によっても異なるため、標高区分は地域によって異なる。

【高山帯（標高 2,400m 以上）で見られる種】

高山帯は一年を通じて気温が低く、多雪や強風のため、高木は生育できません。この高木林が成立できなくなる境界は、森林限界と呼ばれます。この辺りには、背の低いハイマツを中心とした群落のほか、ミヤマキンポウゲやシナノキンバイなどが生育する「お花畑」と呼ばれる植物群落が見られます。また、稜線付近では、西風が強いために冬の積雪は少なく、年間を通して乾燥した環境となっており、ガンコウランやコケモモなど小型で地表をほうように生育する矮性^{わいせい}の植物群落が見られるほか、日当たりの良い砂礫地には「高山植物の女王」と呼ばれるコマクサが生育しています。



コマクサ

【亜高山帯（標高 1,600～2,400m 未満）で見られる種】

亜高山帯では、シラビソ、オオシラビソ、トウヒ、コメツガなどを中心とした常緑針葉樹林が広がっています。また、森林限界付近には、ダケカンバやタカネナナカマドを中心とした背の低い落葉広葉樹林が見られます。落葉広葉樹林の林内は明るいいため、生育する植物の種数は多く、ミヤマハンノキ、ウラジロナナカマド、オオカメノキなどが生育しています。



ウラジロナナカマド

【山地帯（標高 700～1,600m 未満）で見られる種】

山地帯は、カラマツ、アカマツ、スギ、ヒノキの植林地や、クリ、コナラ、ミズナラなどによる二次林が広がっています。また、明科地域には、植林したケヤキ林が見られます。林内が明るいクリやコナラの二次林の林床には、カタクリ、ニリンソウ、ショウジョウバカマ、タチツボスミレなどの草本類が生育しています。



カタクリ

【山麓部・平野部（標高 700m 未満）で見られる種】

山麓部の多くは、水田や畑地、果樹園などの農耕地や住宅地であり、そこでは、セイヨウタンポポ、オオイヌノフグリ、ヒメオドリコソウ、ヒメジョオン、ハルジオン、ナヨクサフジなどの外国から移入された植物（外来生物）が多く見られます。一方、以前は水田周辺で多く見られたウリカワなどは、今では圃場整備がされていない水田などでのみ生育しています。平野部には、社寺林や屋敷林が点在しており、社寺林の中には周辺ではほとんど見られなくなったオオミゾソバ、チゴユリ、ツリフネソウ、ヤブランなどが生育しています。



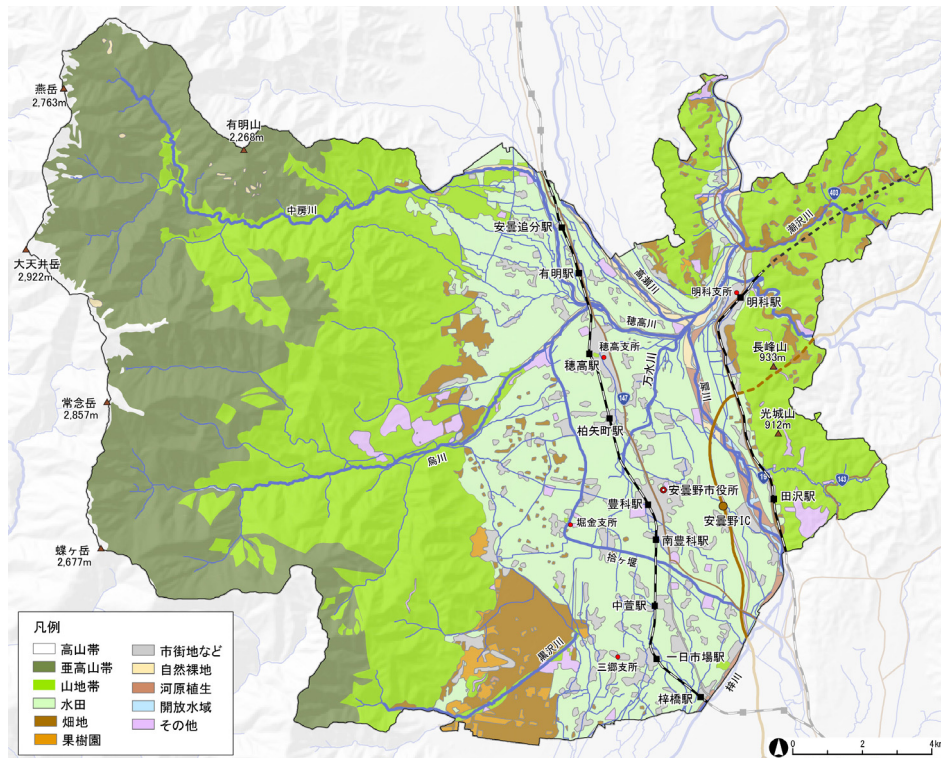
ウリカワ

【河川・水辺で見られる種】

山地帯の溪流沿いでは、サワグルミ、カツラ、トチノキなどを中心とした湿性林が見られます。山麓部・平野部の中流域では、コゴメヤナギやタチヤナギなどのヤナギ類や外来生物のハリエンジュの林が見られるほか、砂礫地にはカララヨモギやカワラハハコなどの草本が生育しています。湧水地や池沼にはバイカモ、カワヂシャ、エビモ、ミクリ、ガマなどの水生植物が生育しています。河川にも農耕地や住宅地と同様に外来生物が多く生育しており、その中でもアレチウリ、オオカワヂシャ、ハリエンジュは、在来の植物への影響が懸念されている種であり、最近では駆除活動が行われています。



カワラハハコ



現存植生図

【資料：環境省自然環境保全基礎調査(第2～5回植生調査 <1983年～1998年>)を重ね合わせて作成】

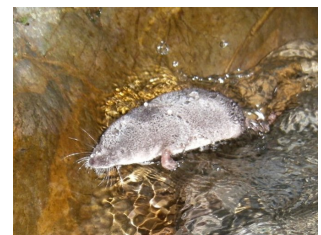
■4,350種以上の動物が生息

安曇野市内には多種多様な環境があることから、おおむね、哺乳類40種、鳥類250種、爬虫類10種、両生類15種、魚類35種、昆虫類4,000種のほか、多くの無脊椎動物が確認されています。

【哺乳類】

これまで約40種の哺乳類が確認されています。高山帯から亜高山帯にはアズミトガリネズミやオコジョなどが生息するほか、亜高山帯から山地帯にかけての森林にはヤマネ、ニホンモモンガ、ムササビ、ニホンリス、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザルなどが生息しています。また、平野部では、キツネ、タヌキ、アブラコウモリなどが、河川にはカワネズミが生息しています。

近年はニホンジカやイノシシなど、安曇野市では一度絶滅したとされる種が分布を広げています。



カワネズミ

【鳥類】

これまで約250種の鳥類が確認されています。高山帯にはイワヒバリや日本が分布の南限であるライチョウ、亜高山帯にはメボソムシクイやキクイタダキなどが生息しています。また、山地帯にはオオルリやキビタキなどの夏鳥やシジュウカラなどの留鳥、湧水地帯や水辺にはセキレイ類、カワセミなどが生息しています。特に三角島には長野県最大のサギのコロニーがあります。冬季には犀川ダム湖や御宝田遊水池にコハクチョウやカモ類が渡来し、春や秋には旅鳥のキアシシギやムナグロなどのシギ類が水田地帯などに飛来します。



オオルリ

【爬虫類】

これまで約 10 種の爬虫類が確認されています。山地帯から平野部にかけての広い範囲でヤマカガシやアオダイショウなどのヘビ類や、ニホントカゲやニホンカナヘビが生息しています。カメ類については、イシガメなどの在来生物が生息する確実な記録はなく、ペット用に輸入されたミシシippアカミミガメ（通称：ミドリガメ）の放された個体が生息しています。



ニホントカゲ

【両生類】

両生類は約 15 種が確認されています。高山帯から亜高山帯にかけての池塘や湿地周辺にはクロサンショウウオ、山地帯から亜高山帯にかけての森林には、アズマヒキガエル、ヤマアカガエル、ハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオなどが生息しています。また、山麓部の水田にはシュレーゲルアオガエル、溪流にはカジカガエルが生息するほか、平野部では水田を中心にアマガエル、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、アカハライモリなどが生息しています。



カジカガエル

【魚類】

これまで約 35 種の魚類が確認されています。三川合流部周辺を中心とした平野部を流れる河川中流域では、ウグイ、オイカワ、コイ、アブラハヤなどが広い範囲に生息し、瀬にはカジカやアカザなどが生息します。また、山地帯から山麓部の河川上流域ではイワナやヤマメが生息しています。万水川などの湧水河川には、水温の低い場所を好むホトケドジョウやスナヤツメ、堰や用水路にはギンブナやドジョウなどが生息しています。



スナヤツメ

最近では、肉食性の外来生物のオオクチバスやコクチバス（通称：ブラックバス）のほか、ブルーギルやブラウントラウトの生息が確認されるようになり、在来生物への影響が懸念されています。

【昆虫類】

長野県内の他の市町村と比べても多い約 4,000 種の昆虫類が確認されています。高山帯には高山蝶と呼ばれるタカネヒカゲ、クモマベニヒカゲ、ミヤマモンキチョウのほか、オオガロアムシ、クロホシビロウドコガネ、クモマヒナバタなどが生息しています。山麓部では、全国的にも分布の限られるオオルリシジミが地元の保護団体によって維持されているほか、固有種といわれるアカシナナガゴミムシが生息しています。また、平野部の農耕地や三川合流部周辺の湧水湿地・河川敷などでは、カワラバタ、コオイムシ、アカガネオサムシが生息しています。ミヤマシジミやクロツバメシジミなどは、食草となる特定の植物が生育する環境でのみ生息しています。



オオルリシジミ

【その他無脊椎動物】

昆虫類以外にも多くの無脊椎動物が確認されており、代表的なものとしてサワガニなどのエビやカニの仲間、コガネグモなどのクモの仲間、タニシやカワニナなどの貝の仲間などが挙げられます。貝の仲間は水辺に生息する種だけでなく、カタツムリの仲間など平地から亜高山帯の森林にかけての陸域に生息する貝類もいます。



マルタニシ

最近では、河川や堰にコモチカワツボやウチダザリガニなどの外来生物が確認されるようになり、在来生物への影響が懸念されています。

■絶滅のおそれのある動植物

【安曇野市版レッドデータブック 2014 の作成】

豊かな自然環境を維持していくためには、多様な動植物が生息・生育していることが重要です。安曇野市では、自然環境保全の取り組みの一つとして、市内において絶滅のおそれのある野生生物（レッドリスト種）の情報および重要な自然環境について記載した安曇野市版レッドデータブックを2014（平成26）年に作成し、概要版を全戸配布しました。

【301種の絶滅のおそれのある動植物】

安曇野市内で確認されている動植物のうち、安曇野市版レッドデータブックに掲載されている「絶滅のおそれのある動植物（レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類〈CR+EN〉および絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉のカテゴリーに該当する種）」は、合計301種（植物187種、哺乳類2種、鳥類14種、両生類1種、魚類3種、昆虫類92種、その他無脊椎動物2種）となっています。

特に絶滅の危機に瀕している種として、セツブンソウ、ライチョウ、ミナミメダカ、オオルリシジミなど137種の絶滅危惧Ⅰ類およびオヤマノエンドウ、アズミトガリネズミ、ヤマセミ、ゲンジボタルなど164種の絶滅危惧Ⅱ類が確認されています。これらの種の生息・生育環境は、森林地帯や河川、水田など多岐にわたりますが、減少している背景としては、土地の開発・改良や、農業・森林管理の停止、森林伐採、河川・水辺開発などが挙げられます。

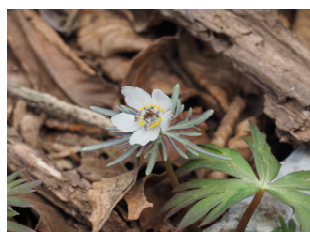
安曇野市版レッドリストに選定された種数

分類群	カテゴリー ^{注)}						合計 (種数)
	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧Ⅰ類 CR+EN	絶滅危惧Ⅱ類 VU	準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	
■植物	32	0	95	92	104	19	342
■動物	8	3	42	72	178	29	332
哺乳類	1	0	0	2	8	3	14
鳥類	0	0	9	5	10	9	33
爬虫類	0	0	0	0	0	2	2
両生類	0	0	0	1	5	0	6
魚類	0	3	1	2	4	1	11
昆虫類	7	0	31	61	140	13	252
その他無脊椎動物	0	0	1	1	11	1	14
合計（種数）	40	3	137	164	282	48	674

注) カテゴリー解説（安曇野市内における生息・生育状況）

絶滅（EX）：既に絶滅したと考えられる種 野生絶滅（EW）：飼育・栽培下でのみ生存している種
 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）：絶滅の危機に瀕している種 絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧（NT）：存続基盤が脆弱な種 情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

【資料：安曇野市版レッドデータブック】



セツブンソウ



ミナミメダカ



ヤマセミ



ゲンジボタル

■注意すべき生物（外来生物・在来生物）

【注意すべき生物とは】

安曇野市版レッドデータブックでは、安曇野市の自然環境に悪影響を及ぼす可能性がある生物を「注意すべき生物」として選定しています。アレチウリやオオキンケイギクなどの外来生物のほか、ニホンジカのように個体数や分布域が拡大し、生態系に悪影響を及ぼしている生物など、植物15種、動物26種、合計41種が選定されています。

注意すべき生物の種数

分類群	外来生物			在来生物	合計 (種数)
	特定 外来生物	要注意 外来生物	その他		
■植物	3 (3)	7 (7)	5 (5)	0	15
■動物	8 (5)	7 (5)	4 (3)	7 (3)	26
哺乳類	1	0	1 (1)	2 (2)	4
鳥類	2	1 (1)	0	0	3
爬虫類	0	0	0	0	0
両生類	1 (1)	0	0	0	1
魚類	3 (3)	3 (3)	0	0	6
昆虫類	0	2	1	5 (1)	8
その他無脊椎動物	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0	4
合計(種数)	11 (8)	14 (12)	9 (8)	7 (3)	41

注1) () 内は、安曇野市で確認されている種数を示す。

注2) 「要注意外来生物」は安曇野市版レッドデータブック策定時に環境省で公表されていたもの。

2015(平成27)年3月に廃止され、現在は「生態系被害防止外来種」と呼ばれている。

【資料：安曇野市版レッドデータブック】

【注意すべき生物（外来生物）】

近年、地域外から侵入してくる外来生物が増加しています。特に、①在来生物の捕食・競合・駆逐、②交雑による遺伝的かく乱、③在来生物への病原菌・寄生虫などの媒介、④生態系基盤（生物の息息・生育環境）の改変に係るものは、注意する必要があります。

国が定めた「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により飼育や栽培、輸入などが禁止されている「特定外来生物」は、安曇野市内において、植物3種（アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク）、両生類1種（ウシガエル）、魚類3種（ブルーギル、オオクチバス、コクチバス）、その他無脊椎動物1種（ウチダザリガニ）の計8種が確認されています。

特にアレチウリは河川沿いを中心に市内全域に分布しており、場所によっては広範囲に繁殖して在来の生態系に影響を及ぼしています。このため、市内各区により毎年6月～9月にかけて、アレチウリの一斉駆除が行われています。



オオキンケイギク



ウシガエル



オオクチバス



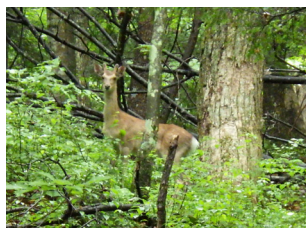
ウチダザリガニ

【注意すべき生物（在来生物）】

注意すべき在来生物としては、農作物の食害や植生への影響が懸念されるイノシシやニホンジカのほかに、樹木の食害、松枯れやナラ枯れに関連する昆虫類としてヤノナミガタチビタムシ、ビャクシンカミキリ、スギカミキリ、マツノマダラカミキリ、カシノナガキクイムシの合計7種が選定されています。



イノシシ



ニホンジカ



マツノマダラカミキリ



カシノナガキクイムシ
長野県林業総合センター提供

コラム：新たな「注意すべき外来・在来生物」

■オオハンゴンソウ

キク科オオハンゴンソウ属の多年草で、高さ 50～300cm、7月～9月に黄色の花が咲きます。北米原産で日本へは明治時代中期に観賞用として導入された後、1955（昭和 30）年に野生化し、現在では日本全国に定着しています。繁殖力が強く、湿原の周辺などに繁茂して在来種の生育に大きな影響を与える可能性があることから、特定外来生物に指定されています。

安曇野市内で発見した場合には、出来るだけ早期に抜き取るなどの対応をしていく必要があります。



■アライグマ

アメリカ・カナダなどの北アメリカ原産で、タヌキに似ていますが、尾には縞模様があり、手足に5本の長い指を持っています。1970年代のテレビアニメの影響により多くの個体がペットとして輸入されましたが、飼育個体の逃走や放逐などが相次ぎ、2006（平成 18）年には、一時的な目撃情報を含めると全ての都道府県で生息情報が報告されています。繁殖力が強く、多様な環境に適應できる性質を備えており、農林業被害や生態系被害なども懸念されることから、特定外来生物に指定されています。

これまでに安曇野市内において確実な生息情報はありますが、目撃した場合には、速やかに市または保健福祉事務所へのご連絡をお願いします。



■マダニ

8本脚からなる節足動物で、昆虫ではなくクモやサソリに近い生物です。日本中どこにでも生息している身近な生物で、春から秋にかけて雑木林や草むらで活発に活動します。大きさは1mm程度で人や動物の皮膚に張りつき、吸血すると1cmほどにまで膨れ上がります。また、一部のマダニは病原体を保有しており、そのマダニにかまれると、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病などの感染症を引き起こす恐れがあります。特に、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、2013（平成 25）年に国内で初めて確認されて以降、毎年 60 人前後の患者が報告されており、2017（平成 29）年 8 月時点で 298 人が感染し、うち 59 人が亡くなっています。

草むらや藪^{やぶ}など、マダニが多く生息する場所に入る場合には、長袖・長ズボン、帽子や手袋を着用し、できる限り肌の露出を少なくしてかまれる危険を回避することが必要です。



2-6 緑・公園・人と自然とのふれあいの場

■安曇野市緑の基本計画の策定

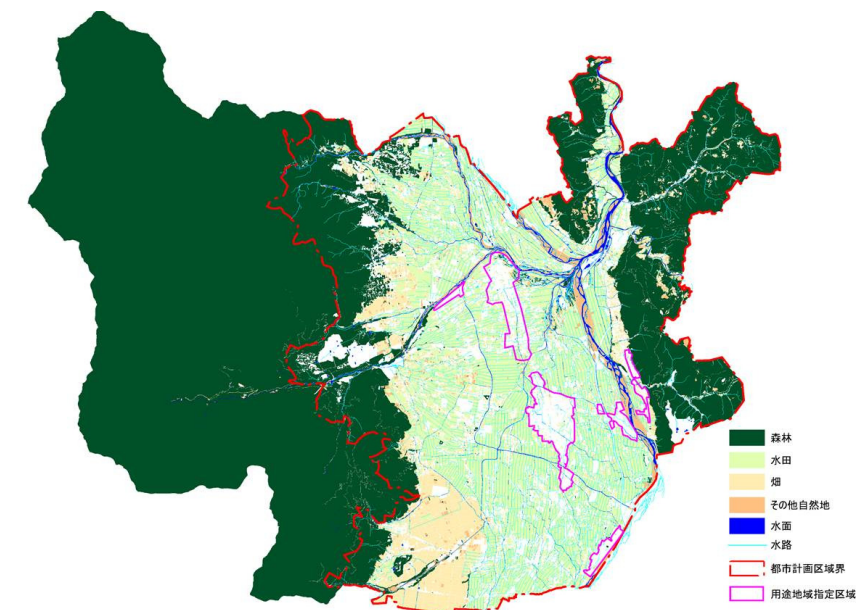
安曇野市は、北アルプスの美しい峰々を背景として、その麓に水田、畑、屋敷林、社寺林などの集落の緑が広がっています。加えて、河川や堰沿いの緑、果樹園やわさび田などが市内各地に点在しており、集落の緑と相まって豊かで美しい緑地空間を形成しています。

この美しい緑を維持し、未来へ継承していくための方針および施策を示すため、2017（平成29）年度に「安曇野市緑の基本計画」を策定しました。今後は同計画の基本理念「みんなで活かし 未来へ継ぐ 美しい緑輝くまち 安曇野 ～一人ひとりが関わる緑で大地がきらめく～」の実現に向け、緑豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に進めていきます。

■安曇野市の環境の骨格をなす緑

安曇野市にまとまって広がる緑として、森林、水田・畑などの農地、河畔の緑などが挙げられます。いずれも上流域の森林と特徴ある地形が生み出す複雑な水の流れにより形成されています。このうち、農地・森林の面積は、行政区域全体の82.2%、都市計画区域内の70.4%を占めています。

また、広大な田を中心とする農地の緑、市街地に点在する公園・広場などの緑、公共施設の緑地、屋敷林や社寺林などは、私たちの暮らしに安らぎと潤いを与えてくれるほか、動植物の生息・生育地としても重要な役割を果たしています。



環境の骨格となる緑地の分布図

【資料：安曇野市緑の基本計画】

■国営・県営公園の占める面積が大きい公園面積

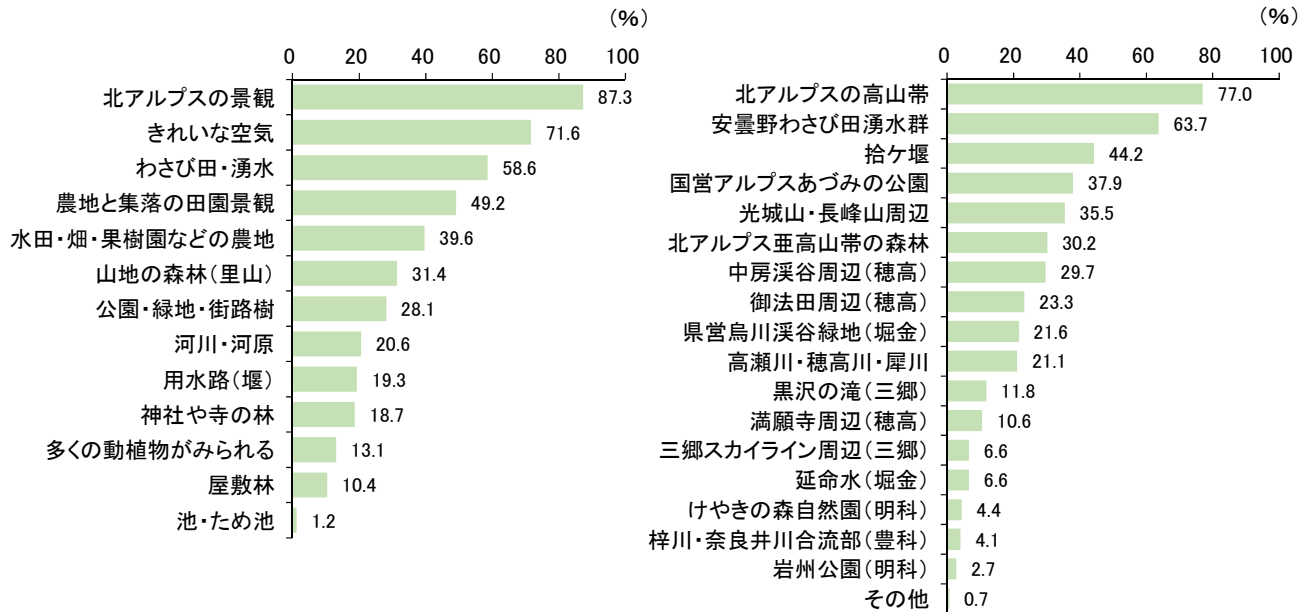
安曇野市内の公園の整備量は227.2haですが、国営公園（国営アルプスあづみの公園）、県営公園（烏川渓谷緑地）が全体に占める割合が大きく、両公園を除いた公園整備量は77.5haです。また、公園種別の標準的な整備量と対比すると、近隣公園のほか、総合公園・運動公園の面積も小さい傾向にあります。一方、2016（平成28）年度末時点での市民1人当たりの都市公園面積は約18.9m²/人、その他の公園を含めた面積は23.2m²/人であり、全国平均の面積（10.3 m²/人）よりも広がっています。

なお、国営・県営公園を除く市民1人当たりの都市公園面積は3.6 m²/人、その他の公園を含めた面積は7.9m²/人です。

■将来に残したい北アルプスやわさび田・湧水群の環境

2016（平成28）年度に実施した事前アンケート調査によると、将来に向けて残したい環境は「北アルプスの景観」「きれいな空気」「わさび田・湧水」など、場所は「北アルプスの高山帯」「安曇野わさび田湧水群」「拾ヶ堰」などが上位に挙げられました。

なお、2016（平成28）年度に環境省（ウォータープロジェクト）が実施した国民参加型の人気投票「名水百選」選抜総選挙で、安曇野市「安曇野わさび田湧水群」（昭和の名水百選）が、観光地部門・景観部門の両部門で全国第1位となりました。



将来に残したい環境

将来に残したい環境場所

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】

2-7 景観・歴史文化

■良好な景観形成の推進

近年の急速な宅地化や商工業施設の増加などにより、良好な景観の維持が課題となってきています。そのため、安曇野市では「よい景観をつくることで『よりよい暮らし』につなげよう！～心地よく暮らせて『ほっ』とできる安曇野の景観をめざして～」を目標として掲げた「安曇野市景観計画」を2011（平成23）年3月に策定し、景観づくりの方針および推進方策などを決定しました。

また同時に「安曇野市景観づくりガイドライン」により、景観づくりの基準および配慮事項を定め、安曇野市内全域の統一された景観づくりを推進しています。

長野県景観条例に基づく景観育成住民協定が、豊科地域11カ所、穂高地域10カ所、三郷地域1カ所、堀金地域2カ所、明科地域1カ所の計25カ所で締結されています（2017〈平成29〉年8月1日時点）。



穂高豊里地区住民協定

■歴史と文化の継承

安曇野市内では、縄文時代早期の土器が発見されており、今から8,000年ほど前には先人たちの営みが始まっていたことがわかります。現在、市内にはこのような営みの一端がうかがえる遺跡が約400カ所確認されています。

また、市内には、国の指定文化財・登録文化財が18件、県指定の文化財が21件、市指定の文化財が157件、合計196件を数える文化財があります（2017〈平成29〉年8月1日時点）。

そして、この地で生きる人々によって、長い年月をかけて豊かな文化が育まれ、市内各地域には多くの祭事や伝承が残されています。中でも、穂高神社は「日本アルプスの総鎮守」として親しまれており、

毎年9月に行われる「御船祭り」は県の無形民俗文化財に指定されています。穂高人形を飾り付けた御船をぶつけ合う壮大な祭りは圧巻です。また、市内のいたる所では道祖神をはじめとするたくさんの石仏を目にすることができます。加えて、安曇野を愛してやまなかった偉大な先人たちの業績や作品を展示する美術館や記念館なども数多くあります。

国・県・市指定の史跡・名勝・天然記念物（2017年8月1日時点）

指定	種別	地域	文化財名称 ^{注1)}
国	特別天然記念物	地域定めず	ライチョウ、カモシカ
	天然記念物	地域定めず	ヤマネ
		穂高	中房温泉の膠状珪酸および珪華
県	史跡	三郷	多田加助宅跡
	名勝	堀金	山口家庭園
	天然記念物	地域定めず	ヤリガタケシジミ、タカネヒカゲ、クモマベニヒカゲ、コヒオドシ、オオイチモンジ、ベニヒカゲ、クモマツマキチョウ、タカネキマダラセセリ、ミヤマモンキチョウ、ホンシュウモモンガ、ホンドオコジョ
市	史跡	豊科	吉野の堀屋敷跡、吉野町館跡、鳥羽館跡、真々部氏館跡、飯田砦跡、構えの墓屋敷跡、上ノ山城跡、光城跡、法蔵寺館跡
		穂高	穂高古墳群、小岩嶽城跡、研成義塾跡、離山遺跡、研成義塾創設の地跡
		三郷	小倉城址、長尾城址
		明科	塔ノ原城跡
	天然記念物	豊科	吉野熊野権現神社のビャクシン並びにツルマサキ、中曽根のオオシマザクラ、吉野荒井堂の大銀杏、本村の大シダレザクラ、吉野神社のシダレヒノキ、上鳥羽のとげなし栗、寺所の山桑の古木、田沢神明宮社叢、田沢山の巨大礫、熊倉のケショウヤナギ
		穂高	正福寺の杉、穂高神社大門の樺、等々力家のビャクシン、穂高神社若宮西の樺、矢原社宮地のマユミ
		三郷	南小倉のシダレヒガンの巨木、大室のシダレヒガンの巨木、一日市場東の桑の大樹、一日市場西の桑の大樹、旧浄心寺跡のクロマツ・カヤ・イチョウ、南小倉古原のカスミザクラ、住吉神社の社叢、旧温明小学校跡のヒマラヤスギ・ユリノキ、住吉神社御神木「ヒノキ」
		明科	小芹荒神社のケヤキ、小泉金井氏氏神のコノテガシワ、塩川原天狗社のケヤキ、小日向のクヌギ

注1) 文化財名称は登録名とした。

【資料：文化課】

コラム：中房温泉の膠状珪酸および珪華

中房温泉源泉周辺に見られる温泉由来の堆積物のことで、珪華とは、温泉水に多量に含まれている珪酸(SiO₂)が、湧出後の温度および圧力の低下に伴い、含水珪酸として沈殿したもの、膠状珪酸とは、析出した含水珪酸が温泉湧出口付近に生育する好熱性微生物などの表面に付着し、ゼリー状の独特な形状を呈するものです。

現在も形成が進みつつあることと、形成に微生物が関係していることに高い価値があるとして、1928(昭和3)年に安曇野市で初めて国の天然記念物に指定されました。



中房温泉の膠状珪酸および珪華

第3節 生活環境

3-1 水環境

■安曇野市水環境基本計画の策定

「安曇野市民憲章」の第一項に「自然を愛し、水と緑豊かなまちをつくります」と位置付けられているように、美しい田園風景や清冽な湧水は安曇野の原風景であり、安曇野の暮らしは文字どおり、豊かな水環境と一体のものです。一方、安曇野の原風景である湧水は、かつてに比べてその量が減少したとの指摘があり、市域の地下水位も低下していることが分かっています。

このような背景の中で、地下水問題の発生を未然に防ぎ、健全な地下水環境を創出することを目指して、2012（平成24）年に「安曇野市地下水資源強化・活用指針」を策定し、2013（平成25）年度には「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」が施行されました。

また、水循環基本法（2014〈平成26〉年施行）や水循環基本計画（2015〈平成27〉年閣議決定）を受け、安曇野市地下水資源強化・活用指針で示した方向性を具体化するための道筋を示し、取り組みの全体像を整理する必要があることから、2017（平成29）年3月に「安曇野市水環境基本計画」を策定しました。今後は市民・事業者・市がそれぞれの役割に基づき、目指す将来像に向けて主体的に取り組むことが期待されます。



安曇野市
水環境基本計画

■豊富な地下水

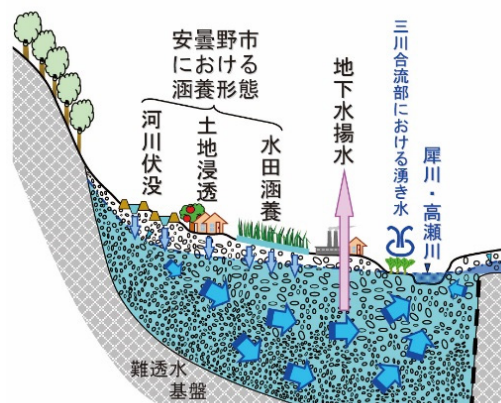
安曇野市は地下水が豊富です。松本盆地の最低標高地点では、北アルプスを源流とする高瀬川、穂高川などが犀川に合流しています。地下にはこれらの河川が運んできた厚い砂礫層が分布しており、この砂礫層の間に豊富な地下水が貯えられています。

地下水は、広大な松本盆地への降水が浸透した「土地浸透」、河川を流れる途中で浸透した「河川伏没」、農業用水路網を介し水田に湛水されて浸透した「水田涵養」などにより生まれ、これらに「安曇野市外（上流域）からの地下水流入」が合わさり、長い年月をかけて安曇野の地下水になっています。そこから揚水された残りが三川合流部において湧き水として多量に湧き出しています。

なお、市内の地下に貯えられた地下水の量（地下水賦存量）は、1986（昭和61）年から2007（平成19）年にかけて減少傾向でした。しかしその後微増し、2015（平成27）年時点で、54億 m^3 と試算されています。

2013（平成25）年度時点の地下水揚水量は3,663万 m^3 /年であり、その用途は水道用（上水道）、養魚用、事業用（工業用水）が特に多く、その他農業用および家庭用にも使われています。

市内では、豊富な地下水や湧水を利用して、ニジマスやイワナなどの養殖やワサビの栽培、飲料水や工業製品の製造などが行われています。



安曇野市の地下水のメカニズム

【資料：安曇野市水環境基本計画】

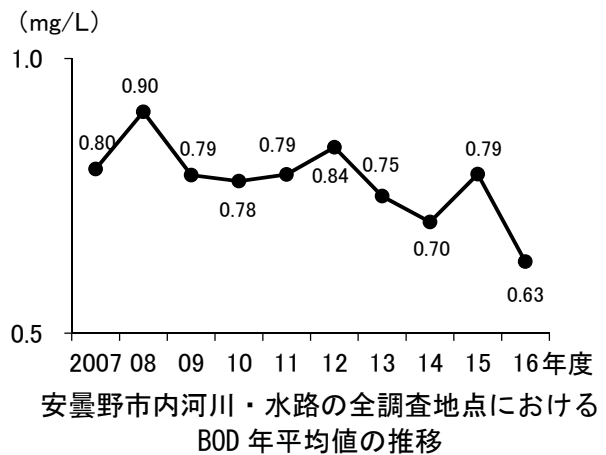
■深井戸を水源とする上水道

安曇野市は、上水道の安定的な供給体制の維持・充実を図るため、2017（平成29）年に新たな「安曇野市水道ビジョン」を策定し、施設や設備の更新、定期的な水質検査、節水対策などを進めてきました。現在、水道水の水源は全て地下水であり、2016（平成28）年度末の給水人口は97,027人、普及率は99%、年間給水量は約981万 m^3 となっています。水道水源の水質調査は年1回実施しており、これまでのところ水質基準を超過する汚染はみられていません。

■良好な水質

安曇野市では、市内の河川および水路などの約50地点において、原則として毎年1～2回水質調査を実施しています。調査では、BOD（生物化学的酸素要求量）、pH（水素イオン濃度）、SS（浮遊物質）、大腸菌群数、水温、DO（溶存酸素量）、全窒素、全リンを測定しています。

2007（平成19）年度～2016（平成28）年度の全地点のBOD年平均値は0.63～0.90 mg/L であり、いずれも環境基準（AA類型：1.0 mg/L 以下）を達成しています。



【資料：環境課】

主な地点の水質調査結果（2016年度の平均値）

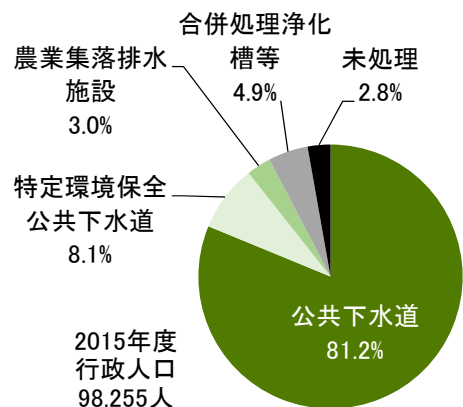
地域	河川・水路および地点名称	pH	BOD mg/L	SS mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	DO mg/L	全窒素 mg/L	全リン mg/L
豊科	矢原堰 取入口	7.80	0.85	1.0	6,850	8.85	1.70	0.099
	拾ヶ堰 取入口	7.50	0.75	1.50	23,550	9.50	2.40	0.115
	勘左衛門堰 取入口	7.90	0.65	2.00	55,650	9.55	0.38	0.024
	濁沢川 ずずらん橋下流	8.20	0.55	2.0	33,950	8.10	0.72	0.056
穂高	穂高川 一の瀬橋下流	7.35	<0.50	<1.0	250	8.40	0.17	<0.003
	万水川 等々力橋上流	6.85	0.55	2.5	10,650	9.25	1.70	0.059
	高瀬川 青木花見工業団地排水下流	7.45	0.65	4.0	31,500	8.65	1.20	0.064
堀金	鳥川 銚子口	7.55	<0.50	<1.0	351	10.45	0.14	0.008
三郷	黒沢川 赤沢橋下流	7.75	0.60	<1.0	8,700	9.35	0.28	0.013
明科	会田川 下流	8.50	0.55	1.5	13,450	9.35	0.33	0.074
環境基準（AA類型河川）		6.5～8.5	1以下	25以下	50以下	7.5以上	-	-

【資料：環境課】

■汚水処理人口普及率は97%

安曇野市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などによる汚水処理を行っており、2015（平成27）年度末時点で汚水処理人口普及率は97.2%となっています。

公共下水道は、明科地域以外は犀川安曇野流域下水道事業により、犀川流域下水道終末処理場（アクアピア安曇野）で処理が行われています。また、明科地域では明科浄化センターでの処理が行われているほか、農業集落排水施設による処理が4カ所で行われています。



汚水処理人口普及率
【資料：汚水処理人口普及率入力シート】

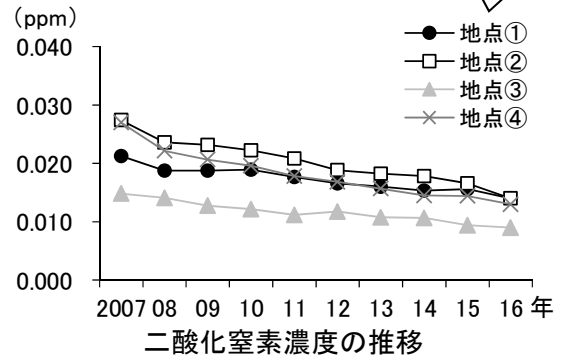
3-2 大気環境

■改善している大気中の窒素酸化物濃度

窒素酸化物 (NOx) のうち、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) の濃度調査を、豊科地域の4地点において行っています。2007 (平成19) 年以降、二酸化窒素については全ての地点で環境基準を満たしており、濃度も徐々に低下しています。

注) 二酸化窒素の環境基準とは、1日 (24時間) のうち、得られた1時間値の合計値をその日の測定時間数で割った値が0.04~0.06ppmのゾーン内またはそれ以下のこと。

【地点①~④】
 ①安曇野(豊科)インター掘金線 インター東信号西上敷地内
 ②国道19号 上川手農業倉庫前
 ③安曇野(豊科)インター掘金線 JR大糸線高架橋西工場内
 ④国道147号 新田中信号南店舗前



【資料：環境課】

■環境基準を満たしている大気中ダイオキシン類濃度

安曇野市内6地点 (明科第二水源地、豊科東小学校、信濃教育会生涯学習センター、穂高北小学校、穂高西小学校、三枚橋公園) において、大気中のダイオキシン類調査を年1回実施しています。

2007 (平成19) 年~2016 (平成28) 年にかけての全地点の年平均値は0.0053~0.046pg-TEQ/m³の間であり、いずれの地点でも環境基準 (0.6 pg-TEQ/m³以下) を満たしています。

注) pg (ピコグラム) とは、1兆分の1g (10⁻¹²)、TEQとはダイオキシン類の中でも一番毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性(ダイオキシン類の毒性を評価するための換算値) のこと。環境基準の0.6 pg-TEQ/m³とは、大気1m³当たり最大毒性のダイオキシンが0.6pg存在することを表す。

■微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起

長野県内では13地点でPM2.5の測定が行われており、安曇野市周辺では松本市で測定されています。PM2.5の濃度が上昇した時には「長野県微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起要綱」に基づき、注意喚起情報が発信されます。

■臭気指数による悪臭の規制

安曇野市では、工場や事業所から発生する悪臭について、一部地域で悪臭防止法に定める22物質の個々の物質濃度により規制を行ってきました。しかし、複合臭への対応が難しくなってきたため、2015 (平成27) 年10月より、これまでの規制方式から人間の嗅覚を用いて「におい」の程度を評価する「臭気指数規制」に変更し、運用しています。臭気指数規制は、複合臭のほか、規制の対象となっていない物質による臭いにも対応できるという特徴があります。また、人間の嗅覚を用いて測定する方法のため、苦情の被害感覚と一致しやすく、悪臭苦情に対応するのに優れた方法であるといえます。

なお、具体的には3つの規制地域 (住宅系、商業系・その他区域、工業系) ごとに、3つの規制基準 (敷地境界での測定・煙突での測定・排水の測定) が定められており、臭気指数規制導入後は、特に畜産臭気にかかわる苦情件数および臭気指数評価は改善傾向にあり、事業者の意識改革は進んでいます。

コラム：臭気指数とは

人の嗅覚によって悪臭の強さのレベルを指数化したものです。臭気指数は、事業所で採取した空気や水が無臭空気 (水) で希釈し、嗅覚検査に合格した6人がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍数から算出します。臭気判定試験では、臭気があるかないかの判断のみを行い、臭気の数値化をしていきますので、臭質による影響を排除できます。

例えば臭気を100倍に薄めた時ににおいを感じなくなった場合、臭気濃度は100、その臭気指数は20 (10×log (100) = 10×log10² = 10×2 = 20) となります。

[臭気指数 = 10×Log (臭気濃度)]

■臭気指数導入のメリット

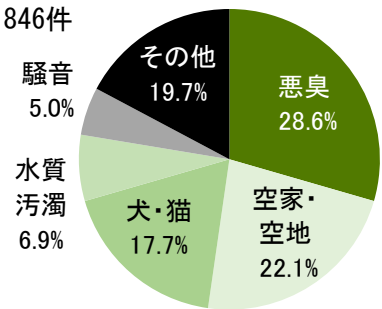
- ・多種多様なにおいの物質に対応可能である
- ・においの相加・相乗などの効果を評価できる
- ・嗅覚を利用することで「におい」の程度がイメージしやすい
- ・住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい
- ・国際的に実施されている方法である

3-3 その他環境

■多い悪臭の苦情

安曇野市に寄せられる苦情件数は、年間約300件で推移しています。特に、悪臭や空家・空地、犬・猫（犬の鳴き声、飼い猫・野良猫）に関するものが多く、悪臭については、2014（平成26）年度～2016（平成28）年度の過去3年間で242件の苦情があり、特に三郷地域の畜産臭気の苦情が全体の84%を占めています。また、近年空家の増加により、樹木・雑草の繁茂などの苦情、空地に関する苦情、犬の糞、野良猫などの苦情が多く寄せられています。

2014～2016年度
合計 846件



苦情件数（2014年度～2016年度）

注）その他：害虫・大気汚染・土壌汚染など

【資料：環境課】

■空家の増加

空家は、少子高齢化や核家族化などにより年々増加しており、今後も人口減少などによってさらに増えていくと見込まれています。さまざまな理由から長期間放置されている空家は、老朽化による倒壊、樹木・雑草の繁茂、不法侵入などの問題が発生し、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

2013（平成25）年度に安曇野市内全域で実施した実態調査および補足の情報収集の結果、市内における空家総数（累計）は202戸でした。その後、2016（平成28）年度までに報告された空家総数は236戸で、2013（平成25）年度に比べて16.8%増加しており、特に取り壊しなどが必要な空家への対処が問題となっています。

平成27年2月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、取り壊しなどが必要な「特定空家」に対する行政代執行を行うことができる法制が整備されました。

■おおむね環境基準を満たしている道路騒音

安曇野市は、長野自動車道沿道3地点において自動車交通騒音測定調査を隔年で実施しています。2015（平成27）年度に実施した調査では、各地点の基準時間帯の等価騒音レベル*8は昼間が55～56dB、夜間が54dBであり、環境基準（昼60dB以下、夜55dB以下）を満たしています。

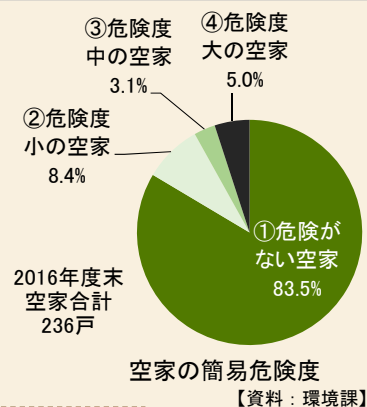
なお、毎年1回、9地点において市内自動車交通騒音測定調査を実施しており、2016（平成28）年度は、1地点が環境基準を超えています。

コラム：問題がある空家などの対応状況

2013（平成25）年度に安曇野市内全域で実施した空家実態調査で報告のあった空家などについて、4段階の「簡易危険度」の指標で分類しました。これを基礎データとし、2013（平成25）年度以降、苦情・相談などで確認された空家などについても同様の区分を用いて建物の状況を大別しています。

これらのうち、特に④危険度大の空家については、早急な対応が必要であり、特定空家などに認定される可能性も高い建物といえますので、立ち入り調査を優先的に実施することで適正な管理・処分につなげていきます。

なお、平成28年度までに、④危険度大とされたもののうち4戸の空家が解体・撤去されました。



空家の簡易危険度

【資料：環境課】

- ①危険がない空家：管理されていないもの（屋根、外壁、草木繁茂などにほぼ問題なし）
- ②危険度小の空家：建物に問題は少ないが草木繁茂など、環境上の問題があるもの
- ③危険度中の空家：建物の一部に傾きがある、または軽度の損傷があるもの
- ④危険度大の空家：建物全体に傾きがある、または重度の破損があるもの

【用語解説】

*8等価騒音レベル…自動車からの騒音のように、ある時間内で変動する騒音を評価するため、時間によって変動しない一定の騒音としてならした値を用いて騒音レベルを算出したもの。

■化学物質の管理

現在、原材料や製品などとして流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちが日常生活や事業活動で使用した化学物質は、蒸発や溶解などによって、大気や水、土壌中に排出されており、環境や人の健康に影響を及ぼす恐れがあります。そこで、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の1つとして「PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）」が設けられました。PRTR 制度は、化学物質の排出に関する情報を国が毎年集計し、公表する制度です。

2015（平成 27）年度の長野県内の化学物質排出量は、届出排出量 1,800t、届出移動量が 990t、届出外排出量（推計）が 4,600t でした。また、排出・移動の多い化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンなどとなっています。2015（平成 27）年度に化学物質の製造や使用に関する届け出を行った事業所数は、長野県全体で 1,149 事業所、安曇野市内で 45 事業所でした。

■市内の空間放射線量は年間被ばく限度量未満

2011（平成 23）年 9 月から簡易測定器を使用して、空間放射線量の測定を開始しました。定点測定は、2015（平成 27）年 5 月から本庁舎西で実施しています。また、毎週火曜日に実施していた地域別測定は、測定結果に大きな変化がみられないため、2014（平成 26）年 3 月の測定をもって一時休止しました。

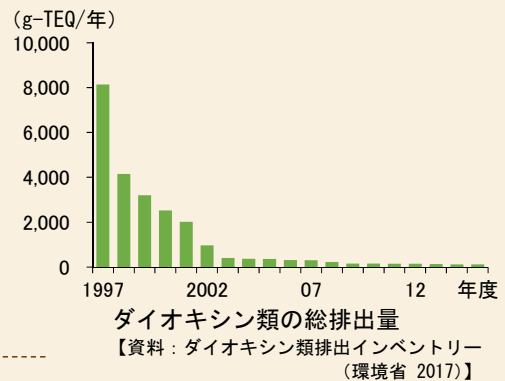
これまでに安曇野市内で測定した空間放射線量の最高値（ $0.15 \mu\text{Sv}$ ）を用いて算出した年間積算量は $788.4 \mu\text{Sv}$ で、国際的に定められた被ばく限度量（ $1,000 \mu\text{Sv}/\text{年}$ ）を下回っています。

注） μSv （マイクロシーベルト）とは、放射線による人体への影響を表す単位のこと。年間被ばく限度量は、国際放射線防護委員会によって、自然放射線を除き $1,000 \mu\text{Sv}$ （1 時間あたり $0.19 \mu\text{Sv}$ ）とされている。

コラム：注意が必要な環境汚染物質

■ダイオキシン類

1999（平成 11）年の野菜などへの問題に端を発して、大きな社会問題となりました。その後、ダイオキシン類による汚染防止および除去を目的に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、全国的に対策が進められました。その効果もあり、ダイオキシン類の総排出量は大幅に削減が進み、2016（平成 28）年は 1997（平成 9）年と比較して 98.5%減少しています。



■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことで、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で化学反応を起こし粒子化したものがあります。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されています。

発生源は、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設のほか、自動車などの人為起源や、土壌などの自然起源がありますが、近年では、中国などから国境を越えてやって来るものが問題となっています。それを受けて、2009（平成 21）年 9 月、環境省は微小粒子状物質（PM2.5）に関する環境基準を設け、常時監視を行っています。



■アスベスト

極めて細かい天然の鉱物繊維のことで、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性から、建材や摩擦材、シール断熱材などのさまざまな工業製品に使用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、2006（平成 18）年に 0.1% を超えて含有する製品の製造・使用などが禁止されています。一方、それ以前に製造された製品（建材など）にはアスベストを含んでいる場合があります。それらの劣化や解体時の破損に伴って空気中に飛散する可能性があります。

市では、国の補助制度を活用し、吹付けアスベストが施工されている可能性がある建築物について、アスベスト含有調査や除去等に係る費用の一部を補助しています。



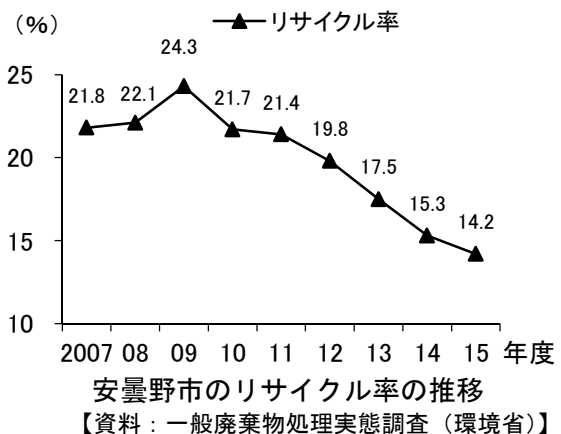
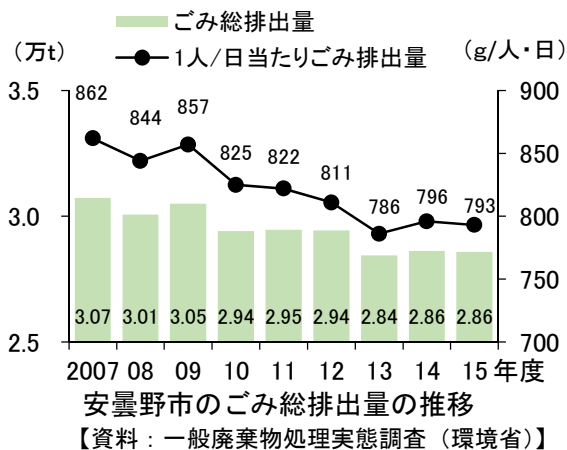
第4節 資源循環・地球環境

4-1 ごみ・リサイクル

■減少するごみ総排出量とリサイクル率

安曇野市のごみ総排出量は減少傾向にあり、2015（平成27）年度は28,582tでした。また、市民1人1日当たりごみ排出量は793g/人・日であり、長野県平均（836g/人・日）、全国平均（939g/人・日）より少なくなっています。

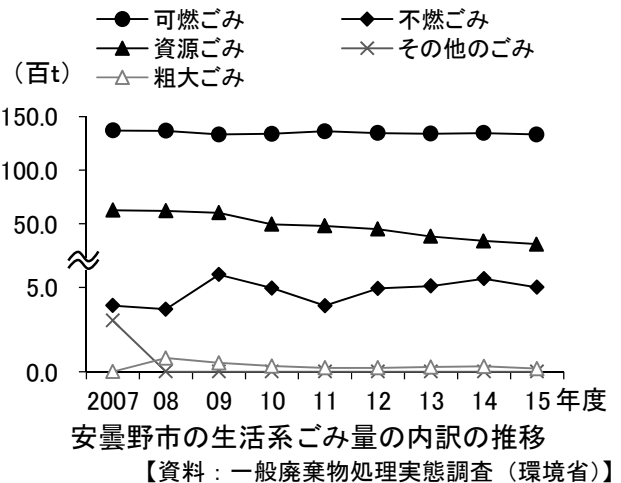
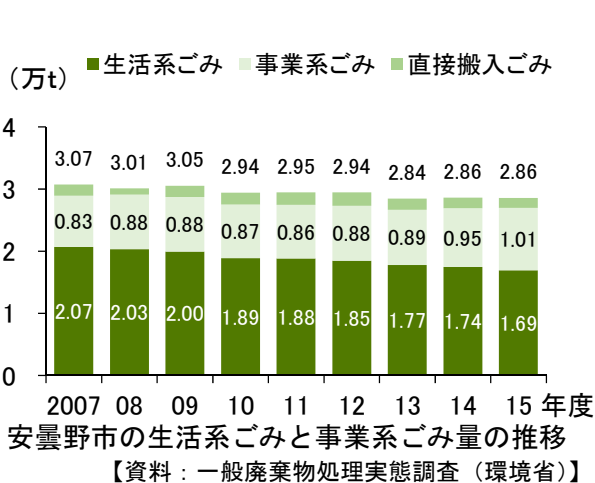
リサイクル率は低下傾向にあり、2015（平成27）年度のリサイクル率は14.2%でした。これは、近年、民間事業者による紙資源などの回収が積極的に進められていることなどが要因として考えられます。



■横ばい傾向が続く可燃ごみの量

2015（平成27）年度のごみ収集量は、生活系ごみが16,923t、事業系ごみが10,058tであり、生活系ごみは減少傾向にあるものの、事業系ごみは増加傾向にあります。

2015（平成27）年度の生活系ごみの内訳を見ると、可燃ごみは13,315t、不燃ごみは500t、資源ごみは3,090tとなっています。可燃ごみの収集量は近年ほぼ横ばいですが、リサイクル率と同様に、民間事業者への搬入が増加しているとみられる資源ごみは減少傾向にあります。



■ごみの減量化および資源化を推進しているリサイクルセンター

リサイクルセンターでは、ごみの減量化および資源化を推進し、市民が持ち込む資源物の受け入れを行っています。現在は、豊科、穂高および明科地域に設置されており、利用者は年々増加しています。

■穂高クリーンセンターでの中間処理

「穂高広域施設組合ごみ焼却施設」（穂高クリーンセンター）は、安曇野市を含む6市町村の一般廃棄物の中間処理を行っており、150t/16h（50t×3炉/16h）の処理能力の焼却施設と、7t/5hの処理能力の不燃物処理施設を有しています。しかし、当該施設は老朽化が進行していることから、新たにごみ処理施設の整備に向けて事業を進めています。



穂高クリーンセンター

このごみ処理施設は、2021年3月の供用開始を目指しており、施設の規模は、120t炉/日（60t×2炉）で、連続燃焼式ストーカ炉にすることとなっています。特に新施設は、ごみの焼却処理に伴って発生した熱を回収して発電を行うことで、温室効果ガス排出削減に寄与します。また、施設運転の管理運営を、2040年3月までの20年間を見据えたDBO方式*⁹を採用することで、民間の持つノウハウを重視し、その技術を活用することにより低コストを目指すものとなっています。

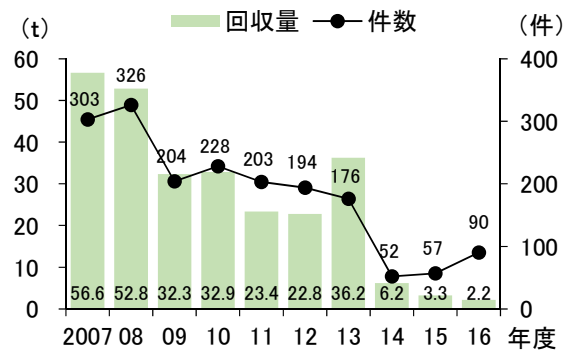
■三郷一般廃棄物最終処分場と小岩岳不燃物処理場での最終処分

三郷一般廃棄物最終処分場は、1997（平成9）年に建設され、埋立容量は23,000m³で、ガラスくず、陶器、家庭焼却灰を埋立処分しています。また、小岩岳不燃物処理場は1988（昭和63）年に建設され、埋立容量は11,750m³で、瓦、ブロック、土砂などを埋立処分しています。

■不法投棄の回収量は減少傾向

家電製品や家庭系ごみ、タイヤ・自転車などの不法投棄の回収量はパトロールが強化されたこともあり、ここ数年は減少傾向にあります。

一方、不法投棄の件数はやや増加しています。不法投棄が行われる場所としては、森林内や道路沿いは減少し、ごみ集積場が増加しています。



不法投棄件数・回収量の推移

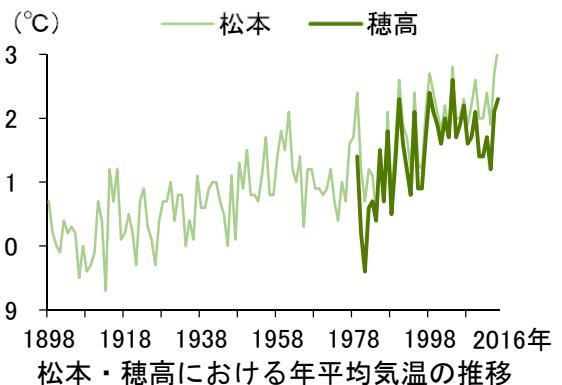
【資料：廃棄物対策課】

4-2 地球温暖化

■上昇する気温

松本気象観測所および穂高気象観測所における年平均気温の観測データはいずれも緩やかに上昇しており、松本では1900年代前半（1901〈明治34〉～1925〈大正14〉年）と比べて、2001（平成13）年以降の平均気温は約2℃上昇しています。

その原因として、都市化の進行とともに地球温暖化が考えられます。



松本・穂高における年平均気温の推移

【資料：気象庁】

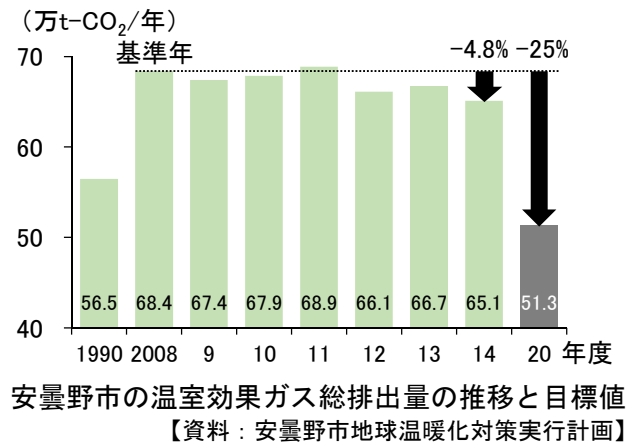
【用語解説】

*⁹DBO方式・・・公設民営方式（Design-Build-Operate:設計-建設-運営）。公共が資金調達し、施設の設計・建設・運営などを民間事業者に包括的に委託する方式のこと。穂高クリーンセンターの運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行う。

■市域全体から排出される温室効果ガス

安曇野市全域における2014（平成26）年度の温室効果ガス総排出量は、約65万t-CO₂でした。

基準年である2008（平成20）年度からの推移は、2011（平成23）年度まではほぼ横ばいで、2012（平成24）年度にやや減少しました。2014（平成26）年度の排出量は、基準年の2008（平成20）年度（約68.4万t-CO₂）と比較して4.8%の減少となりました。しかし、「安曇野市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：2012〈平成24〉年度～2020年度）における目標値（2020年度に約51.3万t-CO₂）を達成するためには、なお一層の努力が必要です。

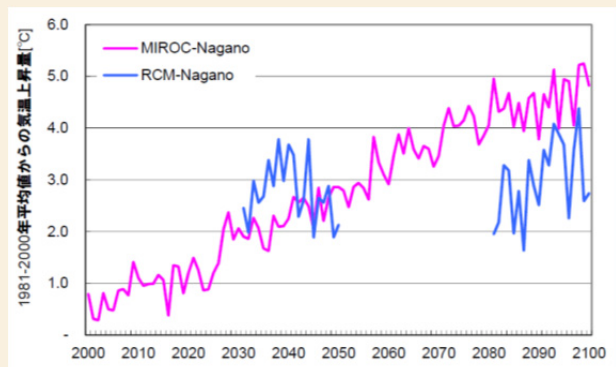


コラム：近年のさまざまな気象現象

■気温上昇とリンゴ生育適地の将来予測

長野県を囲む領域における気温上昇量について、2つの気候モデル（RCM、MIROC）で予測した結果、2つの気候モデルによる結果には幅が見られるものの、21世紀末までに2～5℃の気温上昇が予測されています。

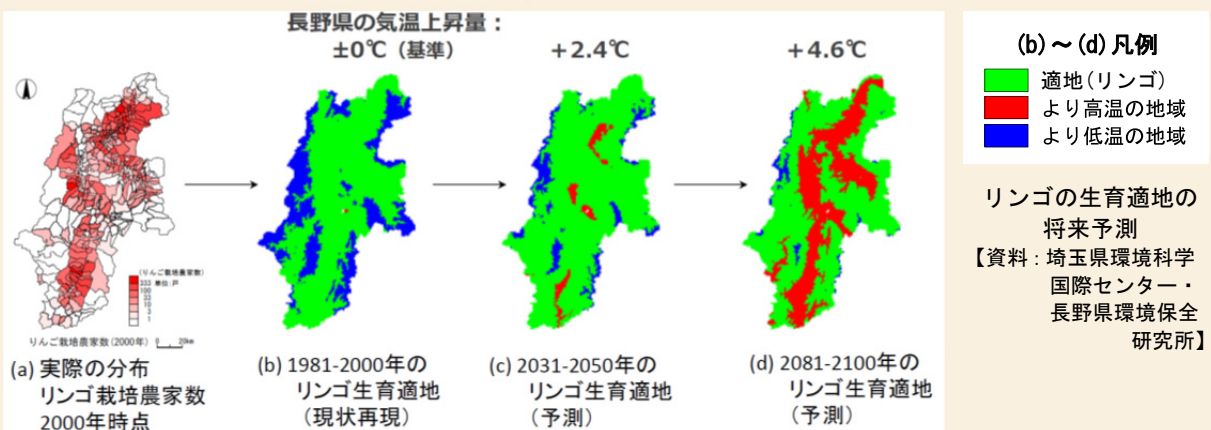
RCM: 気象庁気象研究所が開発した地域気候モデル。計算は、2031～2050年と2081～2100年の2つの期間に分けて実施。
 MIROC: 東京大学・国立環境研究所・海洋研究開発機構が共同開発している大気海洋結合機構モデル。



長野県を囲む領域での気温上昇量の予測

【資料：長野県における適応策立案手法開発のための検討報告書（2012年3月、長野県環境保全研究所）】

気温上昇量が比較的大きいモデルの予測によると、リンゴの生育適地はより高い標高帯に移行するとされ、現在の生育適地の中には高温で栽培が難しくなる地域も出てくる可能性があります。



■集中豪雨

近年、時間雨量50mmを超えるような集中豪雨が短時間に降る現象が発生しています。予測が難しく、局地的かつ突発的に襲うため、2008（平成20）年夏頃から通称「ゲリラ豪雨」と呼ばれています。このような集中豪雨は、都市部のヒートアイランド現象による気温上昇や高層建築物による気流の乱れなどが積乱雲を発達させることで発生しているとみられ、人間の活動と大きな関わりがあると考えられています。

安曇野市においても、これまで何度も豪雨による災害が発生しており、2006（平成18）年7月豪雨では、市内全域で道路の冠水や林道の土砂崩落などの大きな被害が出ています。

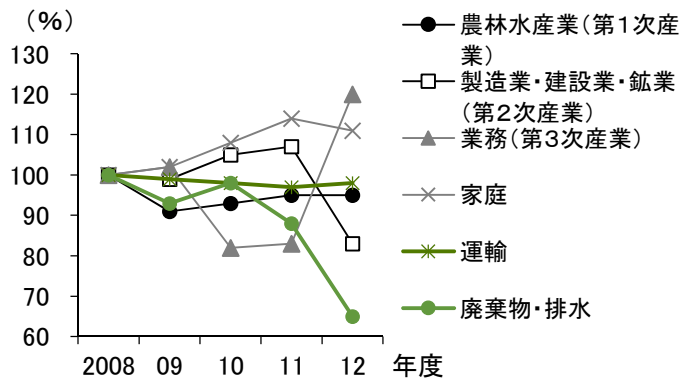
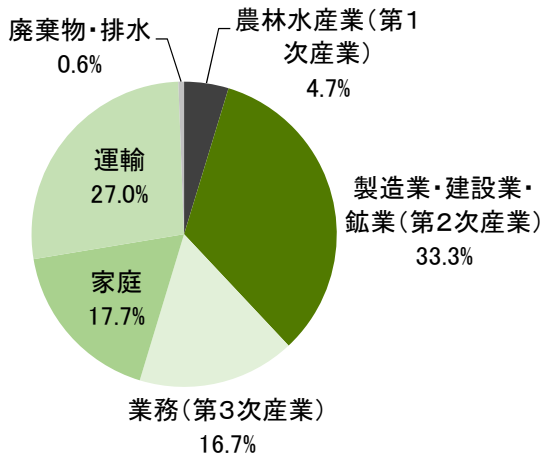


2006年7月豪雨による被害

■業務・家庭部門からの温室効果ガス排出量の増加

2012（平成24）年度の温室効果ガス排出量を部門別に見ると、排出量が最も多い部門は製造業・建設業・鉱業の第2次産業で全体の約3分の1を占め、次いで、運輸、家庭、業務の順に多くなっています。

部門ごとの排出量の推移を見ると、2012（平成24）年度に実行計画の基準年である2008（平成20）年度よりも減少している部門は、第1次産業、第2次産業、運輸、廃棄物・排水です。逆に第3次産業と家庭は基準年よりも増加しています。



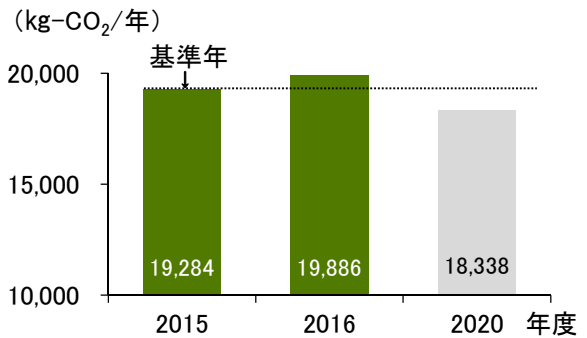
部門別温室効果ガス排出量（2012年度）
【資料：安曇野市地球温暖化対策実行計画】

部門別温室効果ガス排出量の基準年度との比較
【資料：安曇野市地球温暖化対策実行計画】

■市の事務事業から排出される温室効果ガス

安曇野市では、市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するため「第2次安曇野市地球温暖化防止実行計画」（計画期間：2016〈平成28〉年度～2020年度）の取り組みを進めています。この計画では、排出量を前年度比1%低減することを目標としています。

現時点では、温室効果ガス排出量はほぼ横ばいで推移しています。



安曇野市の事務事業で排出された温室効果ガス排出量の推移

【資料：地球温暖化防止実行計画に係る取り組み結果（2015-2016年度）】

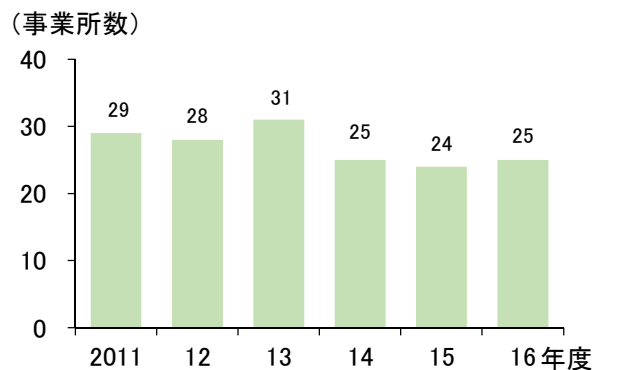
4-3 エネルギー

■環境マネジメントシステムの普及

省エネルギーを総合的に進めていくために有効な手段となるのが、環境マネジメントシステムです。環境マネジメントシステムには、ISO14001や環境省が策定したエコアクション21などがあります。

安曇野市内の2016（平成28）年度の環境マネジメントシステム取得事業所数は25事業所でした。

また、2017（平成29）年1月31日には市役所本庁舎がエコアクション21に認証・登録されました。



環境マネジメントシステム取得事業所数の推移
【資料：環境課】

■公共施設への太陽光発電、風力発電、バイオマスなどの設備の導入

公共施設では、太陽光発電、風力発電、バイオマスなどが導入されており、2016（平成28）年度末時点では28施設へ導入されています。

公共施設への新エネルギーの導入状況（2016年度末）

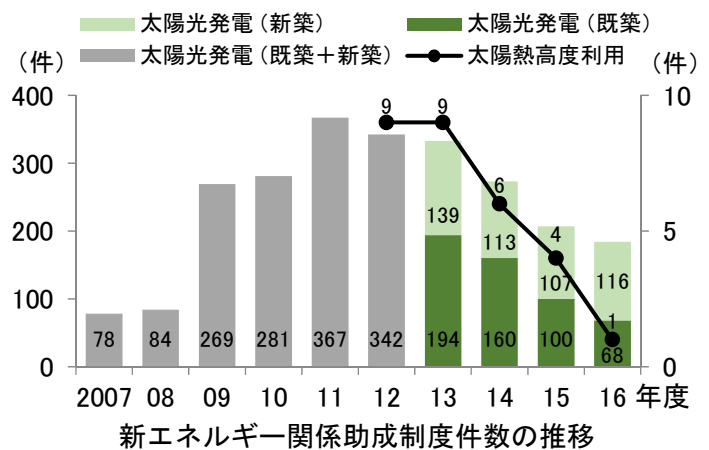
エネルギー種別	件数 (総定格出力)	用途	主な施設の名称
太陽光発電	21 (242,134W)	照明・電力 自家消費	本庁舎、防災広場、堀金中央公園、かじかの里公園、市営住宅田沢団地、南穂高保育園、西穂高保育園、堀金小学校、南部学校給食センター、中部学校給食センター、広域排水監視所、穂高西中学校通学路、豊科吉野地区防犯灯、堀金地域防犯灯、豊科桜坂地区防犯灯、穂高柏原地区防犯灯、北部学校給食センター、一ノ沢登山口トイレ、三郷地域防犯灯、三郷スカイライントイレ、本庁舎職員通路街路灯
太陽光発電＋風力発電	2 (220W)	施設内外の照明	豊科リサイクルセンター、自然体験交流センターせせらぎ
バイオマス熱利用	3 (86,000～101,000W)	館内暖房・給湯	豊科郷土博物館、貞享義民記念館、長峰山森林体験交流センター
廃棄物熱利用	1 (58,000W)	暖房・給湯	穂高クリーンセンターごみ処理施設（あづみ野ランド）
その他	1 (276W)	源泉加熱	湯多里山の神（温泉随伴メタンによる温泉加熱）

【資料：環境課】

■新エネルギー設備への助成

安曇野市では、新エネルギー関係の助成制度として、2001（平成13）年度より住宅用太陽光発電システム、2012（平成24）年度より住宅用太陽熱高度利用システムの各設備の設置に対する助成を行っています。

助成件数は、太陽光発電システムでは2011（平成23）年度の367件、太陽熱高度利用システムでは2012（平成24）および2013（平成25）年度の9件が最も多くなっています。近年、住宅用太陽光発電システムの既築住宅への助成は減少傾向にあり、割合として新築住宅が既築住宅を上回っています。



【資料：環境課】

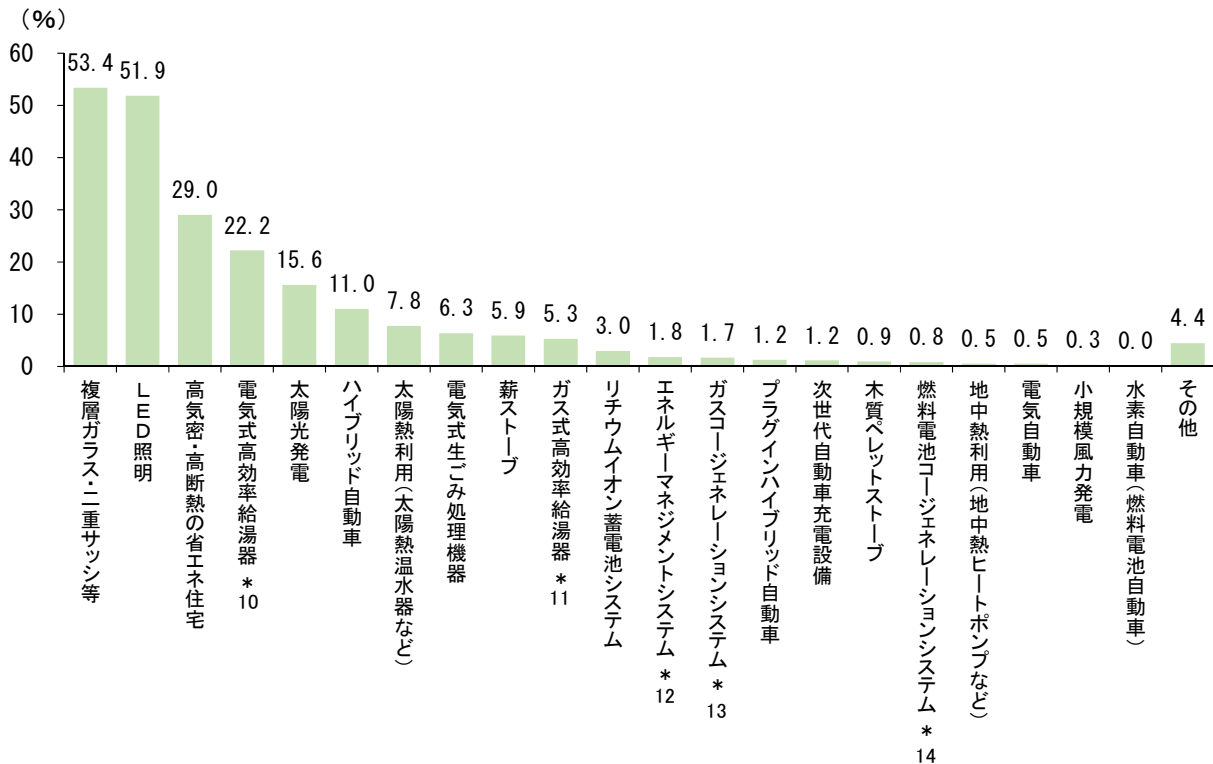
■家庭・事業所における新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

事前アンケート調査によると、新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況は、市民では複層ガラス・二重サッシなど（53.4%）、LED照明（51.9%）、高気密・高断熱の省エネ住宅（29.0%）が上位を占めています。

また、事業者では、LED照明（39.6%）、ハイブリッド自動車（15.7%）が上位を占めています。

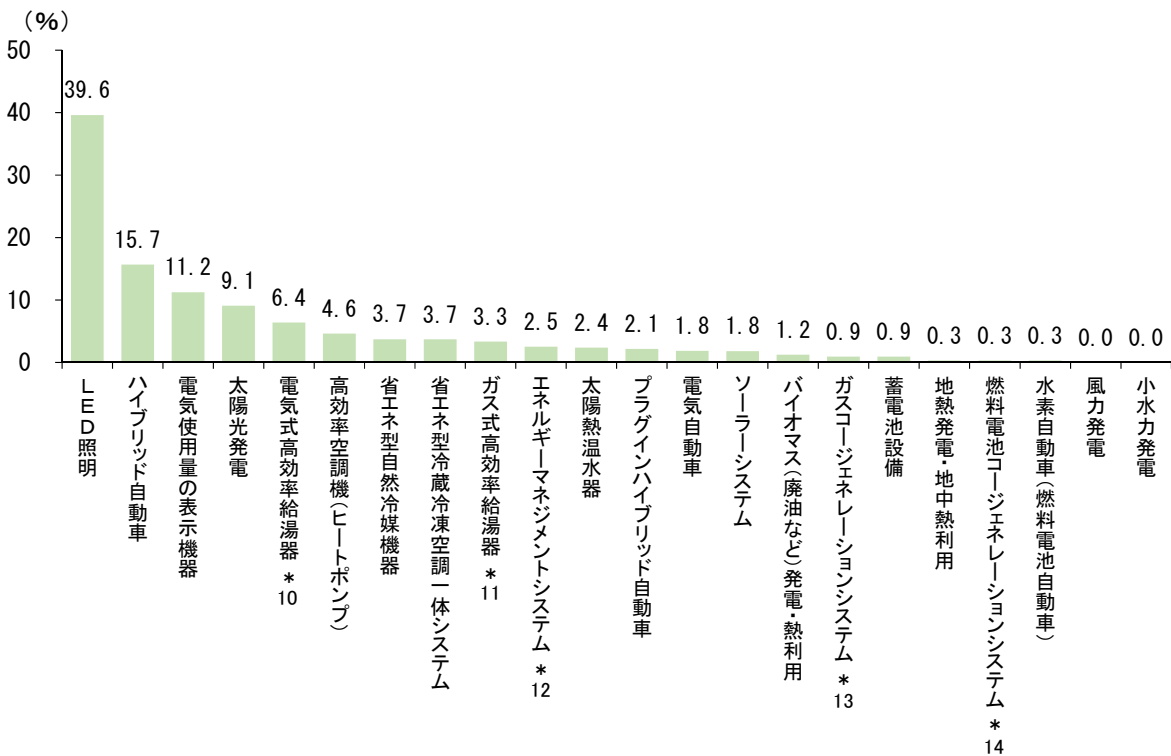
注）回答率は無回答を除いて集計した。

第2章 安曇野市の環境の現状



新エネルギー・省エネルギー設備の導入率（市民）

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】



新エネルギー・省エネルギー設備の導入率（事業者）

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】

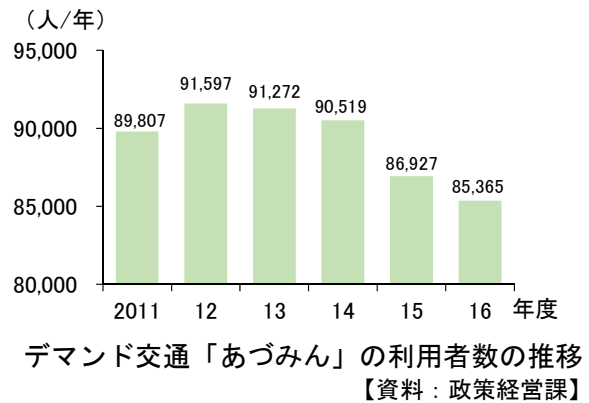
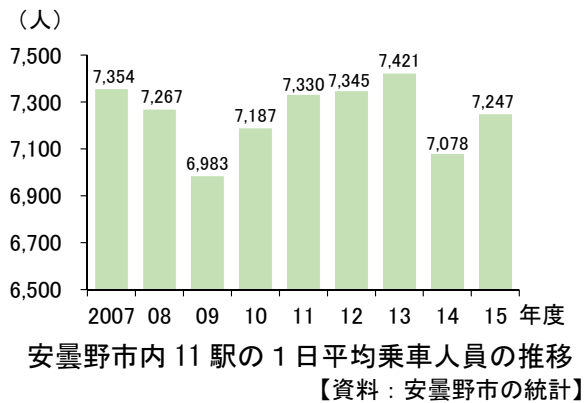
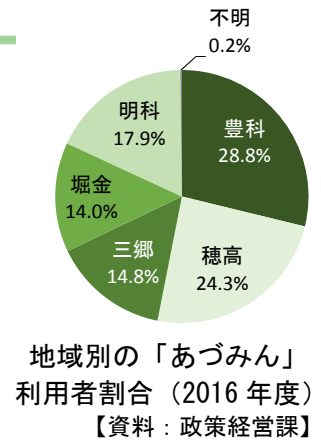
【用語解説】

- *10 電気式高効率給湯器…大気中の熱を利用してお湯を沸かす自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュートなど）
- *11 ガス式高効率給湯器…排気熱を再利用してお湯を沸かす給湯器（エコジョーズなど）
- *12 エネルギーマネジメントシステム…エネルギー消費機器をネットワーク化し、自動制御するシステム
- *13 ガスコージェネレーションシステム…ガスを燃料に発電するとともに排熱を給湯などに利用するシステム（エコウィルなど）
- *14 燃料電池コージェネレーションシステム…ガスなどから取り出した水素と、空気中の酸素を反応させて発電するとともに、排熱を給湯などに利用するシステム（エネファームなど）

4-4 交通

■鉄道利用者数は横ばい、あづみん利用者数はやや減少傾向

安曇野市の公共交通として、鉄道とデマンド交通「あづみん」が運行されています。鉄道は、松本市と大町市・糸魚川市を結ぶ JR 大糸線が市の中央部を、塩尻市と長野市を結ぶ JR 篠ノ井線が市の東側をそれぞれ南北に走っています。2015（平成 27）年における市内計 11 駅の 1 日平均乗車人員は 7,247 人で、近年は横ばいです。また、デマンド交通「あづみん」は、乗合式だけではなく、朝夕の通勤時間帯には JR 大糸線と JR 篠ノ井線を結ぶ「定時定路線」も運行しています。「あづみん」の利用者は年間約 9 万人で、利用状況には地域差があります。

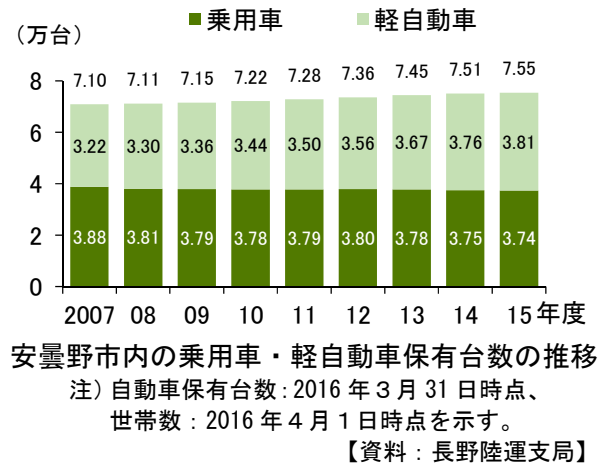


■増加傾向にある自動車保有台数

道路は、中央部を国道 147 号、東側を国道 19 号が南北に貫き、それらを主軸として県道 24 路線、市道 5,882 路線が縦横に走っています。さらに、安曇野市穂高から塩尻市宗賀を結ぶ自転車専用道（県道）があります。また、長野自動車道が南北に通じており、安曇野 IC・梓川スマート IC が設置されています。

市道の延長は約 1,686km、改良率は 67.5%、舗装率は 75.6%です。このほか、歩道整備延長距離は約 84km です（いずれも 2017 <平成 29> 年 4 月 1 日時点）。

2015（平成 27）年度の自動車保有台数は 75,452 台（平均保有台数：約 1.96 台/世帯）で、全体としては増加傾向にあります。



コラム：デマンド交通「あづみん」の利用案内（2017 年 4 月 1 日時点）

- ・事前に利用登録（無料）を行う ※定時定路線のみの利用の場合は登録不要。
- ・電話で予約し、場所を指定する
- ・ご自宅から目的地まで直接送迎（同一地域および共通エリア内まで）
※詳細は、市のホームページまたは問い合わせ先まで。
- ・料金（大人）：300 円/回 ※他地域へ乗り継ぐ場合は、追加料金が必要。
- ・運行時間：1 便/時 ※平日の午前 8 時～午後 5 時のみ（土・日・祝および年末年始は運休）。



【問い合わせ先】

安曇野市政策部政策経営課（0263-71-2000）または、あづみん受付センター（0263-71-1233）

第5節 参加・協働

5-1 環境情報

■安曇野エコプラン.net や年次報告書などによる情報提供

安曇野市では、「広報あづみの」や市のホームページ、安曇野エコプラン.netなどで、環境情報の提供を行っています。また、第1次計画の進捗状況の確認と評価をまとめた「年次報告書」や、エコアクション21の活動をまとめた「環境活動レポート」を毎年発行し、市のホームページで公開しています。

5-2 環境教育・環境学習

■学校や生涯学習などで行われている環境教育・環境学習

安曇野市内には、現在公立のもので認定こども園18園、幼稚園1園、小学校10校、中学校7校、高等学校が4校あります。

地域を知り、郷土愛を育む目的から、環境教育や学習、地域の環境保全などのための活動が盛んに行われています。

環境学習に関する取り組み状況

項目	取り組み内容（例）
学校などでの環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物回収、バザー、地域清掃活動への参加 ・児童会や生徒会におけるリサイクル学習の実施 ・年齢ごとに野菜の栽培や小動物の飼育を通して環境や命について体験 ・学有林、学校農地、校内のビオトープなどを利用した環境学習 ・地元の農産物や生産者との食育体験
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館におけるレッドデータブック展の開催 ・環境学習プログラムの印刷・配布 ・環境市民ネットワーク参加団体の募集、メーリングリストによる情報提供 ・安曇野エコプラン.netによる周知 ・安曇野環境フェアの開催
自然にふれる・体験する・学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市版レッドデータブックの市内小・中学校および図書館への配布 ・自然観察講座、水辺講座、地球温暖化講座の実施 ・全市一斉のアレチウリ駆除の実施 ・安曇野の自然まるわかり観察会の一講座として星空観察会を実施 ・ピークカットチャレンジの実施

【資料：庁内アンケート結果(2016年度)】

■安曇野環境フェアの開催

第1次計画に基づく取り組みの一環として、安曇野環境フェアを開催しています。環境フェアでは、第1次計画で定められた取り組みを広く紹介するとともに、環境に関する課題を市民が共有できる場を提供すること、出展者と来場者の交流を深め、これまで環境に関する活動に参加していなかった人も巻き込むこと、参加者同士が互いの顔を見えるようにし、つながりの環を広げることを目的としています。

2017(平成29)年度は第10回目の開催となり、2日間で合計1,700人の来場者がありました。

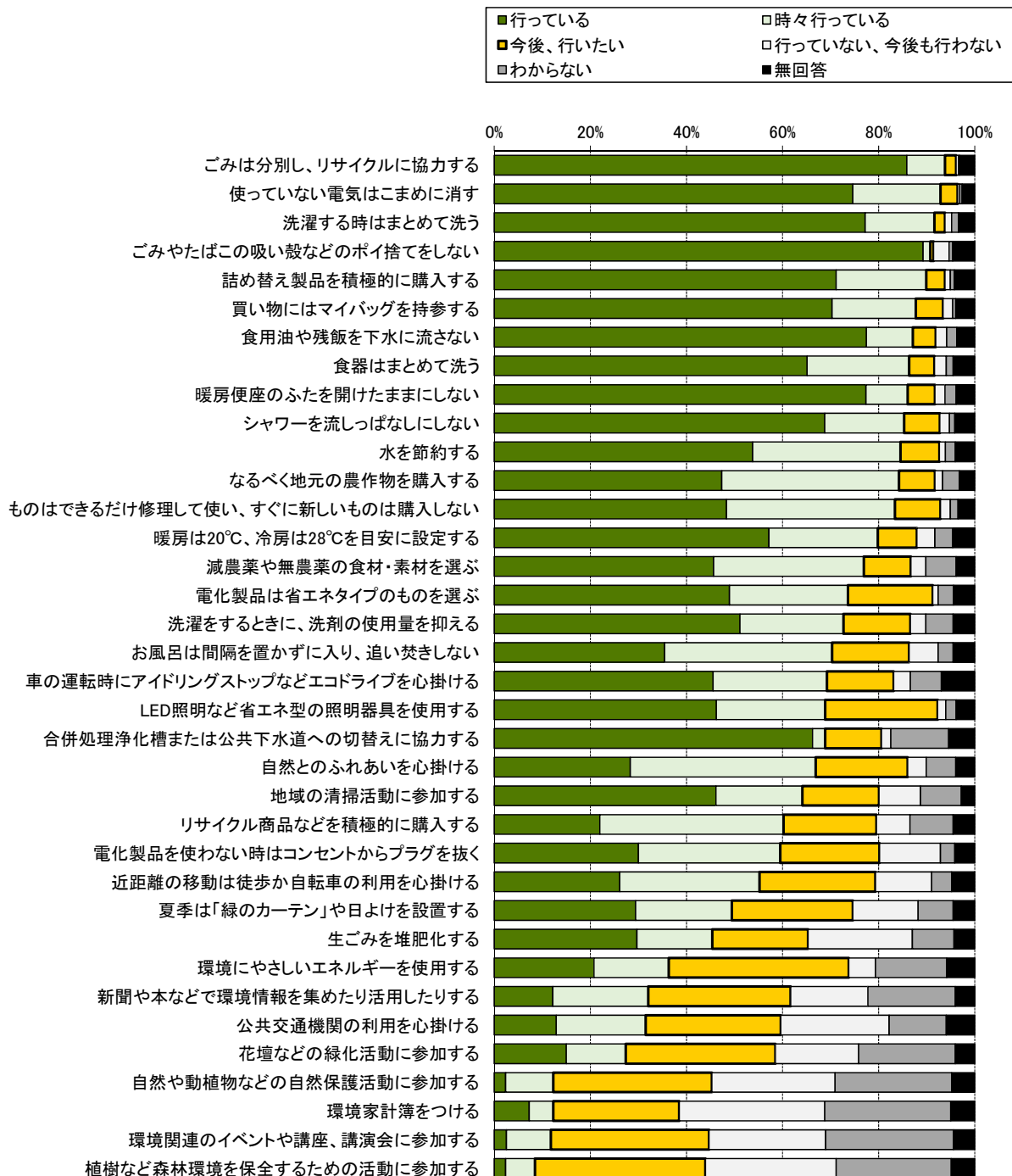


環境フェア 2017の様子

5-3 環境保全活動

■ごみの分別や省エネなどを実践している市民・事業者の取り組み

事前アンケート調査によると、市民による環境保全に関する取り組みとして「ごみは分別し、リサイクルに協力する」「使っていない電気はこまめに消す」「洗濯する時はまとめて洗う」などが多く実践されていました。また、「環境にやさしいエネルギーを使用する」「植樹など森林環境を保全するための活動に参加する」「自然や動植物などの自然保護活動に参加する」などについては、実施や参加に興味を示す回答が多く、今後の取り組みの増加が期待されます。

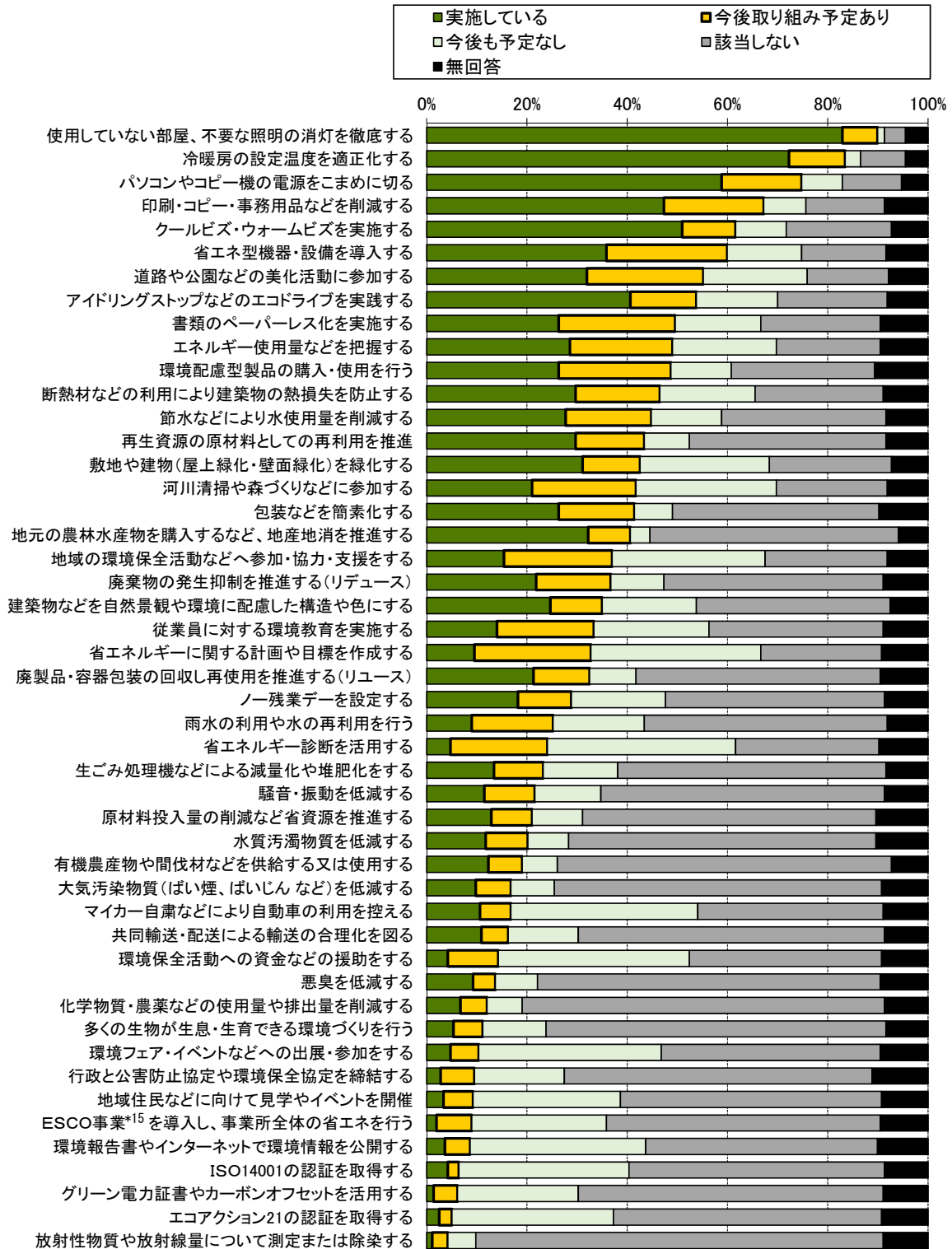


市民の取り組み状況

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】

第2章 安曇野市の環境の現状

事業者では、「使用していない部屋、不要な照明の消灯を徹底する」「冷暖房の設定温度を適正化する」「パソコンやコピー機の電源をこまめに切る」などの取り組みが多く実施されていました。また、「省エネ型機器・設備を導入する」「道路や公園などの美化活動に参加する」「書類のペーパーレス化を実施する」「省エネルギーに関する計画や目標を作成する」などについては「今後取り組み予定あり」との回答が多く、今後の取り組みの増加が期待されます。



事業者の取り組み状況

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】

【用語解説】

*15 ESCO事業・・・省エネルギー化を実現するサービスを提供するとともに、改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

■省エネ・省資源などを実施している事業者の取り組み

2016（平成28）年度に実施した事業者への事前アンケート調査によると、事業所で取り組んでいる環境保全の取り組みのうち、市民などに紹介・PRできるものとして、省エネや省資源など、事業活動での取り組みのほか、地域における美化活動や緑化などの取り組みが実施されていました。

市民などに紹介・PRできる事業者としての主な取り組み

自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材を利用した暖房を取り入れている。 ・近所の人たちと一枚の畑を借りて、協同で野菜作りをし、生活をしている。 ・松くい虫の被害を受けた松の撤去後、自主的に広葉樹を植えている。 ・花の咲く花木を植栽し、苗木などを地域の団体に寄付している。 ・敷地内は植物が生育できる場所をなるべく多くするように努力している。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯の排水をトイレに使用している。 ・大気汚染物質の一つであるVOC（揮発性有機化合物）削減の回収乾燥機を導入している。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の清掃、違法廃棄物の撤去をしている。 ・樹木の剪定枝を機械により粉砕し、肥料にしている。 ・「燃えるごみ」として捨てていたおがくずをガーデンの草よけで敷くことにより自然に返している。 ・生ごみを堆肥機に入れて自然に返している。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルを設置して発電している。 ・電気自動車などを積極的に導入している。 ・照明はLEDに交換している。 ・エコアクション21認証を取得し、公開している。 ・節電・節水などに心掛けて少しでも省エネになるように努力している。 ・カーシェアリングを実施している。 ・社有車の燃費ランキングをつけている。 ・パソコンなどの電気を使用する機器にオートシャットダウンシステムを備えている。 ・寒さ対策の靴下やサポーターの開発を行っている。 ・太陽熱温水器を設置している。 ・事業所の建築は外断熱の省エネ建築となっている。 ・敷地内に植物を植えて緑化することで、夏場のクーリング効果を高めている。 ・全館暖房を薪ストーブで行っている。
環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する小学校の社会科見学受け入れ、会社の説明の中で環境への取り組みも紹介している。

【資料：本計画に関する事前アンケート調査（2016年度）】

■安曇野環境市民ネットワークの取り組み

「安曇野環境市民ネットワーク」は、安曇野市内において環境保全のための活動を行っている団体や個人が集まり、協働や連携によってより良い環境を創出していくことを目的として、2009（平成21）年9月に発足し、主に参加団体間のコミュニケーションや環境学習の企画と実施、環境基本計画・行動計画の推進への協力、環境に関する情報の提供などの活動を行っています。

具体的には、ネットワーク参加団体の情報発信や、団体間の交流を深めることを目的とした談話会「環カフェ」の開催、中学校などでの環境学習への協力をしています。また、ネットワーク参加団体を中心として実行委員会を組織し、市と協力して安曇野環境フェアを開催しています。

2017（平成29）年4月時点で28団体、3個人が参加しています。また、



環境市民ネットワーク
参加団体による
活動の様子

第2章 安曇野市の環境の現状

ここで紹介した登録団体は、自らが提案する「環境学習プログラム」を提供し、講師などの専門家の派遣を行います。学校での環境学習や地域の公民館講座など、さまざまなシーンで利用することができます。なお、市内にはここに紹介した以外にも多くの団体があり、環境保全に向けた取り組みを行っています。

安曇野環境市民ネットワークの事業内容

コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク参加団体および個人に関する情報の提供と公開 (安曇野エコプラン.net http://www.azumino-ecoplan.net/) 参加者同士のコミュニケーション会議、メーリングリストによる情報交換 交流会などの企画
環境学習の企画と実施	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習プログラムの企画と実施 環境学習におけるリーダーなど、地域に貢献できる人材の育成 ネットワークのつながりを活用した環境学習の企画と実施
第1次計画および行動計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> 第1次計画、行動計画の推進への協力 環境保全上の課題への対応
普及啓発・インターネット上での情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 活動拠点における情報提供 各種環境イベントの企画と運営、参加と協力

【資料：2016年度年次報告書】

「安曇野環境市民ネットワーク」への参加団体（2017年4月時点）

参加団体			
安曇野建築三会	安曇野工業会	あづみの 再活の松プロジェクト	安曇野市商工会
安曇野市消費者の会	安曇野市不用食器 リサイクル実行委員会	安曇野 地球温暖化協議会	安曇野百選 プロジェクト
NPO法人 あづみ野風土舎	NPO法人 安曇野 ふるさとづくり応援団	安曇野緑の会	アルプスあづみの公園 管理センター
アルプス花街道 実行委員会	潮沢ロマンの会	烏川溪谷緑地市民会議	NPO法人 川の自然と文化研究所
三角島ふるさとの森 プロジェクト	NPO法人 信州ツキノワグマ研究会	生活協同組合 コープながの	田淵行男記念館 こども自然観察教室「むしの会」
(公財)長野県長寿社会開発センター 松本地区賛助会 安曇野地域会	バジルクラブ	マイ箸づくりサポート ボランティア	三郷昆虫クラブ
NPO法人 森倶楽部 21	屋敷林と歴史的 まちなみプロジェクト	野生生物資料情報室	やまこの学校

【資料：安曇野環境市民ネットワーク 団体活動紹介・環境学習プログラム～環境学習の推進に向けて～】

■地域主体の取り組み

安曇野市では、地区や学校、企業などさまざまな主体が環境保全の取り組みを行っています。その一つとして、市内一斉清掃が春と秋の年2回実施されています。この取り組みには、2016（平成28）年度、合計217団体、延べ34,187人が参加しました。



豊科南小の
拾ヶ堰クリーン大作戦

第3章

安曇野市がめざす環境のすがた



田淵行男 [明けゆく安曇野/大滝山 1962年]
田淵行男記念館所蔵

第1節 安曇野市の環境づくりに向けて

近年では、東日本大震災のような大規模地震などの災害を契機としたエネルギー問題や地球温暖化など、環境に関わるさまざまな問題が顕在化しており、世界規模で環境保全に向けた規制や取り組みが積極的に進められています。

安曇野市においても、第1次計画を策定した2008（平成20）年3月以降、市の豊かな環境を保全するため関連した計画が複数策定され、人々の安全・安心で豊かな暮らしに向けて、環境整備や省エネルギー製品の利用促進、環境保全活動など、さまざまな取り組みが進められています。

全国的にみても安曇野市は自然豊かな地域であると認識されていることが多く、事前アンケート結果からも、特に「水」や「空気」などの受動的な環境に対しては、市民の満足度も高い傾向にあります。しかし、市内を代表する産業である農業は、農家数および農業就業人口が共に減少しており、主要な環境である田園が宅地や商工業地へ変化してきているほか、松くい虫による松枯れ被害や、野生鳥獣による農作物への被害なども発生しています。

また、市民による環境保全活動などへの参加は限定的であり、環境保全に対する意識は低い状況であることがうかがえます。

今後も豊かな自然に囲まれた安曇野市を維持し続けていくためには、市民一人ひとりが環境に対して関心を持つとともに、できることから取り組んでいくことが求められています。

本計画の策定にあたっては、第1次計画の評価を踏まえ、第2節に示す「望ましい環境像」の実現に向け、実施可能な取り組みを整理・選定しました。これをもとに、安曇野市の環境を保全・活用する活動に積極的に取り組んでいきます。



安曇野市の風景
(征矢野 久氏 画「とれ秋のころ」)

第2節 望ましい環境像・基本目標

本計画では、第2次安曇野市総合計画に定められた基本目標の一つである「自然環境を大切にすまち」を実現するため、第1次計画と同様に安曇野市環境宣言に基づく4つの望ましい環境像を掲げます。

また、望ましい環境像を実現するための4つの基本目標「共存・共生をはかるべきもの」「安全・安心な暮らしを支えるもの」「循環型・低炭素社会をつくるもの」「参加と協働」も引き継ぎ、環境の保全と創造に向けた取り組みの一層の推進を図ります。



基本目標① 共存・共生をはかるべきもの [豊かな自然と快適な生活空間]

安曇野市の特徴の一つに「豊かな自然」があります。私たちはこの豊かな自然からのさまざまな恵みを受けて生活しています。しかし、この豊かな自然が、地球温暖化や人々の生活スタイルの変化によって急激に変化しつつあります。

「豊かな自然」を維持・創出していくためには、まずは自然の仕組みの微妙なバランスや自然に対して起きていることを知り、共存・共生を図っていくことが必要です。

また、「快適な生活空間」確保の観点からさまざまな人々が共に生活できる空間づくりや山や水辺といった安曇野らしい自然の景観を生かし、生活空間に取り入れていきます。

個別目標	1	山岳地をまもる	5	生きものをまもる
	2	里山をまもる	6	身近な自然とふれあう
	3	里地をまもる	7	景観や歴史・文化を大切にする
	4	川や水辺をまもる		

基本目標② 安全・安心な暮らしを支えるもの [きれいな水と空気、安全な生活環境]

人々の生活を支えるものとして、水と空気は重要です。開発の進展、人口の減少や高齢化の中で、市民の水瓶となっている地下水や清冽な川の流れを守っていくことが課題となっています。

また、「空気がおいしい」ことも安曇野市の良さであり、これも守っていく必要があります。その他に工場や自動車の増加による化学物質などの発生も懸念されています。

水と空気を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要です。化学物質などについても、情報収集を進めながら同様に現状を把握し、快適で安全・安心な暮らしを目指していきます。

個別目標	8	豊富できれいな水の環境をまもる
	9	きれいな空気と静かな環境をまもる
	10	公害・化学物質などの問題をなくす



基本目標③ 循環型・低炭素社会をつくるもの【ごみ減量、省エネルギー・新エネルギー】

環境的な面での課題として大きいものに、ごみとエネルギー問題があります。安曇野市内から排出・処分されるごみの量は膨大であり、燃焼時の地球環境への負荷や^{さんき}残渣の処分などが課題となっています。エネルギーについては、地球温暖化に關係の深い二酸化炭素排出量削減やエネルギーの運搬・移動に伴う環境負荷の低減が課題となっています。

地球環境への負荷を減らすためには、循環型社会を地域として目指し、実現していくことが重要です。この循環型社会を実現するため、ごみをできる限り減らし再び利用すること、省エネルギーを実践すること、地元でのエネルギー生産の可能性を探ることなどについて取り組んでいきます。

個別目標

11 ごみを少なくする

12 地球温暖化に対応する

基本目標④ 参加と協働【自ら学び・考え・行動する市民】

私たちの安曇野をより良いかたちで未来に引き継ぐためには、市民一人ひとりが環境に対する課題を知り、良いことは続け、悪いことがあれば改善することが必要です。

また、環境問題は多様化・広域化しており、各個人・事業者・市が個別に取り組むだけでは解決できない問題も多くなっています。

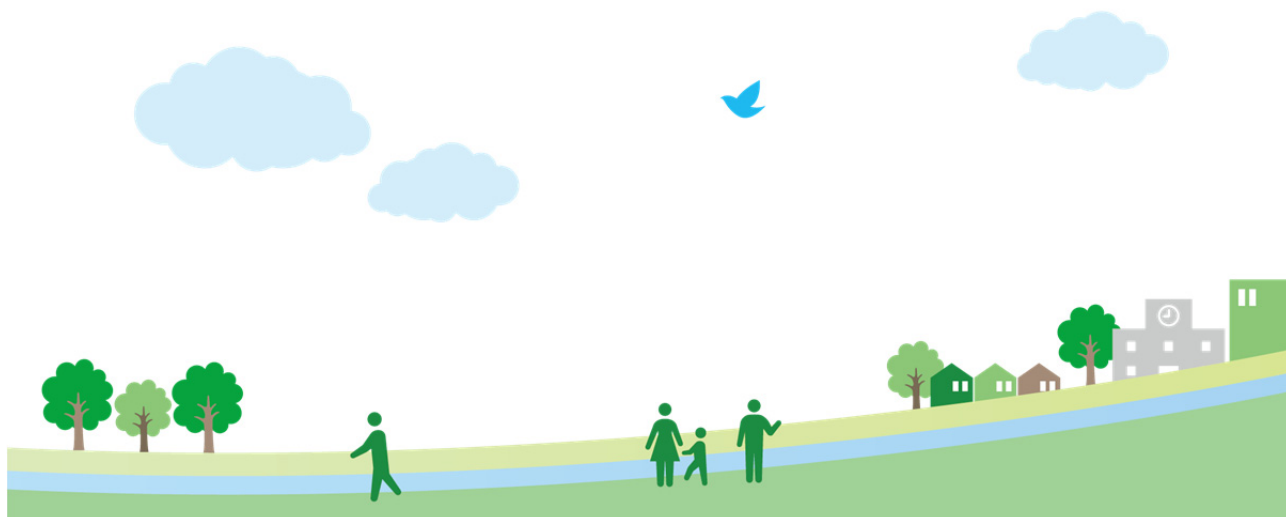
市内の環境をより良い方向へ導くためには、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実はもちろんですが、世代を超えて環境について学ぶことで、市民一人ひとりが環境の保全と創造に主体的に取り組むとともに、環境問題の解決に向けて地域内での連携や市民・事業者・市の協働を図っていきます。

個別目標

13 環境情報を充実させる

15 環境保全活動を活発にする

14 環境について学ぶ・体験する



第3節 環境指標

望ましい環境をつくるための取り組みの推進に向けて、個別目標ごとに環境指標を設定しました。

なお、目標年度は「第2次安曇野市総合計画（前期基本計画）」との整合を図るため、総合計画の目標年度と同じ2022年度としました。

① 共存・共生をはかるべきもの

個別目標	環境指標	現状 (2016年度)	目標 (2022年度)
山岳地をまもる	山岳に関するイベントの参加者数 (登山マナーの普及啓発を含む)	2,800人/年	4,500人/年
里山をまもる	安曇野材の年間利用実績	150m ³ /年	220m ³ /年
	里山学校の年間受講者数(延べ)	105人/年	150人/年
里地をまもる	認定農業者数	267経営体	270経営体
	集落営農組織数	27組織	28組織
川や水辺をまもる	多面的機能支援交付金事業活動 組織数	51組織	61組織 ^{注1)}
生きものをまもる	「生きもの調査」の実施	1回/5年	1回/5年
	特定外来種駆除活動の参加者数	7,790人/年	8,000人/年
身近な自然と ふれあう	1人当たり都市公園・その他公園の 面積(国営・県営公園を除く)	7.9m ² /人	9.2m ² /人 ^{注2)}
	緑の恵みを感じることができる 講座の開催	2回/年	4回/年
景観や歴史・文化を 大切にする	景観づくり講座開催回数	0回/年	5回/年

注1) 個別計画の2021年度目標値

注2) 個別計画の2026年度目標値

② 安全・安心な暮らしを支えるもの

個別目標	環境指標	現状 (2016年度)	目標 (2022年度)
豊富できれいな 水の環境をまもる	上水道普及率	99%	100% ^{注2)}
	水洗化率	81.9%	88.9%
	人為的な地下水涵養量	112.8万m ³ /年	180.0万m ³ /年
きれいな空気と 静かな環境をまもる	窒素酸化物・ ダイオキシン類濃度測定値	基準値以下 ^{注3)} (ppm)	基準値以下 ^{注3)} (ppm)
	自動車交通騒音測定値 基準値超過地点	1地点	0地点
公害・化学物質などの 問題をなくす	苦情件数	265件/年	220件/年

注2) 個別計画の2026年度目標値

注3) 窒素酸化物濃度基準値：0.04～0.06ppm 範囲内又はそれ以下(日平均値)

ダイオキシン類濃度基準値：0.6pg-TEQ/m³以下(年平均値)

③循環型・低炭素社会をつくるもの

個別目標	環境指標	現状 (2016年度)	目標 (2022年度)
ごみを少なくする	市民1日1人当たりのごみ排出量	787g/人・日	736g/人・日
	資源物排出量	3,354t/年	3,142t/年
	事業系可燃ごみ排出量	10,859t/年	7,451t/年 ^{注5)}
地球温暖化に対応する	安曇野市域の温室効果ガス排出量	65.1万 t-CO ₂ /年 ^{注4)}	51.3万 t-CO ₂ /年 ^{注5)}
	2015（平成27）年度基準年に対する市の事務事業における温室効果ガス削減率	3.12%	-4.90% ^{注5)}
	「あづみん」（デマンド交通）の利用者数	85,365人/年	88,000人/年

注4) 2014（平成26）年度の数値

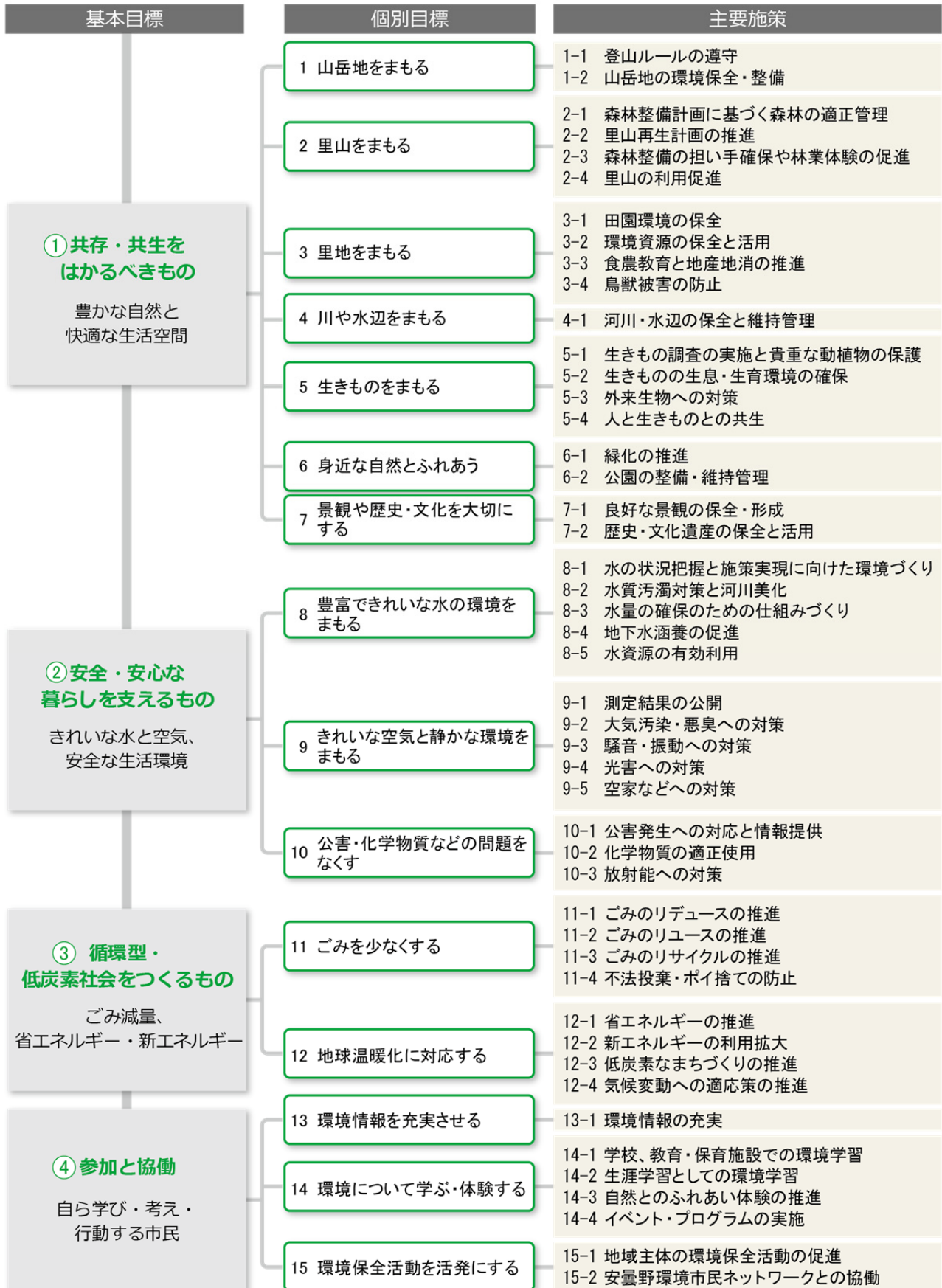
注5) 個別目標の2020年度目標値

④参加と協働

個別目標	環境指標	現状 (2016年度)	目標 (2022年度)
環境情報を充実させる	安曇野エコプラン.net アクセス数	-	3,500件/年
環境について学ぶ・体験する	安曇野市環境市民ネットワークによる環境学習プログラムの提供数	24件/年	30件/年
	安曇野環境フェア来場者数	1,900人/年	2,100人/年
	信州型自然保育 ^{注6)} を受ける児童の割合	52.0%/年	54.0%/年
	行動計画に基づく環境学習の開催数	9回/年	10回/年
環境保全活動を活発にする	環境美化活動団体数（累計）	217団体/年	277団体/年
	環境美化活動参加者数（累計）	34,187人/年	36,000人/年

注6) 「信州型自然保育」の詳細は、97ページのコラム内を参照。

第4節 計画の体系



第4章

望ましい環境をつくるための取り組み



田淵行男 [安曇野田園風景 レンゲ田/豊科 1960年]
田淵行男記念館所蔵

第1節 取り組みの基本的な考え方

1-1 取り組みの検討について

■ 第1次計画の評価と環境の現状の整理

本計画の作成に当たり、2008（平成20）年3月に策定した第1次計画の評価（第1章 参照）を行うとともに、近年の安曇野市の環境の現状（第2章 参照）を取りまとめることにより、現時点での環境の課題を抽出し、それらの課題を解決するための取り組みを検討しました。

■ 市民・事業者への事前アンケートの反映

2016（平成28）年度に、市民2,500人（回答率42.4%）、事業所1,000社（回答率35.7%）を対象とした市民・事業者への事前アンケートを実施し、その結果を踏まえて取り組みの検討を行いました。

■ 各種会議での検討

取り組みの検討に当たっては、環境審議会、環境基本計画推進会議、環境基本計画庁内調整会議など各種会議の意見を踏まえ、取り組み内容の調整を行いました。

1-2 重点取り組みについて

■ 重点取り組みの考え方

重点取り組みとは、本計画の内容について、実現性・妥当性が高く持続可能なものとするための取り組みを示したものです。

重点取り組みは、第1次計画の評価と環境の現状の整理結果、市民・事業者への事前アンケート結果、各種会議での検討結果などを踏まえつつ、以下の考え方に基づいて選定を行いました。

■ 重点取り組みの選定の考え方

「第2章 安曇野市の環境の現状」および「第4章 望ましい環境をつくるための取り組み」に課題として記載されているもので、以下のいずれかに該当するものとししました。

- 早急に取り組む必要があること
- 総合計画または個別計画に定めていること
- 現在も実施しており今後も継続して行うこと
- 実現性・妥当性が高いこと

■ 重点取り組みの選定結果

本計画では、全部で51の重点取り組みを選定しました。

なお、「基本目標4 参加と協働」の個別目標13～15は、基本目標1～3（個別目標の1～12）を展開する手段として実施する取り組みであることから、重点取り組みは個別目標1～12の中から選定しています。

なお、第3節「重点取り組みの推進」（99ページ以降）では、重点取り組みを抽出し掲載しています。

■ 重点取り組みの「環境行動計画」での位置付け

重点取り組みとして取り上げたもののうち、「環境行動計画」に基づく進捗管理を行う取り組み（目標が数値で把握でき、環境指標に関連するもの）を本計画策定後に選出します。

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

1 | 山岳地をまもる



■環境の現状と課題 (第1章 P.8-10、第2章 P.25 参照)

【登山者のマナー】

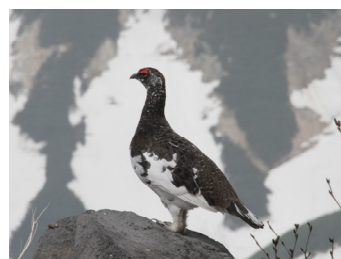
安曇野市は、パノラマ銀座や表銀座の登山拠点となっており、毎年国内・国外問わず数多くの登山者が訪れています。しかし、一部の登山者による登山ルールの認識不足は、高山植物の踏み荒らしや登山道の荒廃などの問題を引き起こしており、訪日外国人旅行者も含めて、登山者のマナー向上を図っていく必要があります。



燕岳

【高山帯の環境変化】

近年、動植物の生息・生育環境の変化や気候変動などにより、ニホンジカ、キツネ、カラスなどの人里の動物が高山帯まで分布を広げ、高山性動植物の採食や捕食問題が生じています。特にライチョウなどは、捕食者への対抗手段が弱いため、保護に向けた対策が求められています。



ライチョウ (オス)

事前アンケート調査結果



● 将来残したい場所

市民 ▶ 「北アルプスの高山帯」(77.0% : 1位/17項目中)

● 行政に期待する環境施策

市民 ▶ 「山岳地などの原生的自然環境の保全」(58.3% : 3位/27項目中)

⇒山岳地の保全に向けた取り組みの充実が求められている。

■市の推進する取り組み

1-1 登山ルールの遵守^{じゆんしゆ}

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
登山者への普及啓発	◎ イベントやガイド、学校登山などを通じて、登山者のマナー向上に向けた指導を推進する。	観光交流促進課
	◇ 動植物の違法採取や採集、踏み荒らし防止の普及啓発を行う。	環境課 観光交流促進課
	◇ 野生動物への餌付けやペットの持ち込み防止について普及啓発を行う。	観光交流促進課 耕地林務課
	◇ ごみの持ち帰りの徹底について普及啓発を行う。	観光交流促進課

1-2 山岳地の環境保全・整備

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
官民協働による環境保全・整備	◎ 山岳関係団体など含め、官民協力し、山岳環境の保全活動を促進する。	観光交流促進課
高山の生態系の保護	◇ 高山帯へ進出してきた動物への対策を行う。 ◇ 国・県などが行う生態系保護対策に協力する。	耕地林務課 環境課
山小屋の対策	◇ 山小屋のごみ・し尿処理対策を検討する。	廃棄物対策課 環境課 観光交流促進課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 学校登山の生徒は、事前学習をしっかりと行う。	☆		☆
◇ 訪日外国人旅行者を含め、登山者に対して登山マナーの普及啓発を行う。		☆	
◇ 動植物の違法採取や採集、踏み荒らしをしない。	☆	☆	☆
◇ 登山道にごみを捨てるなど野生動物の餌付けとなることはしない。	☆	☆	☆
◇ 山岳環境の保全活動に協力する。	☆	☆	☆
◇ 山小屋でのごみ削減、し尿処理対策に協力する。	☆	☆	☆

コラム：登山のマナー

長野県は、北アルプスや南アルプス、八ヶ岳連峰など日本を代表する山岳を有しています。貴重な自然を有するそれら山岳域については広く自然公園などに指定されています。

近年では、中高年の登山ブームに加え、山ガールと呼ばれる女性の登山者などの増加もあり、毎年60～70万人ほどの登山者が長野県内の山岳を訪れています。

長野県では、すばらしい山岳環境を守りつつ、安全な登山利用を促進していくために「長野県登山安全条例」の制定やそれに基づくガイドラインの作成、自然公園でのマナー・ルールを普及啓発などを進めています。

安曇野市を訪れる登山客に対しても、以下のようなルールやマナーの普及啓発を進め、常念岳・大天井岳・燕岳をはじめとした北アルプスの山々の自然環境の保全と登山中の事故やトラブルの防止を図っていくことが必要です。

登山マナーについては、長野県のホームページなどで公開されていますので、参考にしてください。

【主な登山マナー・ルール】

- ・ 動植物はとらない。見て楽しみましょう。
- ・ 登山道から外れないように歩きましょう。
- ・ 植生地や立ち入り禁止区域への立ち入りはやめましょう。
- ・ 野生動物への餌やりはやめましょう。
- ・ ペットを連れての登山はやめましょう。
- ・ ごみは持ち帰りましょう。
- ・ 指定地以外でのキャンプはやめましょう。



長野県自然保護レンジャーが配布しているマナーカード

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

2 | 里山をまもる



■ 環境の現状と課題 (第1章P.8-10、第2章P.25-26参照)

【森林の公益的機能の維持】

安曇野市内の森林面積(202.5km²)は、市の総面積の約6割を占めており、水源涵養や土砂流出防備などの公益的機能を有しています。今後も人工林や里山など森林の公益的機能を保持するために、適切な管理を進めていく必要があります。

【人工林】

安曇野市内の民有林のうち、約4割を占める人工林には、間伐を必要とする森林が多く存在します。しかし、国産材の価格低迷などにより、森林が放置されることが多くなっています。

今後は、間伐材を含む安曇野材の利用を促進するとともに、間伐・主伐・植林・下草刈りの人工林の利用サイクルを促し、林齢構成をバランスよくする必要があります。

【里山・アカマツ林】

1960年代以降、産業・エネルギー消費構造の変化により、薪や木炭に代わり石油やガスが使用されるようになりました。その結果、里山の利用が減少し、自然のバランスが崩れ、生物多様性の損失や土砂災害リスクの増加などさまざまな影響が生じています。特に近年では、安曇野市内の森林の多くの面積を占めるアカマツ林において松くい虫被害が発生しており、大きな問題となっています。

今後も里山再生計画に基づき、里山再生に向けて里山を利用する機会の創出や、地域ぐるみで里山の整備に取り組むことにより、適切に管理・保全していくことが求められています。



明科地域のアカマツ林における更新伐

事前アンケート調査結果



● 行政に期待する環境施策

市民

▶ 「山林や森林資源の保全と整備」(53.7% : 4位/27項目中)

事業者

▶ 「山林や森林資源の保全と整備」(35.9% : 3位/27項目中)

⇒ 森林資源の保全に向けた取り組みの充実が求められている。

■ 市の推進する取り組み

2-1 森林整備計画に基づく森林の適正管理

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
森林整備計画などに基づく環境整備	◎ 森林整備計画と経営計画に基づいて民有林の森林整備を促進する。	耕地林務課
	◇ 森林の現況把握と整備計画への活用のためのデータベース化を行う。	耕地林務課
	◇ 林道の適切な整備・維持管理を行う。	耕地林務課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
森林所有者との連携による森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林所有者との整備協定を締結する。 ◇ 森林事業実施機関との連携により、水源涵養機能の向上・維持を目的とした森林整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 耕地林務課 耕地林務課

2-2 里山再生計画の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
木質バイオマス利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 薪の地産地消率向上を推進する。 ◇ 燃料利用の展開計画を作成する。 ◇ 松枯れ材の薪利用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 耕地林務課 耕地林務課 耕地林務課
安曇野材利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 里山で生産される間伐材など「安曇野材」を活用できる生産・流通の仕組みづくりを行う。 	耕地林務課
里山学校の開講	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 里山で活動するための技術・知識を身につけるための「さとぷろ。学校」の年間を通じた講座運営をする。 ◇ 「さとぷろ。学校」修了者への里山再生活動（フォローアップ講座など）の支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 耕地林務課 耕地林務課
里山保全・体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 気軽に取り組める里山保全の体験型イベントを開催する。 	耕地林務課
松枯れ対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 松枯れ対策事業を継続して行う。 ◇ 松枯れ対策活動への市民参加を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 耕地林務課 耕地林務課

2-3 森林整備の担い手確保や林業体験の促進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
里山再生サポーターなどの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 山林所有者と森林整備ボランティアを結びつけるなど、里山再生をサポートする活動を支援する。 ◇ 森林（もり）の里親制度を促進する。 ◇ 緑の少年団活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 耕地林務課 耕地林務課 耕地林務課
維持管理などの作業体験	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 林業体験などの機会創出と支援を行う。 ◇ 学有林の維持管理を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 耕地林務課 耕地林務課 学校教育課

2-4 里山の利用促進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
里山の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 里山トレッキングコースの維持管理をする。 ◇ 里山活動団体の立ち上げを促進する。 ◇ 学有林活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光交流促進課 耕地林務課 耕地林務課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 所有林の整備協定を結び、適正な森林の整備・維持管理を行う。	☆	☆	
◇ 林業体験や森林ボランティア活動に参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 間伐材など安曇野材を積極的に利用する。	☆	☆	☆
◇ 間伐・植樹・下刈りなどの維持管理活動に参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 里山の全体的な調査へ参加・協力する。	☆	☆	
◇ 里山プログラムなどに参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 山菜・キノコなどの林産物を過剰に採らない。	☆		☆
◇ 里山活動団体を支援する。		☆	
◇ 里山を活用した「林間学校」の誘致・支援を行う。		☆	

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

3 里地をまもる



■環境の現状と課題 (第1章P.8-10、第2章P.27-28参照)

【農業の現状】

農業は安曇野市の重要な産業の一つです。近年は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農家数や農業就業者人口、経営耕地面積が減少している反面、担い手に農地の集積集約が進み、効率的な農業が行われています。また、耕作条件の悪い農地が耕作放棄地となるケースもありますが、その数は減少傾向にあります。今後も農業の継続に向けて、農地の保全や就農者の確保・育成の促進が求められています。



田植えの風景

【環境資源】

「食料・農業・農村基本法」では、農業は「農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない」とされています。農業の多面的機能の保全や安全・安心な農産物の生産のために、環境負荷の少ない農業を推進する必要があります。

【地産地消】

現在、認定こども園から中学校までの給食には、全て安曇野市産米を使用しています。今後も引き続き、消費者と生産者を結びつける地産地消の取り組みを推進する必要があります。

【野生鳥獣】

野生鳥獣による農林業被害が後を絶たず、野生鳥獣による影響について市民の満足度も低くなっています。野生鳥獣が農地に入らないように防除対策を充実させるなど、被害軽減に向けた対策も重要です。それ以外にも人里へ野生鳥獣が近づきにくいようにする緩衝帯の整備や獣害防護柵の設置、野生鳥獣駆除などによる個体数管理についても引き続き取り組む必要があります。



山麓部に張られた獣害防護柵

事前アンケート調査結果



● 行政に期待する環境施策

市民

事業者

- ▶ 「外来生物や野生鳥獣への対応」(58.9% : 2位/27項目中)
- ▶ 「農地の保全や営農環境の維持」(46.8% : 6位/27項目中)
- ▶ 「外来生物や野生鳥獣への対応」(38.1% : 2位/27項目中)
- ▶ 「地産地消の推進」(31.4% : 5位/27項目中)

⇒野生鳥獣対策および営農の継続に係る取り組みの充実が求められている。

■市の推進する取り組み

3-1 田園環境の保全

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
農地の保全	◎ 農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る。	農政課
	◎ 荒廃農地対策を行う。	農政課 農業委員会
	◇ 農業の振興および農村の活性化に関する情報を提供する。	農政課
	◇ 多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。	耕地林務課
	◇ 中山間地域等直接支払制度の運用・啓発を図る。	農政課
農業後継者の確保・育成	◇ 後継者・新規就農者対策を行う。	農政課
	◇ 職農教育を推進する。	農政課

3-2 環境資源の保全と活用

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
環境保全型農業の実践	◎ 県知事認定の「エコファーマー」制度の推進に協力する。	農政課
	◇ 県と連携し「環境にやさしい農業講座」などの開催により、環境保全型農業の普及に努める。	農政課
	◇ 環境保全型農業の情報提供と普及啓発を行う。	農政課
環境負荷の少ない農業資材の使用	◇ 農業用資材のリデュース（削減）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の普及啓発を行う。	農政課
	◇ 生分解性にすぐれた農業資材の情報提供と使用の推奨をする。	農政課

3-3 食農教育と地産地消の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
食農教育・農業学習の推進	◎ 学校における食農教育を推進する。	学校教育課
	◇ 農業塾・体験農場の活動を支援する。	農政課
	◇ 市民農園を拡充する。	農政課
	◇ 家庭菜園の普及を進める。	農政課
地産地消の推進	◇ 地元産農産物の地元での消費拡大を図る。	農政課
	◇ 学校給食における地域食材の使用率向上を図る。	学校教育課 農政課

3-4 鳥獣被害の防止

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
野生鳥獣による被害の把握	◇ 里地に下りてきている野生動物の実態と影響を把握する。	耕地林務課 農政課
野生鳥獣対策に向けた庁内体制整備	◎ 鳥獣被害防止計画を策定（見直し）し、実施する。	農政課 耕地林務課
鳥獣被害の予防・対応策	◇ 里山・里地へ有害鳥獣が出没しないように緩衝帯の整備を行う。	耕地林務課
	◇ 鳥獣被害防止計画に基づき、個体数調整を検討し、実施する。	耕地林務課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み(例)	市民	事業者	滞在者
◇ 新規就農者の支援、受け入れを行う。	☆	☆	
◇ 化学農薬・化学肥料の使用を減らす。	☆	☆	
◇ 農業用資材のリデュース・リユース・リサイクルなどを行う。	☆	☆	
◇ 安曇野市産の農作物を買う。	☆	☆	☆
◇ 野生鳥獣の出没や被害情報は速やかに市に連絡する。	☆	☆	☆
◇ 畑や林縁に、余った野菜や果実、生ごみなどを捨てない。	☆	☆	☆
◇ 鳥獣被害防止のため、防護柵設置や地域ぐるみでの対策を行う。	☆	☆	
◇ 畑や木に餌となる果実などを残さない。	☆	☆	

コラム：野生鳥獣問題

■高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザは、鳥類がA型インフルエンザウイルスに感染しておきる疾病であり、カモやチドリの仲間が自然宿主となっています。ほとんどの場合、鳥が感染しても症状を示しませんが、家禽や一部の野鳥に感染して症状が出現すると、強い毒性を示し、大量死をもたらします。これが高病原性鳥インフルエンザです。

高病原性鳥インフルエンザは、強い伝播性と高い致死性を持っているため、蔓延した場合、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、鶏肉や鶏卵の安定供給や輸出などの制限がかかる恐れがあります。そのため、家畜伝染病予防法において家畜伝染病(法定伝染病)に指定され、公的に防疫措置をとることが定められています。

また、海外では、家禽などとの接触に起因する鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からもウイルスの蔓延を防ぐ取り組みが進められています。



2016(平成28)年12月3日、明科地域御宝田遊水池で衰弱したコハクチョウ1羽が発見され、簡易検査の結果、H5亜型の鳥インフルエンザウイルス遺伝子が安曇野市内で初めて検出されました。それに伴い、白鳥の飛来地である犀川白鳥湖と御宝田遊水池周辺への年度内の立ち入りを制限しました。その後の確定検査の結果、鳥インフルエンザウイルスは検出されませんでした。高病原性鳥インフルエンザウイルスは全国各地で検出されていることから、今後も経過を見守っていく必要があります。

■ツキノワグマの大量出沒

長野県では、2006(平成18)年以降、おおむね4年おきにツキノワグマの「大量出沒」とよばれる現象が発生しています。通常、ツキノワグマの出沒(目撃)は7月～8月の夏季に多く発生しますが、大量出沒の年には、9月～11月の秋季に人里付近で増加する傾向にあります。これには、冬眠前の主要な食べ物であるドングリやクリなどの「堅果類」の豊凶が関係していると考えられており、近年最も出沒が多かった2014(平成26)年も、堅果類が不作だったことが知られています。

ツキノワグマは、冬眠に入ると4～5カ月間、飲まず・食わず、排泄もしません。また、メスは冬眠中に出産し、授乳も行います。そのため、冬眠前は多くの脂肪を蓄えておく必要があります。炭水化物を多く含み、結実量の多い堅果類を特に好んで採食しています。

毎年長野県では、ツキノワグマの出沒の可能性を把握するため、堅果類の豊凶調査を実施し、9月頃に結果を公表しています。また、出遭わないための方法などについても、長野県のホームページなどで情報提供を行っています。最新情報を確認し、ツキノワグマと遭遇しないように十分注意しましょう。



■カワウによる被害



カワウは、魚食性の鳥類でさまざまな魚類を採食します。1970年代には、河川の改修や干潟の埋め立て、有害化学物質による汚染などによって全国で3,000羽以下にまで減少しましたが、その後急激に個体数が増加しており、近年では、各地で漁業被害や生態系被害(営巣木の枯死)も発生しています。

安曇野市内でも、犀川などを中心にカワウなどによる漁業被害が多発しており、捕獲等の対策を講じています。また、ねぐらを兼ねたコロニー(集団繁殖地)が生坂ダム湖にあり、今後の動向を見守っていく必要があります。

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

4 | 川や水辺をまもる

■環境の現状と課題 (第1章P.8-10、第2章P.29参照)

【生きものに配慮した河川・水辺】

安曇野市内には、北アルプスを源流とする河川と、筑摩山地を源流とする河川のほかに多数の堰(農業用水路)が存在します。堰は、農業用水のほか、生態系の創出や地域用水機能など多面的な機能があります。河川や堰の水辺の維持・保全に向けて、整備や維持管理活動の際には在来野生動植物の生息・生育の場として十分配慮するとともに、繁茂している外来植物の駆除を推進する必要があります。



堰 (農業用水路)

事前アンケート調査結果

● 将来残したい環境・場所

市民

- ▶ 環境: 「わさび田・湧水」(58.6% : 3位/13項目中)
 - ▶ 場所: 「安曇野わさび田湧水群」(63.7% : 2位/17項目中)
「拾ヶ堰(豊科・穂高・堀金地域)」(44.2% : 3位/17項目中)
- ⇒市を代表する重要な環境の一つとして、多面的機能も含めた川や水辺の保全が必要である。

■市の推進する取り組み

4-1 河川・水辺の保全と維持管理

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
生きものに配慮した水辺の整備・維持管理	◎ 多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。 ◇ 河川環境の保全および生物の生息・生育・繁殖地保全に配慮した整備を促進する。 ◇ 河川改修の際に地区の環境を勘案し、生物が棲みやすい工法の採用に努める。 ◇ 河川の特徴を考慮した工法を採用する。 ◇ 在来の水生昆虫や植物に配慮した湧水地や堰などの整備を行う。	耕地林務課 監理課 建設課 建設課 農政課 耕地林務課 都市計画課
外来植物の駆除	◇ 外来植物駆除など水辺緑地の保全活動の実施、また地域での保全活動を支援する。	環境課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み(例)	市民	事業者	滞在者
◇ 河川の特徴や生息・生育する動植物に配慮した河川整備を行う。		☆	
◇ 自然型の畦や農業用水路の保全活動に参加する。	☆	☆	
◇ 水辺空間の保全・再生・維持などのボランティア活動に参加する。	☆	☆	☆

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

5 | 生きものをまもる



■環境の現状と課題 (第1章P.8-10、第2章P.30-36参照)

【多様な動植物】

安曇野市内には2,500種以上の植物、4,350種以上の動物が確認されています。また、市民参加による「生きもの調査」を定期的に行っています。今後も多様な動植物が生息・生育できる環境を保持していくために、環境保全の促進を図る必要があります。



生きもの調査の様子(2012年)

【絶滅のおそれのある動植物】

安曇野市版レッドデータブックに掲載されている「絶滅のおそれのある動植物」は合計301種となっており、その中には身近な場所に生息・生育している種も多く含まれています。これらの種については安曇野市生物多様性アドバイザーの協力のもと、生息・生育状況について引き続き状況を把握するとともに、専門的な見地からの助言を得ながら、保護および自然環境の保全などに向けた取り組みを推進していく必要があります。

【注意すべき生物】

近年、外来生物が増加しています。安曇野市内で確認されている注意すべき外来生物は合計28種、特定外来生物は8種が確認されています。また、外来生物による影響について市民の満足度も低くなっています。既に侵入した外来生物については、根気よく駆除を続けていくとともにこれ以上の分布拡大を防止する対策が必要です。また、農作物や植生への被害が発生しているイノシシやニホンジカ、樹木の食害、松枯れやナラ枯れに関連する昆虫類などの在来生物にも注意が必要です。

事前アンケート調査結果



● 生物多様性保全のために重点的に取り組むべき施策

市民

▶ 「外来種による生態系への影響防止(外来種駆除)」(64.2% : 1位/8項目中)

事業者

▶ 「外来種による生態系への影響防止(外来種駆除)」(62.7% : 1位/8項目中)

⇒ 生物多様性の保全に向けて、外来種駆除活動などの促進が求められている。

■市の推進する取り組み

5-1 生きもの調査の実施と貴重な動植物の保護

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
生きものの生息・生育状況の把握	◇ 市内の生物情報を収集する。 ◇ 「生きもの調査」の定期的な実施や結果の情報発信、普及啓発を行う。	環境課 環境課
貴重な動植物の保全活動	◎ シンボル種(オオルリシジミなど地域の生態系を代表する種)やレッドリスト種などの保護活動を推進する。 ◇ シンボル種やレッドリスト種などの情報を収集し、生息・生育実態を把握する。	環境課 文化課 環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
貴重な動植物の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 安曇野市版レッドデータブック 2014 を活用する。 ◇ 生態系保全のための普及啓発を行う。 ◇ 里山や草原の環境を維持し、生態系の保全を行う。 	環境課 環境課 耕地林務課 都市計画課

5-2 生きものの生息・生育環境の確保

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
除草剤や殺虫剤の使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 除草剤適正使用の普及啓発を行う。 ◇ 農薬・除草剤・化学肥料の使用をできるだけ少なくする。 	農政課 都市計画課 建設課
開発に係る環境への配慮	◎ 自然環境に影響を及ぼす開発などに対しては事前に協議を行い改善策や代替案を提案する。	環境課 文化課

5-3 外来生物への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
外来生物の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 外来生物の分布状況を把握し、その悪影響に関する普及啓発を行う。 ◇ 特定外来生物の駆除の手法を広く収集する。 	環境課 環境課
特定外来生物の駆除	◇ 被害が大きい地域の特定外来生物の駆除を企画・実施する。	環境課

5-4 人と生きものとの共生

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
野生動物への餌付け防止	◎ 野生動物（サル・クマ・イノシシ・ハクチョウなど）への直接的・間接的餌付け防止対策を検討する。	環境課 耕地林務課 観光交流促進課
生きものへの配慮	◇ 事務事業の実施に当たっては、対象地域に生息・生育する生きものに配慮した手法の検討を呼びかける。	環境課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 外来植物や外来生物（哺乳類・魚類・昆虫類など）が野外で増殖しないように適切に管理する。	☆	☆	☆
◇ 緑化などを行う場合には、外来植物は使わないようにする。	☆	☆	☆
◇ 外来生物駆除活動に参加する。	☆	☆	
◇ 自然保護活動へ参加する。	☆	☆	☆
◇ 「生きもの調査」や、シンボル種やレッドリスト種などに関する情報収集に協力する。	☆	☆	
◇ シンボル種の保護・育成に参加する。	☆	☆	☆
◇ 農薬・除草剤・化学肥料の使用をできるだけ少なくする。	☆	☆	☆
◇ 広い敷地を有する店舗・工場などでは、周辺の環境に合わせた生物の生息空間（ビオトープなど）を設ける。		☆	
◇ 野生動物（サル・クマ・イノシシなど）への直接的・間接的餌付けをしない。	☆	☆	☆
◇ ハクチョウへの餌付けは、餌付けがもたらす生きものや環境への影響を考え慎重に判断する。	☆		☆

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

6 身近な自然とふれあう



■環境の現状と課題 (第1章P.8-10、第2章P.37-38参照)

【緑化】

緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「安曇野市緑の基本計画」を2017(平成29)年度に策定しました。今後は同計画の施策や緑の地域別構想に基づき、緑化の推進を図っていく必要があります。



市施設における緑化の様子

【公園】

安曇野市内には国営公園と県営公園があるため、市民一人当たりの都市公園面積は18.9m²/人(2016<平成28>年度時点)と全国(10.3m²/人)と比べ多い状況ですが、人口が集中する市街地では身近な公園が不足している傾向にあります。公園は動植物の生息・生育場所となるだけでなく、身近にある人と自然とのふれあいの場や環境教育・環境学習の場としても重要な場所となっています。今後は市民参加のもと、公園の整備や再生の取り組みを推進していくことが必要です。

国営アルプスあづみの公園
(田園文化ゾーン)

事前アンケート調査結果



●環境保全に関する取り組み状況

市民

▶ 「自然とのふれあいを心がけている」(66.9% : 22位/36項目中)

事業者

▶ 「敷地や建物(屋上・壁面)を緑化している」(31.1% : 10位/48項目中)

⇒ 身近な自然空間の確保に向けて、緑化活動などを通じた取り組みの促進を図る必要がある。

■市の推進する取り組み

6-1 緑化の推進

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
市施設の緑化推進	◇ 市役所本庁舎周辺の緑化を推進する。 ◇ 小中学校などで地域との協働により緑化活動を推進する。	都市計画課 学校教育課
まちの緑化推進	◎ 緑の恵みを感じることができる講座を開催する。 ◇ 緑のまちづくりコンテストを開催する。 ◇ アダプトシステム ^{*16} (里親制度)による緑化推進を行う。 ◇ 緑化に関する情報を提供する。 ◇ 環境フェアで緑化の助言、情報提供を行う。	都市計画課 都市計画課 都市計画課 都市計画課 建築住宅課

【用語解説】

^{*16} アダプトシステム…市民と行政などが協働で進める環境活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

6-2 公園の整備・維持管理

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
既存公園の再生とネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 既存の公園、水辺の充実を図り、景観の連続性を確保する。 ◇ 休憩施設などの公園施設の整備を適宜行う。 ◇ あづみのパークコミュニティ会議^{*17}を運営する。 	都市計画課 都市計画課 都市計画課
多様な利用者を想定した特色ある公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公園施設長寿命化計画^{*18}に基づいた計画的な公園施設の更新、維持、補修を行う。 ◇ まちなかを中心に公園の整備を検討する。 ◇ 都市公園などの維持管理費の平準化を図る。 ◇ 公園施設のバリアフリー化を進める。 	都市計画課 都市計画課 都市計画課
地域協働による維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公園利用・管理コーディネーターを養成する。 ◇ 街区公園の統一的な管理の手法を検討する。 	都市計画課 都市計画課
公園の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 国営アルプスあづみの公園や県営烏川溪谷緑地の利用を促進する。 ◇ 都市公園をフィールドとした体験型イベントを開催する。 	都市計画課 環境課 都市計画課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 道路や公園などの公共施設の緑化に協力する。	☆	☆	☆
◇ 接道緑化など、道路と一体となった緑地を整備する。		☆	
◇ アダプトシステム（里親制度）へ参加する。	☆	☆	
◇ 公園の維持管理に協力する。	☆		

コラム：黒沢洞合自然公園

三郷洞合地区に残る里山の自然環境を保全および創出するとともに、市民が安曇野の自然に親しみ学習する場を広く提供するため、三郷中学校の生徒たちの立案のもと、2007（平成19）年に開園しました。

黒沢川沿いに草原や林、池などの環境が整備されており、トンボ類やチョウ類を中心とした昆虫類の貴重な生息地となっています。

自然散策などに多く利用されており、2017（平成29）年度には、都市計画課による「公園利用促進事業」の一環として、自然観察会なども開催されています。

なお、公園の開園は、基本的には4月～11月の日の出から日没までとされていますので、利用される場合にはご注意ください。



黒沢洞合自然公園における自然観察会の様子

【用語解説】

^{*17} あづみのパークコミュニティ会議・・・国営アルプスあづみの公園、県営烏川溪谷緑地の利用促進と周辺地域の観光等の活性化を図るために、2015（平成27）年に発足した両公園と安曇野市の関係者が情報交換を行う会議体のこと。

^{*18} 公園施設長寿命化計画・・・市が設置している都市計画公園にある全施設の7割近くが2033年に整備から30年を経過することを踏まえ、施設を計画的に延命、維持管理し、適切に施設更新するための計画のこと。安曇野市では、2014（平成26）年1月に策定し、運用している。

個別目標

基本目標① ▶ 共存・共生をはかるべきもの

7 | 景観や歴史・文化を大切にする



■環境の現状と課題 (第1章P.8-10、第2章P.38-39参照)

【景観】

安曇野市は、2010（平成 22）年9月に景観条例を制定し、同年11月に景観行政団体に移行しました。これに伴い、景観計画や景観づくりガイドラインを策定し、運用しています。「まちなか」「田園」「山麓・山間部」「山岳」の各エリアの特徴に応じた統一感のある景観を保全・創出するために、総合的な景観施策を展開していく必要があります。



安曇野市内
(長峰山からの眺望)

【歴史・文化遺産】

安曇野市内には、屋敷林・社寺林をはじめ、道祖神など人々の生活や生業、そして風土により形成された文化的な景観や長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財が多くあります。安曇野の原風景といえるこれらを守り伝えて、安らぎと潤いのある空間を保全するとともに、まちづくりの重要な要素として活用していく必要があります。



屋敷林

事前アンケート調査結果



● 将来残したい環境

市民 ▶ 「農地と集落の田園景観」（49.2%：4位/13項目中）

● 環境に対する満足度・重要度

市民 ▶ 満足度：「歴史的・文化的遺産がある」（48.0%：8位/20項目中）

▶ 重要度：「歴史的・文化的遺産がある」（66.2%：16位/20項目中）

⇒ 田園景観や歴史的・文化的遺産を守るために、景観の保全に対する意識を高めていく必要がある。

■市の推進する取り組み

7-1 良好な景観の保全・形成

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
条例・計画などに基づく景観形成	◎ 景観条例や屋外広告物条例の運用・啓発を行う。 ◇ 土地利用条例などの規制、指針などの周知・啓発を行う。 ◇ 都市計画マスタープランに沿った計画的なまちづくりを行う。	建築住宅課 都市計画課 都市計画課
景観保全に貢献する活動団体への支援	◇ 景観保全に取り組む団体の支援を行う。 ◇ 景観づくり住民協定団体の活動を支援する。 ◇ 景観づくり市民団体の支援を行う。	観光交流促進課 建築住宅課 建築住宅課
景観への配慮	◇ 公共建築物の設計に際し、眺望や風景との調和を図る。 ◇ 工場などの環境整備のための緑地の設置を支援する。	財産管理課 商工労政課

7-2 歴史・文化遺産の保全と活用

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
歴史・文化遺産に関する普及啓発	◎ 歴史・文化遺産の情報の提供を行う。 ◇ 地域の歴史・文化遺産を学ぶ場の提供を行う。 ◇ 地域資源の周辺環境整備を行う。 ◇ 文化財を生かした安曇野らしい景観の整備に取り組む。	観光交流促進課 文化課 文化課 文化課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 土地利用基本計画やガイドラインなどに基づく適切な土地利用を行う。	☆	☆	☆
◇ 建築物の形態・意匠、屋外広告物の表示方法は、ガイドラインなどに基づいて行う。		☆	
◇ 景観づくり推進地区の整備や管理に参加する。	☆	☆	
◇ 農地や屋敷林などの安曇野らしい田園風景を守り伝える。	☆		
◇ 景観育成（形成）住民協定締結の拡大に協力する。	☆		

コラム：安曇野市景観条例および屋外広告物条例

■景観条例

安曇野市は、2010（平成22）年9月30日に安曇野市景観条例を制定し、同年11月1日に景観行政団体に移行しました。景観条例の施行に伴い、建築物などの建築・変更を行う場合には、所定の手続きが必要となります。

住宅の建築については専用のパンフレットがありますので、建築を予定されている方は、市のホームページのご確認または建築住宅課までお問い合わせください。

【手続きが必要な行為】

- ・ 建築物や広告塔などの工作物の建築
- ・ 外壁の塗り直しなどの外観の変更
- ・ 土地の形質の変更 など

■屋外広告物条例

安曇野市では屋外広告物などの表示または設置において、安全確保および地域に育まれてきた景観への調和を図るため、また、次世代に誇れる景観づくりを推進していくために、2012（平成24）年10月1日から市独自の条例として、安曇野市屋外広告物条例が施行されました。市内で屋外広告物などを表示または設置される場合は、許可申請の手続きが必要となります（適用除外になるケースもあります）。



大系線周辺の様子

なお、長野自動車道の両側500m以内、拾ヶ堰の前後両側300m以内、JR大系線の両側300m以内など、屋上広告物・自己用以外の広告物は表示設置できないエリアもありますので、屋外広告物などの表示または設置を計画されている場合は、事前に建築住宅課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

安曇野市都市建設部建築住宅課（0263-71-2000）

個別目標

基本目標② ▶安全・安心な暮らしを支えるもの

8 豊富できれいな水の環境をまもる



■環境の現状と課題 (第1章P.10-11、第2章P.40-41参照)

【水資源】

安曇野市の地下水は、水道水源になっているだけでなく、ニジマスの養殖やワサビ栽培、ミネラルウォーター製造などの産業にも利用されています。2013（平成 25）年4月からは「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」が施行され、2017（平成 29）年3月には「安曇野市水環境基本計画」が策定されました。今後はこれらの条例や計画に基づき、水資源の保全・強化・活用に関する施策を推進していく必要があります。



わさび田

【水質】

安曇野市の地下水の水質は、全ての観測地点で水道水の水質基準を満たしています。水質が悪化すると回復に長期間を要する可能性があるため、水質保全を促す予防対策型の取り組みが求められています。市内の河川および用水路も良好な水質を維持しており、水質汚濁の指標であるBODの値は全地点で環境基準を達成しています。今後も家庭や事業所などからの排水を適正に処理するとともに、河川美化の推進を図っていく必要があります。

【水量】

安曇野市の地下に貯えられている地下水の量は、30年前と比べて減少傾向にあります。今後も減少傾向が続くと地下水位の低下による井戸の枯渇や湧水量減少によるワサビ栽培への影響などが懸念されるため、地域全体で節水や涵養に取り組み、水量を増やしていくことが求められています。

事前アンケート調査結果



●環境に対する満足度・重要度

市民

- ▶ 満足度：「水（川や堰など）がきれい」（70.0%：4位/20項目中）
- ▶ 重要度：「水（川や堰など）がきれい」（92.4%：1位/20項目中）

●行政に期待する環境施策

市民

- ▶ 「湧水や地下水の保全」（71.2%：1位/27項目中）

事業者

- ▶ 「湧水や地下水の保全」（38.7%：1位/27項目中）

⇒水環境の保全に向けた取り組みの充実が求められている。

■市の推進する取り組み

8-1 水の状況把握と施策実現に向けた環境づくり

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
水環境基本計画などによる施策の推進	◎ 推進組織を設立し施策評価の実施（PDCA ^{*19} ）を通して、計画の進捗を管理する。	環境課

【用語解説】

*19PDCA サイクル…業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(plan)、実行(do)、点検・評価(check)、見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
水環境基本計画などによる施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 計画・施策・資金の運用・管理体制を確立する。 ◇ 広域（流域）モニタリング体制の確立に向けた検討・調整をする。 ◇ 地下水年報の作成と公表をする。 	<p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p>
施策を円滑に進めるための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市内関係者による地下水協力金の検討・実施をする。 ◇ 地下水協力金（市外）の検討・実施をする。 ◇ 事業者の水収支公表の仕組みをつくる。 ◇ 地下水保全など活動への参加・協力におけるインセンティブ（活動意欲向上に向けた働きかけ）の付与を図る。 ◇ 地場産業における水環境配慮の取り組み、広報方法を検討・実施する。 	<p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p>
水に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市ホームページの地下水関連の一本化を検討・実施する。 ◇ 定期的なイベントの開催・参加の場を捉えた積極的な広報・啓発を行う。 ◇ （仮称）安曇野マークの制作と認証制度の創設検討・実施・運用を行う。 ◇ 広報ツールやノベルティを検討・制作する。 ◇ 水環境の学習教材（副読本・副教材）の制作・活用および体験学習の検討を行う。 ◇ 学校などと連携したコンクールなどを検討・調整・開催する。 ◇ 出前講座を行う。 ◇ 定期的に市民意向調査を行う。 	<p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p>
モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地下水のモニタリングをする。 ◇ 河川、井戸、ゴルフ場などでの定期的な水質調査を実施する。 ◇ 地下水位や地下水湧出量調査を実施する。 ◇ 水質・水位の現状把握と情報公開を行う。 ◇ 環境基準の達成状況を確認する。 ◇ 地下水の水収支を把握する。 ◇ 地下水水質調査を実施する。 ◇ 定期的な実態調査（一斉測水など）を実施する。 ◇ 地下水・水道水源の現状把握と監視をする。 	<p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>環境課</p> <p>上水道課</p>

8-2 水質汚濁対策と河川美化

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
下水道・合併処理浄化槽の利用促進	◎ 下水道への接続促進と合併処理浄化槽の設置と維持管理の徹底を行う。	環境課 下水道課
汚濁負荷の低減	◇ 工場や事業者への排水適正管理を指導する（地下浸透含む）。	環境課
河川の美化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 河川パトロールを実施する。 ◇ 堰や河川の清掃の実施、不法投棄防止と早期発見に努める。 ◇ 河川愛護団体などへの支援をする。 	<p>環境課</p> <p>廃棄物対策課</p> <p>監理課</p>

8-3 水量の確保のための仕組みづくり

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
地下水採取量の監視	◎ 安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例の適切な運用を図る。	環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
地下水採取量の監視	◇ 地下水採取量報告を受付する。	環境課
	◇ 地下水採取量のルール作りをし、適正利用を指導する。	環境課

8-4 地下水涵養の促進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
地下水涵養	◎ 地下水涵養に資する手法などの調査・研究・試行を実施する。	環境課
	◇ 新規需要米 ^{*20} 等転作推進事業を運用する。	農政課
地下水涵養の推進	◇ 涵養事業の情報を発信する。	環境課
透水性素材の利用	◇ 透水性アスファルト材や透水性側溝を採用する。	建設課
地下水涵養の意識啓発	◇ シンポジウムなどを実施する。	環境課

8-5 水資源の有効利用

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
再生水・雨水利用の促進	◎ 雨水貯留施設の設置に対する補助を行う。	環境課
	◇ 公共建築物の設計に際し、再生水や雨水利用を検討する。	財産管理課
	◇ 雨水利用に関する情報を提供する。	環境課
節水の推進	◇ 節水に関する普及啓発ツールを制作し、実施する。	環境課
	◇ 老朽管の布設替えによる揚水の適正化を図る。	上水道課
	◇ 地下水採取審査委員会における企業揚水再活用方法の要請とフォローアップを行う。	環境課
	◇ 再涵養方法に関する手引きなどの作成を行う。	環境課
	◇ 水の適正利用に関するコンテストなどの開催・広報を行う。	環境課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 油などの河川への流出など、水質汚染発生があった場合は通報する。	☆	☆	☆
◇ 下水道への接続、浄化槽の維持管理を行う。	☆	☆	☆
◇ 水質汚染発生時の危機管理対策を検討する。		☆	
◇ 堰や河川の清掃活動に参加する。	☆	☆	☆
◇ 地下水利用の節水に努め、年間使用量の報告をする。		☆	
◇ わさび田・湧水地などの水辺空間を保全・維持・再生する。		☆	
◇ 節水を心掛ける。	☆	☆	☆
◇ 生活用水として雨水を利用する。	☆	☆	
◇ 散水・打ち水・洗車に雨水を使用する。	☆	☆	
◇ 施設で上水を再利用する。		☆	

【用語解説】

^{*20} 新規需要米…飼料用、米粉用、バイオエタノール用、輸出用、わら用などの主食用米の需要に影響を及ぼさないと判断される米穀のこと。

個別目標

基本目標② ▶安全・安心な暮らしを支えるもの

9 | きれいな空気と静かな環境をまもる



■環境の現状と課題 (第1章P.10-11、第2章P.42-43参照)

【大気汚染】

ダイオキシン類および窒素酸化物 (NOx) の調査結果は、環境基準を満たしています。今後は、微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントにも注意が必要です。

【悪臭】

ごみなどを野外で燃やす際に発生する煙や畜産臭気は、悪臭対策の主要な取り組み対象となっており、発生源への対策とともに市民への啓発を行っていく必要があります。特に野焼きについては、法律で許可の範囲が定められています (87 ページ参照)。また、事業所に対しては臭気指数による規制を 2015 (平成 27) 年 10 月 1 日から施行しており、規制基準の遵守が求められています。



野焼き

【騒音・振動・光害】

2015 (平成 27) 年度に実施した調査では、各地点の基準時間帯の等価騒音レベルは 1 地点を除き環境基準を満たしています。自動車、建物などから発生する振動のほか、光害などの問題に対しては、今後とも防止・改善の対策を実施していく必要があります。

【空家】

2016 (平成 28) 年度時点で、安曇野市内に空家は 236 戸あり、実態調査を開始した 2013 (平成 25) 年度以降、増加傾向にあります。今後、さらに空家が増加する可能性があるため、適正な管理や利活用に向けた取り組みを実施していく必要があります。

事前アンケート調査結果



● 将来残したい環境

市民 ▶ 「きれいな空気」 (71.6% : 2 位/13 項目中)

● 環境に対する満足度・重要度

市民 ▶ 満足度 : 「空気がきれい」 (87.2% : 2 位/20 項目中)

▶ 重要度 : 「空気がきれい」 (91.7% : 2 位/20 項目中)

⇒今後もきれいな空気の維持を目指して取り組みを促進していく必要がある。

■市の推進する取り組み

9-1 測定結果の公開

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
現状についての周知	◎ 大気汚染物質や騒音の測定結果の情報公開を行う。 ◇ 大気汚染物質に関する普及啓発を行う。	環境課 環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
現状についての周知	◇ 注意報などの発令時は迅速な対応ができるよう情報伝達体制を整備する。	環境課

9-2 大気汚染・悪臭への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
屋外焼却禁止の徹底	◇ 廃棄物の焼却処理禁止の啓発を行う。 ◇ 剪定枝の集約処理を行う。	廃棄物対策課 廃棄物対策課
悪臭対策	◎ 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の適切な運用を図る。 ◇ 農畜産施設や工場などから発生する臭気・煙害などに対する臭気対策を行う。	環境課 農政課 環境課

9-3 騒音・振動への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
建物の騒音・振動対策	◇ 公共建築物の設計段階より騒音振動対策を検討する。	財産管理課
交通の騒音・振動対策	◎ 自動車交通騒音測定調査を実施し、定期的に情報を提供する。 ◇ 交通の実態把握と迂回路設定などの対策を検討する。 ◇ 道路の状況に応じた舗装修繕を実施する。	環境課 都市計画課 建設課

9-4 光害への対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
光害に関する普及啓発	◎ 光害^{ひかりがい}*21 対策の普及啓発を行う。	環境課
夜間照明の適正利用	◇ 公共建築物を設計する際には、夜間照明について、周辺への配慮と適切な設計を行う。 ◇ 光の出し方を工夫し、必要最小限の照明に留めるよう努めて、エネルギー消費をできるだけ抑える。	財産管理課 施設管理者
光害抑制の推進	◇ 市施設におけるライトダウン ^{*22} を実施する。	施設管理者

9-5 空家などへの対策

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
組織整備	◇ 空家などに関する相談体制を充実する。 ◇ 空家に関する団体と連携する。	環境課 環境課
予防・適正管理の推進	◇ 空家などの発生を予防する。 ◇ 空家などの発生予防のため適正管理を周知する。 ◇ 空家の適正管理などに関するノウハウを提供する。 ◇ 空家に関する市民への普及啓発を行う。	環境課 環境課 環境課 環境課

【用語解説】

*21 光害…照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のこと。街灯や広告の明かり、野球場の照明など。

*22 ライトダウン…商業的なイルミネーションや家庭の照明などを消灯し、消費電力を削減すること。

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 空き家バンクなどで利活用に向けた支援を行う。 ◇ 空き店舗の利活用に対する支援を行う。 ◇ 空家などの転用に対する支援を行う。 ◇ 空家などの跡地の利活用に対する支援を行う。 	政策経営課 環境課 商工労政課 政策経営課 環境課 政策経営課 環境課
特定空家などの問題解決	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 管理不十分な空家などへの指導をする。 ◇ 空き家対策特別措置法などに基づく措置をする。 ◇ 特定空家などの解消に向けた取り組みを行う。 	環境課 建築住宅課 環境課 環境課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 許可されている野焼き以外は行わない。	☆	☆	☆
◇ ばい煙・粉じん・臭気などの排出は決められた基準を守り、適切な対策を行う。		☆	
◇ 事業活動で発生する臭気・騒音・振動は、周辺環境への配慮と適切な対策を行う。		☆	
◇ 生活・通学道路では、低速で走行する。	☆	☆	☆
◇ 必要以上の照明の利用は控える。	☆	☆	☆

コラム：野焼きについて

廃棄物の野外での焼却（野焼き）は、ダイオキシンなどの有害物質が発生し環境汚染や近隣の人への健康被害となる恐れがあるため、法律で禁止されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、基準を満たしていない焼却炉での焼却や、ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘るなどによるごみの焼却は、一切禁止となっています。違反すると5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。野焼きは決して行わないでください。

なお、次に挙げる行為は、例外的に認められています。

【認められている野焼き】

1. 国・県や市が河川、道路などの管理を行うため伐採した草木などの焼却
2. 風俗習慣上や宗教上の行事を行うために必要な焼却（三九郎・どんど焼きや塔婆供養など）
3. 農業・林業を営む上で通常行われる焼却（土手・畦焼き、下枝の焼却など）
4. たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
(落ち葉の焼却、キャンプファイヤーなど)



●ただし、例外となる場合の焼却でも、次のことに注意しましょう。

- ①煙に対する感じ方は人によって違います。例外的に認められている焼却であっても、まわりの方が迷惑を受けることのないように、風向き・燃やす量・時間などにくれぐれも注意し、必要最小限の範囲で行ってください。
- ②野焼きは、火災の原因にもなります。まずは焼却する場所、周辺を確認し、水バケツ・水道ホースなどの消火用具を事前に準備し、焼却時はその場を離れず、強風時および乾燥注意報や火災気象通報発令中は、野焼きを実施しないようにしましょう。

個別目標

基本目標② ▶安全・安心な暮らしを支えるもの

10 | 公害・化学物質などの問題をなくす



■環境の現状と課題 (第1章P.10-11、第2章P.44参照)

【公害・化学物質】

公害とは、人の暮らしに伴って生じる、大気汚染や水質汚濁、騒音や悪臭などによって、人の健康または生活環境に係る被害が発生することとされています。その要因の一つと考えられる化学物質は、さまざまな人間活動の中で、多種多様なものが大気中・水中に放出されているとみられます。今後、それらが大気や地下水、土壌の汚染などに結びつかないように、適切な管理を行う必要があります。

【放射能】

これまでの空間放射線量の測定結果は、いずれの地点においても健康に影響のない値となっていますが、引き続き定期的な調査を実施し、状況を把握していくことが求められています。

事前アンケート調査結果



●行政に期待する環境施策

市民 ▶ 「ダイオキシンや有害化学物質対策」(15.1% : 17位/27項目中)

●環境保全に関する取り組み状況

事業者 ▶ 「化学物質・農薬などの使用量や排出量を削減している」

(35.3%^注) : 28位/48項目中) 注) 取り組みに関係すると回答した事業者の回答のみ使用

⇒現状、公害の発生は多くはないものの、今後も削減に向けた取り組みを実施する必要がある。

■市の推進する取り組み

10-1 公害発生への対応と情報提供

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
苦情への対応	◎ 公害について情報提供する。 ◇ 公害発生時には迅速に対処する。	環境課 環境課

10-2 化学物質の適正使用

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
取り扱いに関する情報提供	◎ 有害化学物質や農薬の管理と取り扱いについて注意喚起する。	環境課 農政課
融雪剤の使用削減	◇ 融雪剤の余剰配分は翌年度使用するよう徹底する。 ◇ 塩素化合物系融雪剤の使用量縮減に努める。	建設課 建設課

10-3 放射能への対策

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
空間線量の測定	◎ 空間線量を定期的に測定し、情報提供する。	環境課
給食食材の線量測定	◇ 学校給食、教育・保育施設給食に用いる食材について、線量測定を実施し、安全安心な給食を提供する。	学校教育課 子ども支援課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み (例)	市民	事業者	滞在者
◇ 有害化学物質や農薬は、適正に管理・処理を行う。	☆	☆	☆

個別目標

基本目標③ ▶ 循環型・低炭素社会をつくるもの

11 | ごみを少なくする



■環境の現状と課題 (第1章P.12-13、第2章P.45-46参照)

【ごみ総排出量】

安曇野市のごみ総排出量は減少傾向にあり、市民1人1日当たりのごみ排出量は全国および県平均よりも少なくなっています。今後もさらなるごみの減量を目指して取り組みを促進する必要があります。

【家庭系ごみ】

民間事業者による資源ごみの回収が進んでいることから、家庭系ごみの排出量は減少傾向にありますが、可燃ごみは横ばいで推移しています。今後は可燃ごみ削減の促進が求められています。

【事業系ごみ】

事業系ごみは増加傾向にあり、ごみの減量や排出責任の意識向上が求められています。ごみの資源化を進めるためには分別が必要不可欠なため、分別の徹底を啓発する必要があります。

【不法投棄・ポイ捨て】

不法投棄やごみのポイ捨てを防止するため、関係の法律や条例の内容を周知するとともに、監視を強化していく必要があります。

事前アンケート調査結果



● 環境施策に関する取り組み状況

- 市民** ▶ 「ごみは分別し、リサイクルに協力している」(93.8% : 1位/36項目中)
- ▶ 「ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない」(90.8% : 4位/36項目中)
- 事業者** ▶ 「廃棄物の発生抑制を推進している(リデュース)」(46.2%^注) : 14位/48項目中)

注) 取り組みに関係すると回答した事業者の回答のみ使用

⇒ごみの削減を目指して、3Rの取り組みを推進する必要がある。

■市の推進する取り組み

11-1 ごみのリデュースの推進

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
生ごみの減量	◎ 家庭用生ごみ処理機、コンポスターなどの導入を推進する。 ◎ 生ごみ処理機などの設置・購入の補助を行う。	廃棄物対策課 廃棄物対策課
使い捨て製品の削減	◇ マイバッグ・マイ箸などの持参の支援と普及啓発を行う。	廃棄物対策課
ごみに関する情報提供	◎ 広報などで分別の徹底を啓発する。 ◇ ごみ出し・分別の現況把握と、ごみ出し・分別のあり方の再検討を行う。 ◇ ごみ処理の状況を公表し、減量化・資源化につなげる。 ◇ 「レジ袋削減県民スクラム運動」「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」など、ごみの減量化、再利用、再資源化の実践について周知する。	廃棄物対策課 廃棄物対策課 廃棄物対策課 廃棄物対策課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
ごみに関する情報提供	◇ ごみ処理の仕組み、経費、将来見通しの情報提供を行う。	廃棄物対策課
事業系ごみの削減	◎ 事業者に対しごみの分別、減量化、資源化を指導する。 ◇ 監視やチェック体制の強化を図る。	廃棄物対策課 廃棄物対策課
公共事業におけるごみの減量	◇ 公共事業における建設廃材や産業廃棄物の発生が少ない工法を採用する。	建設課 財産管理課

11-2 ごみのリユースの推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
リユースについての普及啓発	◇ リユースの仕組みを広報する。	廃棄物対策課
リユース製品の活用	◎ あげたい人、ほしい人の情報が入手できる場の整備・受け渡し方法の検討を引き続き実施していく。 ◇ リユース製品の普及を進める広報活動を行う。	廃棄物対策課 廃棄物対策課

11-3 ごみのリサイクルの推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
グリーン購入の推進	◇ グリーン購入を促進する。	環境課
リサイクルに関する普及啓発	◎ 分別方法を分かりやすく説明する。 ◇ どのようにリサイクルされているかを市民に情報公開する。	廃棄物対策課 廃棄物対策課
事業系ごみのリサイクルの推進	◇ 事業所の処分量の現状を把握し、分別の徹底を促進する施策を検討・実施する。	廃棄物対策課

11-4 不法投棄・ポイ捨ての防止

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
不法投棄・ポイ捨ての監視強化	◎ 不法投棄やポイ捨ての現状についての情報提供・普及啓発を行う。 ◇ 不法投棄・ポイ捨てに対する監視強化と速やかな対応を図る。 ◇ ポイ捨て防止のキャンペーンを実施する。	廃棄物対策課 廃棄物対策課 廃棄物対策課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 生ごみの水切りを徹底する。	☆	☆	☆
◇ 生ごみ処理機などを導入する。	☆	☆	
◇ マイバッグ・マイ箸などを持参する。	☆		☆
◇ 詰め替え容器の販売促進や、レジ袋の削減、過剰包装の自粛など、ごみの減量化・資源化に努める。		☆	
◇ 分別を徹底する。	☆	☆	☆
◇ ごみになりにくい製品、長寿命製品などを利用する。	☆	☆	☆
◇ フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する。	☆		
◇ リユース商品、リサイクル商品を選ぶ。	☆	☆	☆
◇ 不法投棄パトロールなど、不法投棄の監視に協力する。	☆	☆	

個別目標

基本目標③ ▶ 循環型・低炭素社会をつくるもの

12 地球温暖化に対応する



■環境の現状と課題 (第1章P.12-13、第2章P.46-51参照)

【温室効果ガス・省エネルギー・新エネルギー】

「安曇野市地球温暖化対策実行計画」では、市内全域の温室効果ガス総排出量を、2020年度までに約51.3万t-CO₂とする目標を掲げています。しかし、2014(平成26)年時点での排出量は約65.1万t-CO₂と、目標値を大きく上回っています。特に第3次産業や家庭からの温室効果ガス排出量が増加しており、地球温暖化対策、新エネルギーや省エネルギーの導入に対する市民の満足度も低くなっています。今後も引き続き、新エネルギー・省エネルギー設備の導入や、省エネルギーにつながる行動を推進していく必要があります。



天平の森の薪ボイラー

【低炭素なまちづくり】

安曇野市内の自動車保有台数は増加傾向にある一方で、公共交通機関の利用者は横ばい傾向にあります。また、公共交通機関利用のしやすさに対する市民の満足度は低くなっています。低炭素なまちづくりに向けて渋滞解消のための道路整備、公共交通機関や自転車の利用を促進する取り組みを今後もさらに進めることが必要です。



エコ自動車
(公用車)

事前アンケート調査結果



●環境に対する満足度

市民

- ▶ 「地球温暖化対策が進んでいる」(11.3% : 18位/20項目中)
- ▶ 「新エネルギーが導入されている」(13.9% : 15位/20項目中)
- ▶ 「省エネルギーが進んでいる」(12.9% : 16位/20項目中)
- ▶ 「公共交通機関が利用しやすい」(9.7% : 20位/20項目中)

●省エネ設備の導入状況

市民

- ▶ 「複層ガラス・二重サッシなど」(49.4% : 1位/21項目中)

事業者

- ▶ 「LED照明」(38.4% : 1位/22項目中)

⇒照明など、身近な設備における「省エネ設備」への転換・導入促進が期待される。

■市の推進する取り組み

12-1 省エネルギーの推進

基本施策	推進する取り組み (◎印は重点取り組み)	担当課
地球温暖化防止実行計画の推進	◎ 安曇野市地球温暖化防止実行計画に基づき、省エネルギーに配慮した行動を行う。	環境課
省エネ行動の推進	◎ 地球温暖化防止の取り組みの「見える化」を促進する。 ◇ 環境マネジメントシステムにより、市庁舎内での省エネ率先行動を実施する。	環境課 環境課

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 省エネ行動や効果、省エネ機器の情報ガイドブックなどの情報収集と提供を行う。 ◇ 「COOL CHOICE^{*23}」の取り組みを進める。 ◇ 省エネ対策について事業所・販売店などへ情報の紹介と支援を行う。 	環境課 環境課 環境課
省エネ設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 省エネ改修に対する低利融資制度を検討する。 ◇ 省エネルギー型の熱源、空調、動力、照明などの導入への補助制度や融資制度の紹介、関連設備導入に関する情報を提供する。 	商工労政課 環境課 商工労政課
市施設への省エネ設備の率先導入	◎ 公共施設を建設する際に省エネ機器・設備を率先導入する。	財産管理課 環境課
壁面緑化や緑のカーテンの普及	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 緑のカーテンの導入を推進する。 ◇ 壁面緑化や緑のカーテンに関する情報を提供する。 	環境課 環境課
環境マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境マネジメントシステムの導入に関する情報を提供、または支援する。 ◇ マテリアルフローコスト会計^{*24}（MFCA）の情報提供や導入を促す。 	商工労政課 環境課 商工労政課

12-2 新エネルギーの利用拡大

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
新エネルギーの導入促進と普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 住宅用太陽光発電の効果を検証する。 ◇ 地域の風土に合った新エネルギーの技術開発や事業化を支援する。 ◇ 事業者の新エネルギー導入を支援する。 	環境課 環境課 環境課
市施設における新エネルギー設備の導入	◇ 使用電気の一部を庁内の施設で発電することや、新エネルギー利用システム導入を検討する。	環境課 財産管理課 耕地林務課
新エネルギーの導入可能性の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 小水力発電の可能性を調査し、効果を検討するとともに、水利権や法規制への対応など導入を支援する。 ◇ 森林資源の有効利用を検討する。 ◇ 市内の森林資源を燃料として活用する仕組みをつくる。 ◇ 地中熱など新エネルギーに関する情報を収集し、提供する。 ◇ 研究会・協議会などに参加する。 	耕地林務課 耕地林務課 耕地林務課 環境課 関係各課 (環境課一括)

12-3 低炭素なまちづくりの推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
渋滞の解消	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 交通を円滑化するための道路整備を推進する。 ◇ 右折レーンの設置など渋滞が発生しやすい交差点を改良する。 	都市計画課 都市計画課 建設課
クリーンエネルギー自動車の導入	◎ 公用車にエコ自動車やクリーンエネルギー自動車を導入し、市民への普及啓発を推進する。	財産管理課 環境課

【用語解説】

^{*23}COOL CHOICE・・・2030年度に温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するという目標を達成するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしているという取り組みのこと。

^{*24}マテリアルフローコスト会計・・・製造工程において製品を製造するために要したコストのうち、どの程度無駄（廃棄物など）が生じたかを金額換算し「見える化」する環境会計の手法のこと。

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
エコドライブの推進	◇ 地域でのエコドライブ講習会を開催、または開催を支援する。	環境課
	◇ 公用車でのエコドライブを推進する。	環境課
ノーマイカーの奨励	◇ ノーマイカー（公共交通機関やデマンド交通システムの活用、自動車の相乗りなど）の実施を推奨する。	環境課
	◇ 市職員のノーマイカーデーを設定する。	環境課
公共交通機関の利用促進	◎ デマンド交通「あづみん」「定時定路線」の運行を行う。	政策経営課
	◇ 鉄道利用の促進に向けた啓発を行う。	政策経営課
	◇ JR 駅駐輪場および高速乗合バス駐車場などの維持管理を行う。	商工労政課
	◇ 駅周辺にパークアンドライド駐車場を整備する。	都市計画課
自転車が行きやすい道路などの整備	◇ 駅周辺に駐輪場を整備する。	都市計画課
	◇ 自転車が利用しやすい道路整備を推進する。	都市計画課 監理課 建設課
	◇ 自転車走行指導帯（矢羽型の路面表示）を設置する。	建設課
	◇ 自転車のための案内サインの充実を図る。	都市計画課
	◇ 段差解消（路面状況に応じた修繕の実施、道路改良事業に合わせた施工）・拡幅などの改良を行う。	都市計画課 建設課 監理課

12-4 気候変動への適応策の推進

基本施策	推進する取り組み（◎印は重点取り組み）	担当課
適応策の推進・導入	◎ 温暖化の適応策について情報収集して提供する。	環境課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 省エネ活動、COOL CHOICE キャンペーンなどに参加し、実践する。	☆	☆	☆
◇ 緑のカーテンや壁面緑化などを行う。	☆	☆	
◇ できるだけ省エネを心掛ける。	☆	☆	☆
◇ 電化製品や自動車などは省エネ型のものを選ぶ。	☆	☆	
◇ 補助制度などを活用し、新エネルギー設備（太陽光・太陽熱・水力など）の導入を進める。		☆	
◇ できるだけ公共交通機関や自転車を利用する。	☆	☆	☆
◇ エコドライブを心掛ける。	☆	☆	☆

コラム：地球温暖化対策としての緩和策と適応策

地球温暖化対策には「緩和策」と「適応策」の大きく2つがあります。緩和策は、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及を図るなど、温室効果ガスの排出を減らして温暖化の進行を止める対策です。一方で、地球温暖化による気候の変化と影響に備えていくのが適応策であり、防災活動や作物の品種改良を行うなど、私たちの社会の仕組みや産業、生活を適応させて影響を減らします。

安曇野市においても、緩和策の実施に加えて、既に現れはじめている影響や今後避けることのできない影響への適応策の検討を進めていく必要があります。



個別目標

基本目標④ ▶ 参加と協働

13 環境情報を充実させる



■環境の現状と課題 (第1章P.14、第2章P.52参照)

【環境情報】

「広報あづみの」や安曇野市のホームページ、安曇野エコプラン.netなどで、環境情報の提供を行っていますが、環境情報の得やすさに対する市民の満足度は低くなっています。今後もあらゆるツールを用いて、より活用しやすい環境情報を提供する必要があります。



安曇野エコプラン.net

事前アンケート調査結果



●環境に対する満足度

市民 ▶ 「環境情報が得やすい」(10.7% : 20位/20項目中)

●取り組み推進に向けた効果的な施策

事業者 ▶ 「広報誌やインターネットによる情報提供」(24.9% : 3位/13項目中)

⇒環境情報の内容とともに、提供方法についても充実が求められている。

■市の推進する取り組み

13-1 環境情報の充実

基本施策	推進する取り組み	担当課
環境情報の収集・提供	◇ 講座などの学習材料を提供する。	環境課
	◇ eco 検定、ビオトープ管理士、地球温暖化防止コミュニケーターなどの環境に関する資格試験について情報提供を行う。	環境課
	◇ 市内企業の環境に対する取り組みを集め、情報提供を行う。	環境課
	◇ 広報やホームページなどを通じて情報を発信する。	環境課
環境情報の拠点づくり	◇ 自然保護・環境保護に特化した行政機関(部署)設置の検討を行う。	環境課
	◇ 図書館で環境情報の収集と提供を行う。	図書館交流課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み(例)	市民	事業者	滞在者
◇ 広報誌やホームページなどから、安曇野市の環境に関する情報を得て活用する。	☆	☆	☆
◇ 環境に関する話題を会話に取り入れる。	☆	☆	☆
◇ 市の広報を活用または連携して、環境CSRを展開する。		☆	

コラム：環境活動促進に向けた新たな取り組み

■自然体験交流センター「せせらぎ」の活用

自然体験交流センター「せせらぎ」は、2004（平成16）年にオープンした、安曇野の水が集まる犀川三川合流近くに住つ自然体験施設です。周辺には、わさび田や御宝田遊水池があるととも、木の温もりが感じられる施設の横には湧水川が流れ、豊かな自然を満喫することができます。また、トレッキングやカヌー、ラフティングなど、安曇野のフィールドを生かした自然体験の拠点施設としても利用できます。

今後、環境情報・環境教育・環境学習・自然体験を提供する拠点施設として活用していきます！

【施設概要】

- ・入館料：無料
- ・開館時間：10：00～17：00（冬季は16：00まで）



「せせらぎ」の外観



環境学習の様子

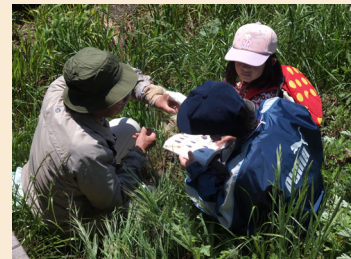
■生きものマップの作成

安曇野市では、自然と接する機会が減りつつある子どもたちへの関心向上や、地域の公民館活動などでの環境学習ツールとして活用いただくことを目的として、「生きものマップ」を作成し、市のホームページなどで公開・提供していきます。

「生きものマップ」は、5年ごとに行われる「生きもの調査」の現地調査と例年実施している自然観察会などの際に見つけた生きものの情報を記録し、地図情報や航空写真などと組み合わせ、まとめたものを想定しています。



いろいろな生きものが生息・生育していることを知ることを通じて、また、実際にマップ周辺を散策することで、身の回りの自然に関心を持っていただくことにつなげたいと考えています。



図鑑を使って生きもの名前を調べる様子



魚類や水生昆虫の観察

個別目標

基本目標④ ▶ 参加と協働

14 | 環境について学ぶ・体験する



■環境の現状と課題 (第1章P.14、第2章P.52参照)

【環境教育・環境学習・自然とのふれあい】

近年、都市型の生活が浸透し、自然に触れ合う機会が減っています。安曇野市の景観や環境を守るためには、市民一人ひとりが環境について学び、考え、保全活動などを実践することが大切です。

現在、安曇野市内の全ての認定こども園は、信州やまほいく（信州型自然保育）に認定されていますが、今後も学校や教育・保育施設での環境教育や各世代での環境学習の機会を充実するとともに自然とのふれあいができる環境を整える必要があります。

事前アンケート調査の結果、環境学習の機会に対する市民の満足度は低くなっています。第1次計画の取り組みとして設置された環境市民ネットワークによりさまざまな環境学習プログラムが提供されているため、これらも活用し、市民や事業者が環境について学び・体験する機会の充実を図る必要があります。



授業を活用した環境学習の様子

事前アンケート調査結果



●環境に対する満足度

市民 ▶ 「環境学習の機会がある」(12.5% : 17位/20項目中)

●環境保全に関する取り組み状況

市民 ▶ 取り組み(希望) : 「環境関連のイベントや講座などに参加したい」(32.9% : 4位/36項目中)

事業者 ▶ 取り組み(予定) : 「従業員に対する環境教育の実施を予定している」
(19.3% : 10位/48項目中)

⇒環境学習の機会創出やプログラム内容の充実、体制の構築が必要である。

■市の推進する取り組み

14-1 学校、教育・保育施設での環境学習

基本施策	推進する取り組み	担当課
授業を活用した環境学習の推進	◇ 「総合的な学習の時間」を活用して、地域の環境を学ぶ。	学校教育課
	◇ 遊びを通して、自然環境に関する学びができる活動を行う。	子ども支援課
	◇ 小中学校における環境教育を推進する。	学校教育課
	◇ 親子で参加できる環境に関する行事、自然環境の大切さを理解することができる活動を企画、実施する。	環境課 子ども支援課
	◇ 学有林・学校農地などでの観察や体験などを通じて環境学習を行う。	学校教育課
	◇ 栽培や飼育を通して環境の大切さを知る。	子ども支援課
	◇ 地元産の農作物を知り、収穫・食の体験を推進する。	子ども支援課 農政課

14-2 生涯学習としての環境学習

基本施策	推進する取り組み	担当課
環境市民ネットワークによる環境学習の推進	◇ 環境学習プログラムを小中学校などへ提供する。	環境課
	◇ 環境市民ネットワークなどにおける環境学習プログラムへの支援を行う。	環境課
環境講座などの開催	◇ 環境講座を開催する。	環境課
	◇ 地域活動（隣組・区・地区公民館・自治会組織など）の場での学習会に参加し、出張啓発を行う。	環境課
	◇ 公民館講座などを開催し、環境学習を行う。	生涯学習課
	◇ リサイクルについての学習や資源物を使った工作を行う。	廃棄物対策課

14-3 自然とのふれあい体験の推進

基本施策	推進する取り組み	担当課
ふれあい体験に向けた環境整備	◇ 地域の自然環境を分かりやすく解説した資料の作成と情報提供を行う。	環境課
	◇ 環境学習の指導者の育成に協力する。	環境課
	◇ 国営アルプスあづみの公園や県営烏川溪谷緑地と連携した事業を行う。	環境課

14-4 イベント・プログラムの実施

基本施策	推進する取り組み	担当課
イベント・プログラムの提供	◇ 環境学習に関するイベント・プログラムを開催する。	環境課
	◇ 環境フェアを開催する。	環境課
	◇ 環境に関する展示会などを継続して開催する。	文化課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 環境学習・野外活動に参加・協力する。	☆	☆	☆
◇ 事業所における環境への取り組みを環境学習の題材として紹介する。		☆	
◇ 自然と触れ合う機会を増やす。	☆	☆	☆

コラム：信州やまほいく（信州型自然保育）

長野県は県土の78%が森林であり、全国に誇る豊かな自然環境を有するとともに、地域ごとに多様な文化が育まれています。この豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育の普及を図り、信州で育つ全ての子どもが心身共に健やかに成長できる環境を整備し「子育て先進県ながの」を実現するために、県は「信州型自然保育認定制度」を2015（平成27）年4月に創設しました。

この制度は、自然保育の価値を県が率先して評価しようとするものであり、自然保育の社会的認知や信頼性と質の向上を図り、県内の保育や幼児教育に携わる方々が積極的に自然保育に取り組んだり、保護者が安心して子どもを託すことができる自然保育環境の充実を目指しています。保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、野外保育団体など、公立私立問わず、さまざまな団体が参加し学びあう、全国初の自然保育の認定制度として注目されています。



信州やまほいくシンボルマーク

個別目標

基本目標④ ▶ 参加と協働

15 環境保全活動を活発にする



■環境の現状と課題 (第1章P.14、第2章P.53-56参照)

【環境保全活動】

多くの市民が参加し、地域での環境美化や特定外来生物駆除などの環境保全活動を実施しています。第1次計画の取り組みにより、安曇野市内の環境保全のための活動を行っている団体や個人が集まり、協働や連携によってより良い市の環境を創出していくことを目的とした「安曇野環境市民ネットワーク」を設立しました。安曇野環境フェアの共催や会員の自主イベントへの後援、広報などを支援しています。引き続き、市民の環境保全活動や安曇野環境市民ネットワークを支援するとともに、ネットワークへの新たな会員確保や関係者以外への活動の周知などの方策を検討する必要があります。

事前アンケート調査結果



●環境保全に関する取り組み状況

市民

- ▶ 取り組み（実施）：「地域の清掃活動に参加している」（64.2%：23位/36項目中）
- ▶ 取り組み（希望）：「植樹など森林環境を保全するための活動に参加したい」（35.5%：2位/36項目中）

事業者

- ▶ 取り組み（予定）：「地域の環境保全活動などへ参加・協力・支援をする予定である」（21.6%：6位/48項目中）

⇒地域の清掃活動などを通じて、より多くの方が環境保全活動に参加ができる機会の創出が期待される。

■市の推進する取り組み

15-1 地域主体の環境保全活動の促進

基本施策	推進する取り組み	担当課
環境活動への支援	◇ 地域での環境学習、環境や自然に関わる活動を支援する。	環境課

15-2 安曇野環境市民ネットワークとの協働

基本施策	推進する取り組み	担当課
環境市民ネットワークへの支援	◇ メーリングリストにより情報を提供する。	環境課
	◇ 環境学習プログラムへの支援を行う。	環境課
	◇ 組織の拡充を図る。	環境課
	◇ 環境市民ネットワークや参加団体が開催するイベントなどを支援する。	環境課
	◇ 活動の広報に協力する。	環境課

■市民・事業者・滞在者が取り組めること

取り組み（例）	市民	事業者	滞在者
◇ 地域での環境保全活動や環境活動団体の活動に参加する。	☆	☆	☆
◇ 安曇野環境市民ネットワークへ参加する。	☆	☆	

第3節 重点取り組みの推進

個別目標ごとの重点取り組みは、以下のとおりです。

■個別目標1 山岳地をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
1-1 登山ルールの遵守	イベントやガイド、学校登山などを通じて、登山者のマナー向上に向けた指導を推進する。	観光交流促進課
1-2 山岳地の環境保全・整備	山岳関係団体などを含め、官民協力し、山岳環境の保全活動を促進する。	観光交流促進課

■個別目標2 里山をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
2-1 森林整備計画に基づく森林の適正管理	森林整備計画と経営計画に基づいて民有林の森林整備を促進する。	耕地林務課
2-2 里山再生計画の推進	薪の地産地消率向上を推進する。	耕地林務課
	里山で生産される間伐材など「安曇野材」を活用できる生産・流通の仕組みづくりを行う。	耕地林務課
	里山で活動するための技術・知識を身につけるための「さとぶろ。学校」の年間を通じた講座運営をする。	耕地林務課
	松枯れ対策事業を継続して行う。	耕地林務課
2-3 森林整備の担い手確保や林業体験の促進	山林所有者と森林整備ボランティアを結びつけるなど、里山再生をサポートする活動を支援する。	耕地林務課
2-4 里山の利用促進	里山トレッキングコースの維持管理をする。	観光交流促進課

■個別目標3 里地をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
3-1 田園環境の保全	農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る。	農政課
	荒廃農地対策を行う。	農政課 農業委員会
3-2 環境資源の保全と活用	県知事認定の「エコファーマー」制度の推進に協力する。	農政課
3-3 食農教育と地産地消の推進	学校における食農教育を推進する。	学校教育課
3-4 鳥獣被害の防止	鳥獣被害防止計画を策定（見直し）し、実施する。	農政課 耕地林務課

■個別目標4 川や水辺をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
4-1 河川・水辺の保全と維持管理	多面的機能支払交付金事業の運用・啓発を図る。	耕地林務課

■個別目標5 生きものをまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
5-1 生きもの調査の実施と貴重な動植物の保護	シンボル種（オオルリシジミなど地域の生態系を代表する種）やレッドリスト種などの保護活動を推進する。	環境課 文化課
5-2 生きものの生息・生育環境の確保	自然環境に影響を及ぼす開発などに対しては事前に協議を行い改善策や代替案を提案する。	環境課 文化課
5-3 外来生物への対策	外来生物の分布状況を把握し、その悪影響に関する普及啓発を行う。	環境課
5-4 人と生きものとの共生	野生動物（サル・クマ・イノシシ・ハクチョウなど）への直接的・間接的餌付け防止対策を検討する。	環境課 耕地林務課 観光交流促進課

■個別目標6 身近な自然とふれあう

主要施策	重点取り組み	担当課
6-1 緑化の推進	緑の恵みを感じることができる講座を開催する。	都市計画課
6-2 公園の整備・維持管理	公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な公園施設の更新、維持、補修を行う。	都市計画課

■個別目標7 景観や歴史・文化を大切にする

主要施策	重点取り組み	担当課
7-1 良好な景観の保全・形成	景観条例や屋外広告物条例の運用・啓発を行う。	建築住宅課
7-2 歴史・文化遺産の保全と活用	歴史・文化遺産の情報の提供を行う。	観光交流促進課 文化課

■個別目標8 豊富できれいな水の環境をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
8-1 水の状況把握と施策実現に向けた環境づくり	推進組織を設立し施策評価の実施（PDCA）を通して、計画の進捗を管理する。	環境課
	市内関係者による地下水協力金の検討・実施をする。	環境課
8-2 水質汚濁対策と河川美化	下水道への接続促進と合併処理浄化槽の設置と維持管理の徹底を行う。	環境課 下水道課
8-3 水量の確保のための仕組みづくり	安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例の適切な運用を図る。	環境課
8-4 地下水涵養の促進	地下水涵養に資する手法などの調査・研究・試行を実施する。	環境課
8-5 水資源の有効利用	雨水貯留施設の設置に対する補助を行う。	環境課

■個別目標9 きれいな空気と静かな環境をまもる

主要施策	重点取り組み	担当課
9-1 測定結果の公開	大気汚染物質や騒音の測定結果の情報公開を行う。	環境課
9-2 大気汚染・悪臭への対策	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の適切な運用を図る。	環境課

第4章 望ましい環境をつくるための取り組み

主要施策	重点取り組み	担当課
9-3 騒音・振動への対策	自動車交通騒音測定調査を実施し、定期的に情報提供する。	環境課
9-4 光害への対策	光害対策の普及啓発を行う。	環境課
9-5 空家などへの対策	管理不十分な空家などへの指導をする。	環境課 建築住宅課

■個別目標 10 公害・化学物質などの問題をなくす

主要施策	重点取り組み	担当課
10-1 公害発生への対応と情報提供	公害について情報提供する。	環境課
10-2 化学物質の適正使用	有害化学物質や農薬の管理と取り扱いについて注意喚起する。	環境課 農政課
10-3 放射能への対策	空間線量を定期的に測定し、情報提供する。	環境課

■個別目標 11 ごみを少なくする

主要施策	重点取り組み	担当課
11-1 ごみのリデュースの推進	家庭用生ごみ処理機、コンポスターなどの導入を推進する。	廃棄物対策課
	広報などで分別の徹底を啓発する。	廃棄物対策課
	事業者に対しごみの分別、減量化、資源化を指導する。	廃棄物対策課
11-2 ごみのリユースの推進	あげたい人、ほしい人の情報が入手できる場の整備・受け渡し方法の検討を引き続き実施していく。	廃棄物対策課
11-3 ごみのリサイクルの推進	分別方法を分かりやすく説明する。	廃棄物対策課
11-4 不法投棄・ポイ捨ての防止	不法投棄やポイ捨ての現状についての情報提供・普及啓発を行う。	廃棄物対策課

■個別目標 12 地球温暖化に対応する

主要施策	重点取り組み	担当課
12-1 省エネルギーの推進	安曇野市地球温暖化防止実行計画に基づき、省エネルギーに配慮した行動を行う。	環境課
	地球温暖化防止の取り組みの「見える化」を促進する。	環境課
	公共施設を建設する際に省エネ機器・設備を率先導入する。	財産管理課 環境課
	緑のカーテンの導入を推進する。	環境課
12-2 新エネルギーの利用拡大	住宅用太陽光発電の効果を検証する。	環境課
12-3 低炭素なまちづくりの推進	公用車にエコ自動車やクリーンエネルギー自動車を導入し、市民への普及啓発を推進する。	財産管理課 環境課
	デマンド交通「あづみん」「定時定路線」の運行を行う。	政策経営課
12-4 気候変動への適応策の推進	温暖化の適応策について情報収集して提供する。	環境課

コラム：生物多様性とは

私たち人間を含め、地球上には長い歴史の中でいろいろな環境に適応して進化した3,000万種ともいわれる多種多様な生きもの（生命）が存在しています。これらの生きものには一つひとつの個性があり、その全てが直接的・間接的に支え合って生きています。このように、たくさんの生きものが出て、それらが互いにつながっていることを「生物多様性」といいます。

生物多様性には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの視点があります。

○生態系の多様性

- ・相互に関係を持ちながら生息・生育している生きものたちと、その基盤となる環境をひとまとめにしたものを「生態系」といいます。
- ・高山帯、草原、森林、河川、湖沼など、各地にいろいろなタイプの自然環境があることを「生態系の多様性」といい、各地域に応じた生態系が成立しています。
- ・安曇野市内にも、山岳、森林、里地里山、河川など多様なタイプの生態系があります。

○種の多様性

- ・種とは、子孫を残すことができるもの同士の集団であり、動植物から細菌などの微生物までさまざまな種が存在していることを「種の多様性」といいます。
- ・安曇野市内にも、多様な種が生息・生育しています。

○遺伝子の多様性

- ・全ての生きものは、親から子へ受け継がれる遺伝子を持ち、その遺伝子が身体の構造や機能などを決めています。同じ種でも遺伝子に違いがあることを「遺伝子の多様性」といいます。
- ・異なる遺伝子が組み合わさることで個性が生まれ、気候や病気の発生などの変化に対応できる可能性も広がります。
- ・安曇野市内に生息・生育する全ての生きものが、個々にさまざまな個性を持っています。

政府は、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008（平成20）年に「生物多様性基本法」を制定し施行しました。計画の中では、日本における生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されているとともに、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務なども規定されています。

安曇野市においても、市内の豊かな環境や安全・安心な暮らしを将来の世代にも引き継いでいくためには、私たちの命と暮らしを支えている生物多様性（長い進化の歴史において築かれた生きもの同士のバランス）を守り、持続的に利用していくことが必要です。

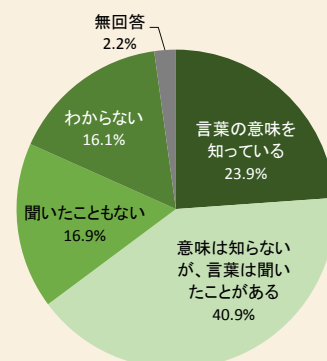
なお、本計画では、主に基本目標①「共存・共生をはかるべきもの」の取り組みに含まれます。

■市民への事前アンケート

「生物多様性を知っていますか？」

安曇野市民に行った事前アンケートでは、生物多様性について、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」が40.9%と最も多く、「言葉の意味を知っている」と回答した人も23.9%という結果となりました。

安曇野市の約65%の市民が、「生物多様性」という言葉を知っていました。



第5章

計画の推進体制と進行管理



田淵行男 [光城山の桜/豊科光 1961年]
田淵行男記念館所蔵

第1節 推進体制

1-1 推進体制の概要

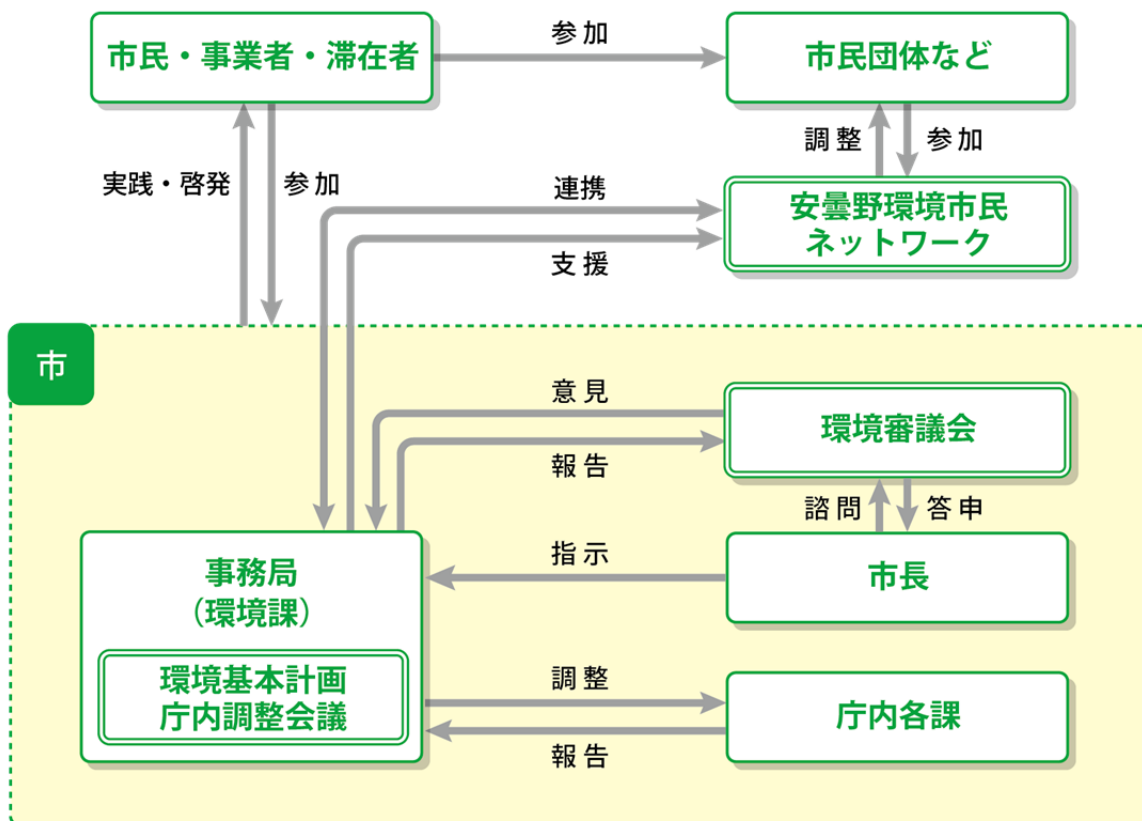
本計画は、市民・事業者・滞在者・市およびその他の推進組織など、それぞれの主体の取り組みと相互の連携や協働によって推進する必要があります。

行政内部における調整組織の「環境基本計画庁内調整会議」、専門的な見地から計画の達成・進捗状況を点検・評価する「環境審議会」が、連携して計画の推進を図ります。

また、安曇野市内外にて環境保全活動を展開する、さまざまな市民団体などにより構成される「安曇野環境市民ネットワーク」との連携をより一層進めます。



環境審議会の様子



本計画の推進体制

1-2 各主体の役割

第1次計画では、「安曇野環境市民ネットワーク」の仕組みづくりを重点的に行った結果、計画の推進体制の構築についてはおおむね当初の目的を達成しました。しかしながら、各主体の自発的な取り組みは、一部の市民団体や事業者などによるものに限定されており、より多くの主体の積極的な参画が今後の課題として残されています。

そのため、本計画では「安曇野市環境基本条例」に規定されている各主体の役割について、より一層の浸透を図るとともに、環境保全および創造に向けた取り組みの活発化を図っていきます。

■市民（市民団体などを含む）の役割

市民は、日常生活における環境への負荷を減らすとともに、環境の保全と創造に積極的に取り組むように心掛けることが求められています。また、市や事業者が実施する環境の保全と創造のための活動や施策に協力するとともに、市民団体などの環境保全活動に参加するなど、より積極的な参画が期待されます。



■事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生ずる環境への負荷を減らし、公害の防止や自然環境の保全のために、必要な措置を自らの責任と負担において行わなければなりません。また、事業者は地域社会の一員として、市民・滞在者・市と環境の保全と創造に取り組むとともに、市民や市の行う環境保全のための活動や施策に積極的に協力することが期待されます。



■滞在者の役割

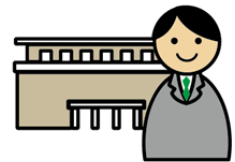
旅行者その他の安曇野市を訪れた滞在者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が行う環境の保全と創造のための取り組みに積極的に協力することが期待されます。



■市の役割

市は、安曇野市環境宣言（基本理念）にのっとり、望ましい環境像の実現を目指すため、市民・事業者・滞在者が環境の保全および創造に係る行動を実践できるよう、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、市民や事業者、滞在者の環境の保全と創造のための取り組みに対し、積極的に支援するとともに、自ら率先して環境への負荷の低減を推進するため必要な体制の整備に努めます。



1-3 推進組織の役割

環境基本計画庁内調整会議、環境審議会、安曇野環境市民ネットワークなどの推進組織については、今後もより一層、連携を強化していきます。

■環境基本計画庁内調整会議

環境に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の担当課を明確にした上で、関連する施策について部局横断的に連携を図るために「環境基本計画庁内調整会議」を設置しています。同会議では、主に計画の進捗状況の確認と課題の検討を行うとともに、複数の課が連携して施策の調整を行います。また、本計画の下位計画である「行動計画」、年度単位の取り組み内容を示した「実施計画書」、取り組み状況をまとめた「年次報告書」の原案を作成します。

主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課で取り組む環境に関する施策・事業の総合的な調整・推進 ○ 施策・事業の進捗状況の点検・評価 ○ 「行動計画」「実施計画書」「年次報告書」の原案作成 ○ 一事業者としての率先行動の推進と点検・評価
------	--

■環境審議会

「環境審議会」は、安曇野市環境基本条例に基づき設置されるもので、学識経験者・公募委員・関係機関代表者などで構成されます。市長の諮問に応じ、本計画の策定および変更に関する事、その他環境の保全と創造に関する事項について審議し、市長へ答申します。

また、「行動計画」「実施計画書」「年次報告書」の審議を行うほか、本計画の運用に係る点検・評価と、計画の見直しについての調査・審議を行います。

主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定・見直しについての調査・審議 ○ 行動計画・実施計画書・年次報告書についての審議 ○ 本計画の運用に係る点検・評価
------	--

■安曇野環境市民ネットワーク

「安曇野環境市民ネットワーク」は、安曇野市内全域または各地域において環境保全のための活動を行っている各種団体の取りまとめ、および連絡・調整などを行う組織です。

本計画の実効的な推進のために、市民・事業者・市の連携と協働の窓口として機能します。

主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種団体間の連絡・調整 ○ 各種団体などと事業者・行政との連携・調整 ○ 協働で行う事業の推進
------	---

第2節 進行管理

2-1 進行管理の書類の作成・運用

第1次計画の策定後、進行管理を行うための計画・報告書として「行動計画」「実施計画書」「年次報告書」を策定・作成してきました。このうち、行動計画は第1次計画を補強する下位計画として位置付けられ、重点プロジェクトを推進するためのアクションプランでしたが、計画期間が1年ずれていたことや、第1次計画の体系との対応が分かりにくいなどの課題がありました。

そのため、本計画ではこれらの下位計画・報告書を、進行管理のツールとして明確に位置付け、より効果的に運用していくこととします。

行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画に掲載した取り組みのうち、特に重点的・優先的に実施すべき内容（重点取り組みなど）をより具体的に示した計画。本計画の計画期間と合わせ、5年ごとに見直しを行う。 ○ 環境基本計画庁内調整会議が原案を作成し、環境審議会で審議を行う。
実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 翌年度の取り組み内容について示した計画書 ○ 環境基本計画庁内調整会議が原案を作成し、環境審議会で審議を行う。
年次報告書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の取り組み内容の実績について示した報告書 ○ 環境基本計画庁内調整会議が原案を作成し、環境審議会で審議を行う。

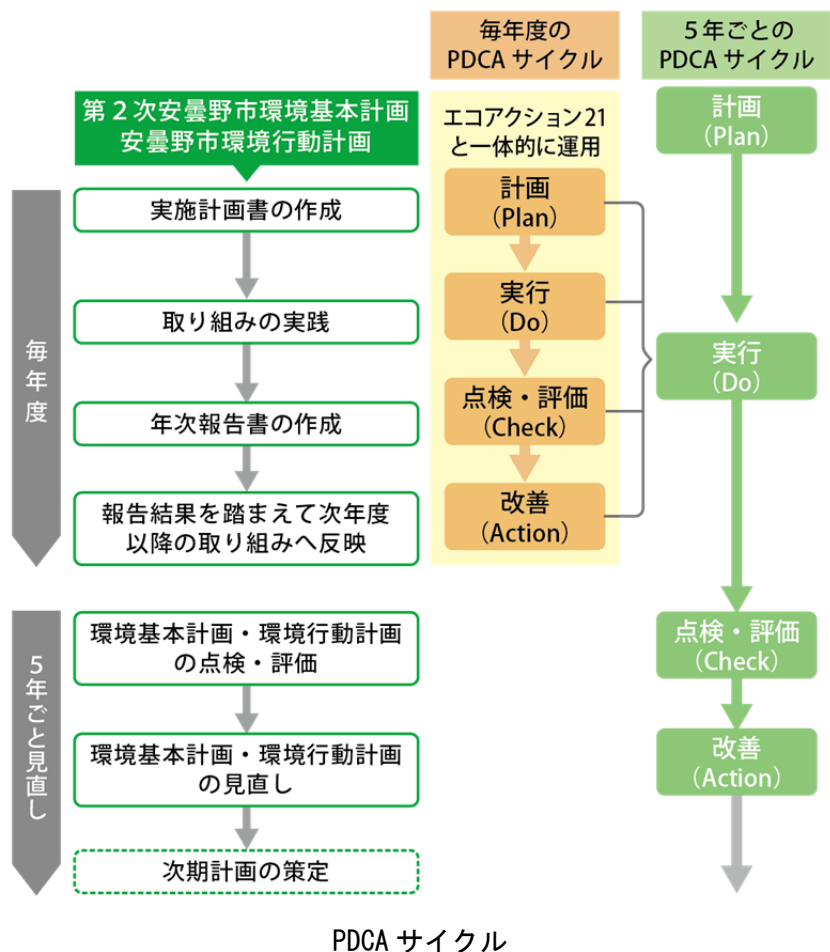
2-2 進行管理のフロー

本計画の進行管理フローを右図に示します。基本的には、環境マネジメントシステムの4つのステップである「計画(Plan)」→「実行(Do)」→「点検・評価(Check)」→「改善(Action)」のPDCAサイクルに従って進行します。

このサイクルを踏まえ、毎年度、実施計画書を作成し、年間の取り組みを実施するとともに年次報告書に進捗状況をまとめ、次年度以降の取り組みに反映します。

また、5年ごとの本計画の見直し（前期計画、後期計画）もこのサイクルに従って進行することになります。

なお、庁内において導入されている「エコアクション21」のPDCAサイクルと一体的に運用することにより、効率的かつ効果的に計画の進行管理を行います。



■計画（Plan）

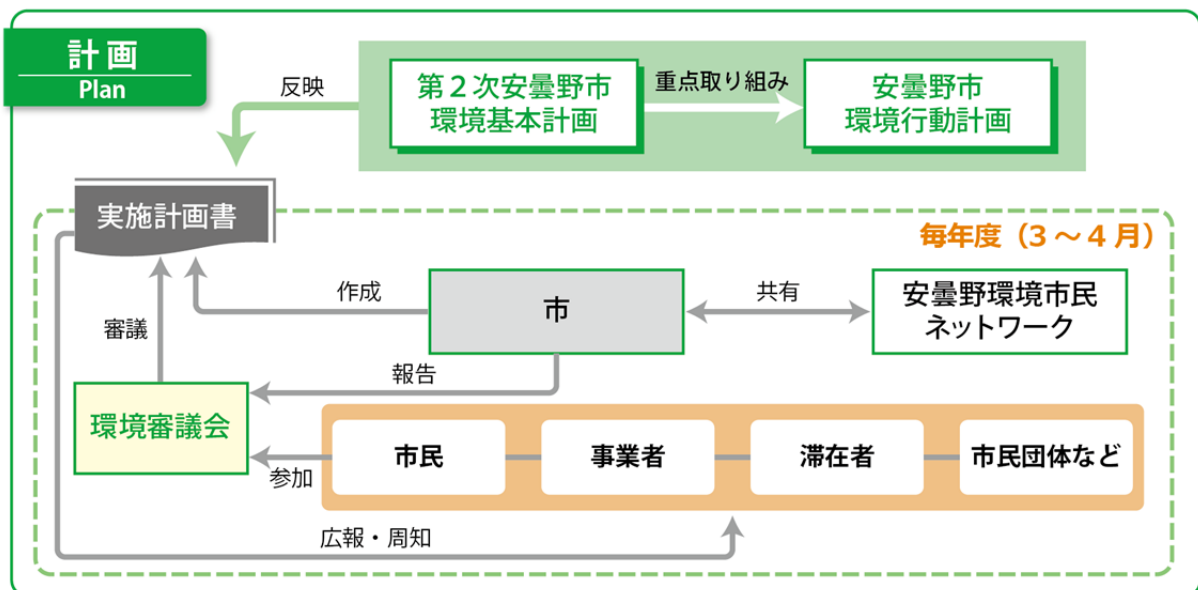
市民や事業者などの意見を広く取り入れた本計画・行動計画を策定するとともに、実施計画書を毎年策定します。

①5年ごと（本計画・行動計画）

主体・組織名	計画（Plan）時の役割
市民・事業者・ 滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定に関わるアンケート調査などに協力します。 ○ 計画づくりに積極的に参加します。 ○ 計画の情報を収集し、理解します。
市（庁内調整会議）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は本計画について、環境審議会に諮問します。 ○ 必要に応じ、計画策定に関するアンケート調査などを実施します。 ○ 広報やホームページなどで積極的に計画の策定情報を提供します。 ○ 市長は環境審議会の答申を受け、計画を公表します。 ○ 市の取り組みの実施状況を把握します。 ○ 環境審議会の提案を踏まえ、計画に盛り込む取り組みの調整を行います。
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長からの諮問を受け、庁内調整会議の案を踏まえながら計画の内容に関する審議を行います。 ○ 審議結果を市長へ答申します。

②毎年（実施計画書）

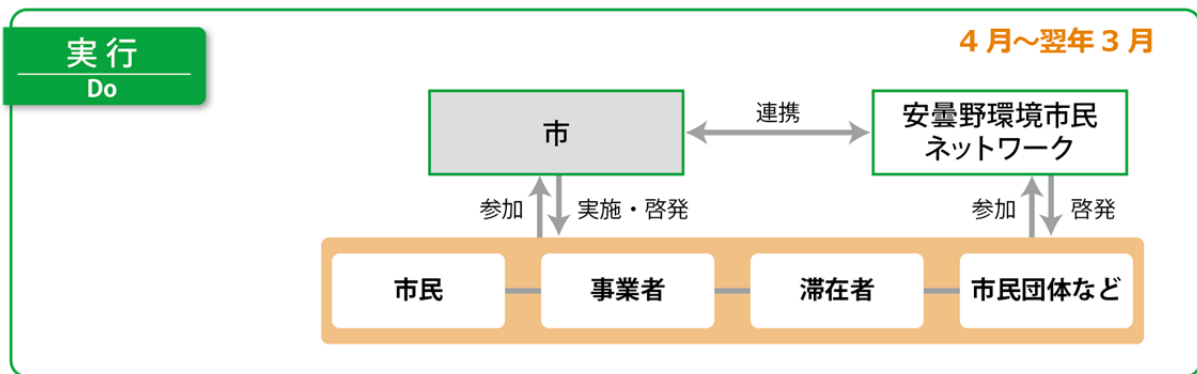
主体・組織名	計画（Plan）時の役割
市民・事業者・ 滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施計画書の情報を収集し、理解します。
市（庁内調整会議）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の取り組みを盛り込んだ実施計画書を策定します。 ○ 部局横断的な施策・事業について調整を行います。 ○ 広報やホームページなどで積極的に実施計画書の情報を提供します。
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施計画書について審議します。
環境市民 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画を共有し、協議の上、主体的に所属団体の計画に反映します。



■実行 (Do)

市・市民・事業者・滞在者などの各主体や、推進組織が一体となって計画を推進します。

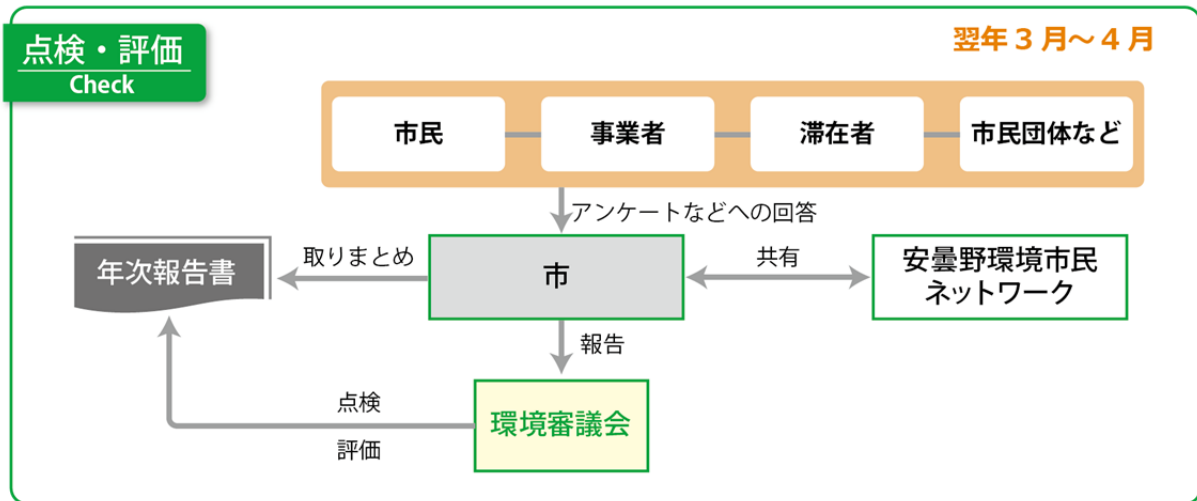
主体・組織名	実行 (Do) 時の役割
市民・事業者・滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民・事業者・滞在者の取り組みに示したものについて、積極的に実践します。 ○ 市の取り組みに協力します。
市 (庁内調整会議)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に示した市の取り組みを積極的に実施します。 ○ 市民・事業者・滞在者の取り組みを推進します。 ○ 国・県・周辺自治体と連携・協力します。 ○ 環境市民ネットワークと連携して、実施・啓発を行います。
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と協力し、市民・事業者・滞在者の取り組みを推進します。
環境市民ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内調整会議と連携して啓発 (所属団体への参加の呼びかけなど) を行います。



■点検・評価 (Check)

数値目標の進捗状況や取り組みの状況を取りまとめて年次報告書を作成します。年次報告書は環境審議会が点検・評価するとともに、公表して市民や事業者などから意見を聴取します。

主体・組織名	点検・評価 (Check) 時の役割
市民・事業者・滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みに参加した結果を、アンケートへの回答などにより報告します。 ○ 公表された年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案などを述べます。
市 (庁内調整会議)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各担当課は、庁内調整会議に取り組みの実施状況を報告します。 ○ 取り組みの結果を取りまとめ、年次報告書を作成して環境審議会に報告します。
環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年次報告書について点検・評価します。 ○ 本計画の運用について点検・評価します。
環境市民ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所属団体の活動結果を取りまとめ、庁内調整会議と情報共有します。

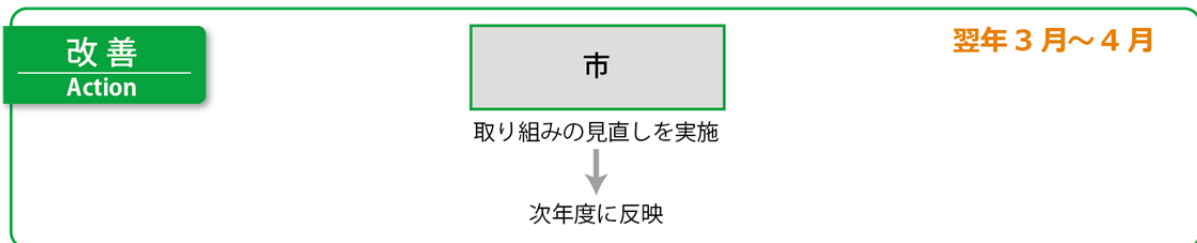


■改善 (Action)

年次報告書に対する市民・事業者・滞在者の意見や、環境審議会における点検・評価を踏まえ、庁内調整会議および各担当課で取り組みの見直しを行います。

また、5年ごとに本計画・行動計画を見直します。

主体・組織名	改善 (Action) 時の役割
市民・事業者・滞在者	○ 各個人、各事業所で行ってきた取り組み状況を振り返り、見直しを行います。
市 (庁内調整会議)	○ 年次報告書や各主体の意見を踏まえて、取り組みの見直しを行います。 ○ 年次報告書をもとに、主に市の取り組みを見直します。



第3節 その他の計画推進方法

計画の周知、予算措置、個別計画との調整、広域的な連携・協力など、計画を推進するための方法やその方向性について示します。

3-1 計画の周知

計画書の市ホームページなどへの掲載や図書館への配架などにより、本計画の周知を図ります。また、「安曇野環境フェア」などの環境に関するイベントや各種講座の機会をとらえて周知するなど、あらゆる場面での広報を心掛けます。

3-2 予算措置

本計画に掲げる望ましい環境をつくるための取り組みを推進するため、計画の進捗や取り組みの有効性を点検・評価しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に計画中で重点取り組みとして取り上げたものについては、優先的な予算の確保に努めるものとします。

3-3 個別計画との調整

本計画は総合計画をはじめ、安曇野市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、安曇野市環境基本条例第11条に基づき、市が自ら実施する全ての施策について、本計画との整合を図ります。

3-4 広域的な連携・協力

安曇野市内の環境を保全・創造するためには、本計画に示した取り組みの推進だけにとどまらず、国・県などの行政機関や周辺市町村と連携・協力して、広域的な課題に取り組むことが必要です。

今後も広域的な取り組みが必要な施策については、関係する行政機関や周辺市町村との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めていきます。

[付録]

1 計画策定の経過

2016（平成28）年度		
5月 17日	第1回 安曇野市環境審議会	・第2次安曇野市環境基本計画策定スケジュールについて
7月 15日	第2回 安曇野市環境基本計画推進会議	・第2次安曇野市環境基本計画策定について
11月 22日	第4回 安曇野市環境基本計画推進会議	・アンケート調査票の検討
12月 12日 ～31日	事前アンケート調査	・市民2,500人（有効回答率42.4%） ・事業者1,000社（有効回答率35.7%）
	20日 第2回 安曇野市環境審議会	・第2次計画の骨子の審議
1月 17日	第5回 安曇野市環境基本計画推進会議	・第2次計画の骨子の検討
3月 14日	第6回 安曇野市環境基本計画推進会議	・アンケート調査結果報告、第1次計画の評価の検討
	22日 第3回 安曇野市環境審議会	・アンケート調査結果報告、第1次計画の評価の審議
	23日 第1回 安曇野市庁内調整会議	・アンケート調査結果報告、第1次計画の評価の検討
2017（平成29）年度		
4月 25日	第8回 安曇野市環境基本計画推進会議	・環境の現状、基本目標等の検討
5月 10日	第1回 安曇野市庁内調整会議	・環境の現状、基本目標等、数値目標、取り組みの検討
	18日 第2回 安曇野市環境審議会	・環境の現状、基本目標等、取り組みの審議
	30日 第9回 安曇野市環境基本計画推進会議	・数値目標、取り組みの審議
6月 27日	第2回 安曇野市庁内調整会議	・数値目標、推進体制・進行管理、重点取り組みの検討
7月 11日	第10回 安曇野市環境基本計画推進会議	・数値目標、取り組み、重点取り組みの検討
8月 8日	第3回 安曇野市庁内調整会議	・骨子案の検討
	29日 第11回 安曇野市環境基本計画推進会議	・骨子案の検討
	31日 第3回 安曇野市環境審議会	・諮問
10月 7・8日	安曇野環境フェア2017	・環境基本計画についてのパネル展示
	17日 第4回 安曇野市庁内調整会議	・素案の検討
	20日 第12回 安曇野市環境基本計画推進会議	・素案の検討
	31日 第4回 安曇野市環境審議会	・素案の審議
11月 14日	第13回 安曇野市環境基本計画推進会議	・素案の検討
	28日 第5回 安曇野市環境審議会	・素案の審議
12月 6日	パブリックコメント	・2017(平成29)年12月6日～2018(平成30)年1月5日
1月 16日	第14回 安曇野市環境基本計画推進会議	・計画修正案の検討
	25日 第6回 安曇野市環境審議会	・答申案の審議
	26日 安曇野市環境審議会から市長へ答申	
3月	計画公表	

2 環境基本計画の策定に関わる組織の名簿

■安曇野市環境審議会 委員名簿（敬称略）

役職	氏名	条例等による選任区分
会長	藤澤 靖雄	環境保全に関し知識と経験のあるもの
副会長	手塚 博也	環境保全に関し知識と経験のあるもの
委員	百瀬 稔	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	浅川 行雄	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	山崎 秀治	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	等々力 正史	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	高山 万里子	環境保全に関し知識と経験のあるもの（～2016年7月31日）
	長島 美樹	環境保全に関し知識と経験のあるもの（2017年4月1日～）
	加々美 久夫	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	森重 昭孝	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	青柳 ゆかり	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	小椋 緑	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	須之部 大	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	藤澤 昇	環境保全に関し知識と経験のあるもの
	斉藤 昌明	関係行政機関の職員（～2017年3月31日）
	傳田 克己	関係行政機関の職員（2017年4月1日～）

■安曇野市環境基本計画推進会議 委員名簿（敬称略）

役職	氏名	条例等による選任区分
会長	植松 晃岳	市長が必要と認める者
副会長	岡江 正	環境保全活動団体の推薦を受けた者
委員	川井 敏克	事業団体の推薦を受けた者
	飛永 満	事業団体の推薦を受けた者（～2017年1月16日）
	小坂 賢士	事業団体の推薦を受けた者（2017年1月17日～）
	三村 照子	事業団体の推薦を受けた者
	青柳 聡	事業団体の推薦を受けた者
	望月 静美	環境保全活動団体の推薦を受けた者
	太田 忠雄	環境保全活動団体の推薦を受けた者（～2016年11月21日）
	樋口 嘉一	環境保全活動団体の推薦を受けた者（2016年11月22日～）
	横田 耕太郎	環境保全活動団体の推薦を受けた者
	口村 孝	公募により選出された市民
	佐々木 俊之	市長が必要と認める者
	丸山 潔	市長が必要と認める者
	腰原 正己	市長が必要と認める者
	重野 義博	市長が必要と認める者（～2017年5月29日）
石田 壽成	市長が必要と認める者（2017年5月30日～）	

○安曇野市環境基本条例

平成17年10月1日条例第134号

改正

平成29年12月25日条例第24号

安曇野市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第16条）

第3章 環境審議会（第17条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の豊かな環境の保全と創造について基本理念を定め、次の世代へより良いものとして引き継いでいくために、市、市民及び事業者の果たすべき役割を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する取組の基本的な方針を示すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全と創造 市の環境を守り、より良いものとして育むとともに、豊かな環境を生かした地域づくりを進めるための新たな環境資源を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であつて、環境を守るうえで障害になるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動によって引き起こされる地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少やその他の地球全体にわたる環境問題に対して、将来にわたって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保のために必要な取組をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げることを基本理念として行わなければならない。

- (1) 人が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない豊かな環境の恵みを味わい受けるとともに、これが将来の世代により良いものとして引き継がれるように行うこと。
- (2) 人の生活環境が保全されるとともに、自然環境を構成する大気、水、土壌等の要素が良好な状態に保持されるように行うこと。
- (3) 多様な生物が生息できる豊かな自然環境を守り育てることが重要であることを認識し、人と自然が共生していくことができる社会が実現されるように行うこと。
- (4) 私たちが先祖から受け継いできた伝統文化及び歴史遺産が保存されるとともに、景観が保全され、適切に地域づくりに活用されるように行うこと。
- (5) 地球上の資源に限りがあることを認識し、資源及びエネルギーの消費や廃棄物の発生が抑制され、循環型社会を築き上げられるように行うこと。
- (6) 衛生的で快適かつ美しい生活環境の保全が図られるように行うこと。

(7) 私たちの身近な環境が地域の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活や事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民及び事業者と協力しながら、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、かつ、実施するものとする。

2 市は、市民や事業者の環境の保全と創造のための取組に対し、積極的に支援するものとする。

3 市は、自ら率先して環境への負荷の低減を推進するため必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活における環境への負荷を減らし、環境の保全と創造に積極的に取り組まなければならない。

2 市民は、市や事業者が行う環境の保全と創造のための取組に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる環境への負荷を減らし、公害の防止や自然環境の保全のために、必要な措置を自らの責任と負担において行わなければならない。

2 事業者は、環境の保全と創造に取り組むとともに、市の行う環境保全のための施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本市に滞在するものは、基本理念に基づき、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が行う環境の保全と創造のための取組に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(1) 人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の障害を防止し、安全・安心な生活環境を確保すること。

(2) 希少な野生生物の保護、多様な自然環境の保全を通して生物の多様性の確保を図るとともに、自然と人の共生を確保すること。

(3) 河川、地下水等の豊かな水環境を保全し、水資源を有効利用すること。

(4) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史文化的な特性を生かした景観の形成により、やすらぎのある良好な環境を創造すること。

(5) 資源の循環的活用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を築くこと。

(6) 山林の計画的な育成管理及び森林資源を有効利用すること。

(7) 一人ひとりが環境の保全と創造に主体的に取り組むことができるよう、市の将来を担う次の世代を中心に、環境教育、環境学習を推進すること。

(8) すべての者の公平な役割分担に基づく環境の保全と創造を促進すること。

(9) ごみ等の投げ捨てや廃棄物の放置を防止し、美しい景観や快適な生活環境を形成すること。

(10) 市民及び事業者が地球環境保全への行動を進めるよう、普及活動、啓発活動等を推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画には、良好な環境の保全と創造に関する将来の目標や施策の方針、長期的な指針などを定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、第3章に規定する安曇野市環境審議会の意見を聴くとともに、多くの市民や事業者の意見を反映しなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(年次報告の公表)

第10条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創造に関して行った施策について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境基本計画との調整)

第11条 市は、環境基本計画の効果的な推進を図るため、市が自ら実施するすべての施策について、環境基本計画との整合性を図るものとする。

(環境への配慮)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画し、実施しようとする事業者に、環境の保全と創造について適正な配慮が行われるよう誘導するものとする。

(規制的措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境、生活環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関して、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政的、経済的措置)

第14条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民や事業者が良好な環境の保全と創造に関する活動を行うに当たって必要があるときは、経済的な助成や物質的な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、市民及び事業者と協力して環境の保全と創造のために必要な体制を整備するものとする。

(市民、事業者等の自発的活動)

第16条 市は、市民、事業者、民間団体等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動が、積極的に行われるよう支援するものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第17条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、安曇野市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) その他環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、必要に応じ、前項に掲げる事項及び環境基本計画の実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 環境の保全に関し学識経験のある者

(2) 公募による市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときのその職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(特別委員)

第20条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第21条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(幹事)

第22条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員から市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月25日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、目次、第17条第2項、第20条第2項から第22条までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第18条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

第2次【2018-2027】 安曇野市環境基本計画

2018年3月

[発行] 安曇野市

[編集] 安曇野市市民生活部環境課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

TEL : 0263-71-2000 FAX : 0263-71-5000

URL : <http://www.city.azumino.nagano.jp>

E-Mail : kankyou@city.azumino.nagano.jp

この冊子は再生紙を使用しています。